

衆議院 内閣委員会 議 録 第十五号

昭和五十九年六月二十一日(木曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 片岡 清一君
理事 池田 行彦君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 松浦 利尚君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
理事 石原健太郎君 理事 内海 英男君
大島 理森君 奥田 幹生君
鎌田忠三郎君 菊池福治郎君
塩川正十郎君 月原 茂皓君
二階 俊博君 林 大幹君
山本 幸雄君 上原 康助君
角屋堅次郎君 木間 章君
佐藤 徳雄君 嶋崎 譲君
水田 稔君 元信 堯君
渡部 行雄君 鈴切 康雄君
山田 英介君 三浦 隆君
柴田 睦夫君 三浦 久君

出席國務大臣

文部大臣 森 喜朗君
國務大臣 藤波 孝生君
(内閣官房長官)

出席政府委員

人事院總裁 内海 倫君
人事院事務局長 鹿兒島重治君
任用局長 柳川 成顯君
總理府賞勲局長 中村 靖君
文部政務次官 面崎 清久君
文部大臣官房長 齋藤 尚夫君
文部大臣官房審議官兼内閣審議官 齊藤 尚夫君
文部省初等中等教育局長 高石 邦男君

委員外の出席者

文部省大学局長 宮地 實一君
文部省学術國際局長 大崎 仁君
文部省管理局長 阿部 充夫君
行政管理庁行政管理局管理官 新野 博君
参 考 人 (前中央教育審議会会長) 高村 象平君
内閣委員会調査室長 緒方 良光君

委員の異動

六月二十日

辞任 田中 慶秋君 補欠選任 永江 一仁君

同日

辞任 田中 慶秋君 補欠選任 田中 慶秋君

同日

辞任 上原 康助君 補欠選任 水田 稔君

同日

辞任 嶋崎 譲君 補欠選任 佐藤 徳雄君

同日

辞任 渡部 行雄君 補欠選任 木間 章君

同日

辞任 木間 章君 補欠選任 渡部 行雄君

同日

辞任 佐藤 徳雄君 補欠選任 嶋崎 譲君

同日

辞任 水田 稔君 補欠選任 上原 康助君

本日の会議に付した案件

臨時教育審議会設置法案(内閣提出第四七号)

○片岡委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、臨時教育審議会設置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。角屋堅次郎君。

○角屋委員 一昨日、中曽根総理の出席を求め、私を初め各党から、常任委員会としては異例の総理出席のもとでの審議が開始されたわけでございます。私、二日間わたって質問するというのは初めての経験でございます。第一目に総括的に何をやるか、きょうの第二目にそれを受けて何をやるか、分断審議という実是非常にやりにくい経験をしたわけでございますが、しかし、教育は非常に重要な問題でございます。党の御相談の結果、引き続き私が質問いたすことになったわけでございます。

きょうは、第六期以降中央教育審議会の委員を務められ、最近では中央教育審議会の会長として、約二十年にわたっていわゆる中教審の審議、答申を通じていろいろ日本の教育の問題について大変御努力をされてまいりました高村象平先生を、委員長並びに各党の理事の御承認を得てお呼びすることに相なりました。

これは委員会の先生方にも御了解を得たいわけでありまして、これから慎重審議の中で参考人招致があったりあるいは公聴会の開催があったりするわけでございますが、きょう高村先生をお呼びしたのは、従来教育改革問題を文部大臣の諮問機関として審議してまいりました中教審から、我々の賛否は別として、総理直属の臨時教育審議会に切りかえようということでありまして、審議に当たっては、従来審議会の委員をやらせ、今日会長の責任者であった高村先生にやはり御出席を求め

めて若干の点について伺いたい、こういう経緯でございます。これはこれからの委員会審議における参考人招致あるいは公聴会等とは別の、スタートの問題として御理解をいただいておりますのであります。

そこでまず、一昨日に引き続きまして、これは今次国会の本会議、予算委員会、文教委員会、一昨日来の審議を通じてでももう既に明らかになっておりますが、中央教育審議会の高村先生もおいでになっておりますので、この際、森文部大臣から、いわゆる中央教育審議会から本年の一月中旬以降急浮上してまいりました総理直属の審議会といたしたような点についての経過を簡潔に御答弁をお願いしたい、こういうふうに思います。

○森國務大臣 今角屋先生からお話がございますように、中央教育審議会は、文部省固有の所掌事務でございます。教育、学術、文化等につきましているいろいろな御審議をいただき、御提言をいただいていたわけでございます。特に第十三期の教育内容等小委員会審議経過報告は、主として時代の変化に対応する初等中等教育の基本的な課題等についてそれまでの審議をまとめるとともに、今後とも制度の弾力化の進め方や学校体系のあり方の問題について継続して十分な検討を重ねる必要がある旨を報告していただいておりますのであります。

しかしながら、第二次中曽根内閣発足に当たりまして、教育を重要な国民的な要請の中でどう改革を進めていくのか、教育の幅広い論議を、あるいはまたいろいろの御意見を国民の中から私も聴取してみますと、やはり幅広く各行政諸部にすべて関連のあることでもございます。そういう意味で、政府全体の問題としてこの問題を検討していくことがやはり最も国民の要請にこたえることになるとは思いません。

もう一つは、国民全体が生涯を通じて、まさにゼロ歳から生涯教育を受けるというこうした基本的な考え方を大事にするためには、やはり文部省以外の行政各部の施策との関連も含め、広く総合的に進めていきたい。政府全体の問題としてこの問題に取り組む、こういうふうな考えの場合に、総理の諮問機関として臨時教育審議会を設置しよう、そのことがより緊急に、また長期的な問題等も含めて国民の要請にこたえることになる、このように判断をいたしましたものでございます。

○角屋委員 今の森文部大臣の、中教審から臨教審への切りかえの経緯という点については、高村先生がおいでになってこれから伺いをすることに關連しますので、お互い十分知っているわけでありますが、まずお聞きしたわけでござい

ます。そこで、本日は高村先生、本当にお忙しいところどうも御苦労さんでした。先ほど冒頭に申し上げましたように、きょう高村先生をお呼びしましたのは、第十三期の中央教育審議会の会長であられた。そうして十一月十五日におきます教育内容等小委員会審議経過報告、こういう報告の段階で第十三期の教育審議会の任期が終わったわけでござい

ます。高村先生の場合は、中央教育審議会は御承知のように昭和二十七年六月六日の日に文部省設置法の一部改正によって設置された審議会でありましたが、それから十年を経た三十八年から、第六期委員から審議会の委員になられた。先般、高村先生にお会いしましたら、大学紛争のとき、慶応義塾の大学の関係等もあつて一時委員をやめられたけれども、その後また再び委員をやられて今日まで来たというお話等もお伺いをいたしまし

た。え方、感慨といいますが、これは単に中央教育審議会の委員あるいは会長という立場も離れて、教育者の立場ということも含めて、まず高村先生の方から御感慨をお伺いしたい、こういうふうな思

います。○高村参考人 角屋さんのお尋ねに対してお答えいたします。私、いつの間にか二十年の間、中央教育審議会に關与してまいりました、それから最後の六年間は会長という地位にありまして、いろいろのこととを審議したりしてまいりました。

その間、何が一番感銘に残っているかというお尋ねでございますけれども、すぐとつさに思い浮かびますことは、あれは十二期でしたかの答申の中にありますが、生涯教育についての答申がござ

います。これをとりつきましたときのいろいろの問題がまだに頭の中にこびりついております。と申しますのは、生涯教育ないしは生涯学習とい

うものは、その言葉どおりパーマナントに学んでいかなければならないということなんでありま

すけれども、それにはつまり何でもかんでも学べばいいということではないので、学び方というものがあ

るわけであります。したがって、またその裏になりま

す。あるのではないかと、ということは、学校段階の区切りというものを改めることによって多少救われるものがでてくるのではないかと、そういうふうに思

つておりました。しかし、それが何年かの審議をして経験しております間に、これはやや思い上が

つた考え方だということに気がつきました。と申しますのは、まず第一に、費用の点でも大

変なことであるし、もう一つは、人事の問題で大きな支障というものが当然起きてくるだろうし、

それを切り抜けるのに、今までのような官民の体制でそれが可能かどうかということになると、少

少々心もとなひように思われまして、そこで、それよりもつと先にやるべきことがないかと考

えます。それがあつた。何がそれになつてい

ます。○高村参考人 ただいまのお尋ねに対してお答えいたしますが、何らございませんでした。それだけでございます。

○角屋委員 森文部大臣にお伺いをしたいのでありますけれども、過去二十年近く中央教育審議会の委員をやられ、そして第十三期の会長として、

昨年の十一月十五日のいわゆる小委員会の審議会報告を出されるまで重要な役目を果たし、新たな

総理直屬の審議会に切りかえられたときに、会長であつた人に対して何ら一言の、こういうこと

で今進んでおりますとか、こういう検討をいたして

おりますとかいうことなしに、新たな機関への切りかえを考

へる。つまり、文部大臣初め文部官僚というものの今日の体質というものがここに具体的にあ

らわれているのじゃないか。人の問題、道徳教育の問題を言

われる文部大臣を初め文部省自身の、二十年近くやつてこられた第十三期の高

村会長は全然相談を受けていない、あるいはお話を受けていない、こういうところにも、私はこの制度が極めて猪突的であり、そしてまた政府の中曾根総理のイニシアによる急変的な態度の中でこういうものをやろうとした点があらわれておると思うのであります。森文部大臣からその点について御答弁を願いたい。

○森文部大臣 人それぞれの考え方の違いというものもございしますが、新たに臨時教育審議会を設置しようという考え方の判断をいたしますその際に、中央教育審議会として大変な御努力をいたした高村先生初関係者の皆様方と御相談を申し上げることが、その先生方に対してお答えをしようか、これは私の判断でございしますが、私自身も迷ったことも事実でございます。

余計なことを言うと言われるかもしれませんが、学生時代から高村先生を私はよく存じ上げております、当時慶応大学の弁論部長として、私も直接ではございせんが早稲田の弁論部という立場でも御指導をいたしてまいりまして、ずっと御尊敬は申し上げておりました。いろんな場面でもお目にかかり、お話やまた先生の考え方もちようだいすることもしばしばございすし、そういう意味では、だれよりも私は一番先生を崇拝していると思っております。

したがって、個人的に御尊敬を申し上げること、今度の問題で中教審の委員、会長を御経験なさった先生にこういうふうなことをいいたしたいと思います。かえって先生のことを御相談することは、かえって先生の御迷惑になるのではないかと、これは私も政治家として、また内閣の任にある者として判断をしていくことが正しい、こういうふうに私自身は判断をいたしました。

なお、文部省といふことは、事務的にはいろんな経過報告は先生にしておるものでございまして、この件につきましては先生に御相談をしようとして臨時教育審議会に切りかえようといううなことを申し上げることはかえって先生に御迷惑

をかけることになる、国会で御審議をいただいで、そして審議会の法案が成立してスタートをさしていただくという国会での御判断をいただいたら当然先生方にも御相談を申し上げていききたい、私はこういうふうな考え方をいたしました。

なお、予算委員会、文教委員会等を通じて、中教審の今日までの御意見をいただいた議論、またいろんな意味での御意見を十分踏まえて、ゼロからのスタートではなくて、中教審の御答申の上に立って臨時教育審議会というものを進めていきたい、このようにも国会で御答弁を申し上げているところでございます。

○角屋委員 今の森文部大臣の答弁は、我々の常識あるいは国民の常識から見てもまことに苦しい言いわけにすぎない。しかも、昭和二十七年以来中央教育審議会は、我々は中教審路線とて厳しい批判を持っていたけれども、よかれあしかれ日本の教育の問題をどうすべきかについて真剣に議論をされる答申をされ、そして政府はそれを受けて法案になるべきものは出してこられる、そういう問題については、我々社会党の場合で言えば、教科書法案の問題で、あるいは教育委員会の従来の公選制から任命制に切りかえる問題にせよ、その他各般の問題について、戦後の憲法、教育基本法に基づく平和、民主主義を大きく変質させる問題については強く反対をしてまいりました。

それはそれとして、少なくとも今日まで審議会の委員であり、しかも十三期の会長であった高村先生に対して——私は、数日前に先生にお伺いした際には、事によつたら十四期ではまたお願いをしなければならぬというふうなことも考えておりますという話が森さんからあったというふうにお伺いしました。それは昨年のことであつた。それは、それから一度も何の話もなかつたというのには、これは世間の常識に反する、我々の常識にも反する、こういうふうな率直に思わざるを得ない。私は、もし文部大臣の職責にあつたとするならば、実はこういう関係でこういうふうに進んでお

ります、いろいろ検討しております——何も中央教育審議会にそういう制度に切りかえることについて意見を求めよと言っているんじゃない。新しい制度に切りかえることについてこういうふうな関係でこういうふうにしたいと思つておりますという報告、連絡だけは私はすべきものと思つております。

しかも、私がさらに言いたいのは、中曾根総理は行政改革、財政改革、それに次いで第三の改革として教育改革をやりたい、その教育改革をやる入れ物として戦前五回、戦後わずか一回しかない総理直属の臨時教育審議会をつくつてやろうというのである。だとするならば、従来からやつてまいりましたそういう中央教育審議会の会長あるいはその他の方に対して、こういうことである、こういうことを強く申し上げておきたいと思つております。

その中で、高村先生に、二、三先ほど御感慨を触れられましたけれども、先生に私から聞くのは、いずれまた参考人等の問題が出るたびに各党からというケースもあると思つておりますので、私一人が先生にいろいろなお伺いすることは慎みたいと思つております。

一つは、昨年の教育内容等小委員会審議経過報告の中で、中学校にまで習熟度別の学習をおろすといつたふうなことを含んだ、まだ全体がありまされども、経過報告が出た。先生が新聞記者会見に出たときに、そんなばかなことを。ということ、教育者の立場として言われたのだと思つております。そういう報道が私にも手元につけております。その問題は、既に高校の点につけて文部省がいわゆる習熟度別の学校の問題については進めておる。しかし、義務教育である小学校、中学校、特に中学校について習熟度別の学習を入れてくるということは私は基本的に反対であ

りますし、そういうものを内容とする小委員会の審議経過報告の中に基本的な問題点を含んでおると思うのであります、この中学に習熟度別の学習を持ち込んでくることに對する教育者としての高村先生のお考えを率直に聞きたい。

それから、今新しい臨時教育審議会の問題について公開制という問題を我々の側からも議論しておる。この臨時教育審議会の賛否は別として、こういうものをつくる場合に、教育は広く国民全体にかかわつておる、また、教育基本法の精神から見ても教育は国民の手によつて基本的には推進されなければならぬ、国民的基盤において推進されなければならぬ、こういう性格を持っております。そこで、従来会長として中央教育審議会の審議の経過というようなもの、この点についてはどう御配慮をやつてこられたのか、こういう点が第二点であります。

それから、第三点といつたしましては、御案内のとおり中央教育審議会は、いわゆる正委員と言つては恐縮でございますけれども、正委員と必要に応じて臨時委員を置くことができることになつておりました、第一期から第十三期までの正委員がどういう方々であつたか、臨時委員がどういう方々であつたかは、私は手持ちにしております「中央教育審議会答申総覧」で十分承知しております。高村先生が二十年やつておられる中に、正委員として任命されてくる方、必要に応じて専門的な分野で臨時委員として来られる方々、そういうことも含めた運営で審議をし、答申を出してきつた。そこで、こういう重要な問題については必要に応じて臨時委員というふうなもの、専門委員は別にございましてけれども、考える必要があるというふうな経験上思われるのか、やはり正委員で本来ずつとやるべきだというふうな考えられるのか。これは先生自身が御経験されておることです。から、我々にはわかりませんが、そういう点についてどういうふうにお考えかをお伺いしたいと思います。

○高村参考人 三点ばかりお尋ねがございましたが、最初の習熟度別学習を義務教育の段階に設け

ていいかどうかというお話でございます。

今角屋委員も私が記者会見のときに発言したところについて御承知でありますので、とやかく申し上げるわけでもございませんが、私はこれは固定したらいけないと思うのです。ただ、例えば中学であります英語が必修科目にたいに実際のところございます。あるいは算数とか数学とかというものの、つまり普通の子供が苦手とする教科があります。その教科についていろいろでこぼこができてしまっているわけなんです、それについてあるレベルで統一されたものを一つのクラス編制にしておいたら、その時間だけは新しいクラスへ入って、それが終わったならばもとのクラスに復帰する、そういう式の一時的な習熟度別学習ということがあってもいいんじゃないか、私はそうは考えておりました。ただ、これを固定化してしまうことは何か区別をつけるような気がいたします、あなたがこれは賛成できないと考えておりましたので、新聞記者諸君に対しての私の発言なんかもそのような形が出たものというふうに御理解いただきたいと思っております。

それから、中教審の審議の公開の問題であります、これは中教審の内規の中に非公開、公開はしないというのを原則にするということがたしか出ております。それに従って行っていたわけでありまして、しかし、文部省詰めの記者諸君などの要望もありまして、その打開策とでもいいますか、それは各会議が終わりました後でみんなの意見を代表する形で私一人が文部省詰めの記者諸君の質問に対して答える、それできょうは大体こういうことをやっただけだということをお話する、いわばぬえ的なやり方でありまして、そういう形をとりました。この後も、もし十四期というものがありましたら、恐らくそれを続けていただろうと思いますが、これは架空の問題でありますから、ただそういうふうになったのじゃないかということをお願いいたします。

のではないので、文部当局が任命するのですから、それが正委員になり、臨時委員になるか、わかりません。

ただ、正委員と臨時委員との間は、法で決まっております。つまり二十名という枠がありますから、それに入り切れない人が臨時委員になったくらしいに私は考えておりました。扱いは全然同じにしておりまして、大体申ししますならば、臨時委員はちょうど専門委員にやや似ておりました、それぞれの問題についての専門的な知識を持つていらっしゃる方が任命されることが多い、そんなふうな考えでおりますので、その点につきましては私の気持ちはいまだに変わっておりません。恐らく枠がもっと拡大していたら、全部正委員にしてもいいのじゃないかと思っております。ただ、余り数が多くなるとやりにくく思っています。会長としては余り多くない方を望ましく思っております。それだけつけ加えておきます。

○角屋委員 高村先生は慶応義塾大学の教授として、また塾長として、そして中央教育審議会の委員としては約二十年、そういう点で幅広い教育の分野と、それから大学教授としての経験と、大学紛争の当時等も含めて塾長としての経験もあるわけでありまして、戦前の大学の教育、それから戦後、従来からありました旧制帝国大学あるいは一般の大学、そして専門学校等も含めて新制の大学昇格といった形で今日高等教育が行われておるわけでありまして、そういった戦前戦後を通じての高等教育、特に大学教育、そしてそれは国公立が大学では二割程度しかカバーしていない、八割は私学教育でやっております。先生自身は私学の方になるわけでありまして、そういった点で我々は国公立の關係についてもっとふやしていつて、いわゆる国民に対する生涯教育の一環としての高等教育を受けたという問題、あるいは高等学校から大学へ行く問題、そういった諸要請にこたえていくといった点で国公立の大学等の整備も重要な問題である。

で、十八歳の生徒がピークになります数年後に備えて八万六千名から増員していかなければならぬという問題がございまして、それに対してどうしていくかは後ほど文部大臣にお伺いするわけですが、そういった問題もこれから控えておるわけでありまして、大学教授として、私学の塾長として、あるいは教育審議会の委員、会長としてやってこられた關係から、大学教育というのに対してどういう御感慨を持ち、これから希望を持たれるかといった点、これは教育者の立場で結構でありますからお答え願いたい。

○高村参考人 非常に答えにくいものをお尋ねくださいました。簡単に一言で言ってしまうと、昨今の大学教育というのは何か性根がないような気がいたします。と申しますのは、本当に大学教育を受けたくてそれぞれの大学に入ったのかどうか、これが非常に怪しい学生が多いということに入ってきたというのが多くなっているということがあります。その原因ではないかというふうに私は推察しております。

でございますから、セミナーなどで厳しくやりますといつの間にか姿を消してしまうという言語道断な者が相当いるわけでありまして。別にそれを追っかけてまた引き戻してやろうということまでの親切心は出ておりませんけれども、とにかくそのように何か遊び半分というふうな気持ちの者が多くなってきたというふうな考えです。これは明治生まれの私の考えかもしれないが、恐らくほかの大学教授にお尋ねになっても似たような返事をするのではないかとこのように思っています。

もつと真剣味を持たなければいけないのではなにか。ということとは、つまりいろいろの学校を出ますとそこで与えられる資格というものを問題にしている。資格というのはおのずとできてくるものであつて、それを目標にして勉強するなんて言語道断だと私は思うのでありますが、その言語道断なのが今横行闊歩しているというのが現状だろ

うと思ひます。それは甚だ嘆かわしいことであります。が、同時に、それを幸いにして甘いような教え方、甘いような採点の仕方というふうなことがあつてはならないものだと思ひます。中にはそれに外れたような教え方をする人もいます。そういうことが実際の姿だろと思ひます。余りやましく言いますと仲間から外れてしまふという、これは実際の問題としてございまして。

これは何も私立大学の問題だけでなく、恐らく国公立の場合でも似たようなものがあるのではないかと。もちろん、厳しくすればするだけ余計に慕わしくやつてまいります。かわい子もうんというものを感じておりますので、お答えいたします。

○角屋委員 きょうは冒頭に委員の先生方にも私のお呼びした趣旨を申し上げましたように、本来、中教審から臨教審への切りかえという問題の経過の文部大臣の御説明を受けて、高村委員の方には、やはり二十年間中教審の委員として、そして最後は会長としてやつてこられた、このパトンドッチという形の問題と、それから中央教育審議会の中において本委員会とこれからのいろいろ議論が進められる公開制の問題、あるいはまた昨年の十一月十五日の審議会の経過報告の点とも関連しますけれども、習熟度別を義務教育の中学校に持つてこようとする、二点の問題についてお伺いをいたしました。先生には、教育者の立場からいえば共通一次問題とかいろいろの問題についてお伺いしたい点はやまやまございまして、これは本来の審議の時間の私の手持ちもありませんので、この程度にいたしたいと思います。

本日は、先生、大変お忙しいところ御出席をいただきましてありがとうございます。そのまま時間までおられて結構でございますけれども、時間というのは一時間というふうにお聞きしておりますが、先生に対する質問は以上でもつて終わらせていただきます。ありがとうございます。

○高村参考人 退席してよろしいですか。

○角屋委員 どうぞ。

○高村参事人 では退席させていただきます。あ
りがとうございました。(拍手)
○角屋委員 それでは、これから本論に入らして
いただきます。

〔委員長退席、深谷委員長代理着席〕

私は一昨日、中曽根総理と、いわば戦後平和、
民主教育の原点というふうなものに基本を置いて、
政府・自民党が戦後三十八年にわたってやっ
てまいりました教育改革の路線というものは――
中教審が今日までやってまいりました点について
も、高村先生、大切なお客さんでありまして、あ
そこでも中教審路線の厳しい批判を前提にしてお聞
きするわけにいきませんから、礼を尽くして私の
聞きたい数点について伺いました。が、やはり
戦後教育のこれまでの変遷の中では、臨教審の法
案の第一条で「教育基本法の精神にのっとり」と
言っておられるけれども、これは戦後の三十数年の間
にだんだんと浸食をし、そして切りかえてきてお
る。空洞化と言っているのがあるいは変質と言っ
ているのか、そういう形を基本的に持つておると
思います。私は、そういう歴史的な問題について
引き続き触れることは、具体的な問題を持つてお
りますので、それはいたしませんけれども、森文
部大臣はその点について、戦後教育の憲法、教育
基本法に基づく教育理念、また教育方針というも
のは今日までも受け継がれ、守られてきたという
ふうにお考えでしょうか、そういう点についてお
伺いいたします。

○森国務大臣 角屋先生のお尋ねに結論から申し
上げれば、戦後の教育基本法の精神を大事にし
て、そして平和的な国家をつくるための人間教
育、人間形成、その社会を構成する国民の教育を
している、私はそのように信じておりますし、今
もそのことは変わっていない、こういうふうにお
考えしております。

今さら先生に申し上げることはかえって失礼か
と思いますが、教育基本法は憲法の精神に基づい
た我が国の教育制度全体に通ずる教育理念でござ
いまして、その原則を明示をいたしておるものだ

というふうには私は理解をいたしております。その
精神は、第一条で「教育の目的」として、「教育は、
人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形
成者として」「心身ともに健康な国民の育成を期
して行われなければならない」ということがう
たわれておるわけでありまして、そこに戦争の反
省というところから新しい教育の位置づけがあ
る、私はそのように信じておりますし、その方向
で今日も教育行政がなされている、こう理解をい
たしております。

○角屋委員 文部大臣は、最近発刊された本であ
りますので読んでおられるかどうかわかりませ
んけれども、つい最近まで日教組の委員長をやっ
ておられた横枝元文さんが「文部大臣は何を
したか 私の目で捉えた戦後教育史」というのを
つい最近出しておられます。私、これを全部勉強
させていただきました。こういう本は、いわゆる
文部省サイドからの戦後史という見方があるでし
ょう。それから、例えば六十万の教育集団である
日教組の責任者の地位に相当長きにわたってあつ
た横枝さんの戦後教育史というものがまた最近出
されておる。そういうものを総体的にとらまえる
ところに、これから教育改革を考えていく場合の
共通の広場というものが生まれると私は思う。

政府・自民党は日教組を敵視する。そういう形
の中では、いわゆる教育の荒廃から日本の教育を
救うということではできない。諸外国の教育改革の
いろいろな歴史というふうなものについて余り深
くひもとくことはありませんでしたけれども、
そういった諸外国の教育改革に当たった基本的
な考え方の中に、大きな教育改革をやるという
場合は政治的な合意が必要である、国民的な合意
が必要である、これなくして教育改革をやっても
教育改革の成果は上がらないというふうに教育改
革をやつてまいりました。

数年前に社会党が教育改革の国際シンポジウム
というものをやりました。それに全部目を通した
中に、それぞれの各国における教育改革、そこで
言われておることは、やはり教育基本法でも示し

ておることでありましてけれども、大きな教育改革
を、何をどうするかは別として、やつていこうと
いう場合は、政治的な合意と国民的なコンセンサ
スというものを抜きにしては真に実のある教育改
革はできない、こういうふうにも思うのでありま
して、ぜひその点は、既にお読みかどうかわか
りませんが、横枝さんの本などもこれから教
育の問題を考えていく場合に、文部省の――先ほ
ど私は高村さんの点でちよつと親が子をしかるよ
うなことを言いましたけれども、これは私はそう
考えたからそういうふうな言つたのであつて、一
事が万事、文部省はすべていかぬというふうにと
つたつもりはないのでありまして、こういうこと
ろにあらわれておる姿の中に文部官僚の考えてい
かなければならぬ体質があると私は考えておるか
らであります。

その点で、森文部大臣は戦後の大臣としては四
十三代目、人としては三十九人目。これは、亡く
なられた松村先生が二回やられ、そして今御健在
でございまして、瀬尾先生が四回やられたというこ
ともありまして、森文部大臣は第四十三代。在職期
間を平均してみますと、大体十一月で文部大臣
がかわつておるといふことであります。教育は、
政党から出ずしる――戦後はしばらくの間、御
承知のように文人文部大臣、民間から出られた文
部大臣がやられておる時期が相当ありました。そ
ういうことは是非については意見はございませ
んけれども、とにかく猫の目のように大臣がかわる、
これにも基本的にはやはり問題があるだろう。

我々の党の教育の専門家が、文部大臣は、国会
に出てこられてから文教一筋とは言いませんけれ
ども、その中心になつてやつてこられた人で、森
文部大臣に対する客観的な評価はどの程度か、私
は別のセッションで多くやつておりましたからわ
かりませんが、見たところ、中曽根総理より
は教育の問題を考えるのが地についておるのじ
やないかと私は思うのです。そういう点で、もの
の半年や一年やあるいは一年半でかわる、長くや
つてくれといつても総理を目指す人としてはそう

いうわけにいかぬかしらぬが、そういうことは
別として、文部大臣が猫の目のようにかわるとい
うところにも問題がある。

この臨教審の問題をどうさばるか、この議論を
通じて結論をつけていかなければならぬという問
題であろうと思ひますけれども、そういう点で戦
後教育の歴史というものを客観的にどう見るか。
我々は、憲法、教育基本法の中で教育基本法とい
うものの精神が空洞化しつつある、変質しつつあ
るという認識を持つております。今回の、一昨日
の議論も含めて私をして端的に言わしめれば、臨
教審の第一条で「教育基本法の精神にのっとり」と
書いておられるけれども、この「のっとり」は、教
育基本法を守るといふ「のっとり」で法文上出て
おります。これは極端な表現として受けとめられ
ればお許しをいただきたいと思ひますが、この
「のっとり」といふのは、中曽根さんの政治的な
理念や体質からいくと、ハイジャックの「乗っ取
り」を改憲への地ならしとしてやろうとしている
のじゃないかというふうな危惧の念を持つている
のが、率直に言つて私の実感であります。そうい
うことを私は実感として持つておる。

しかし、本会議、委員会その他の議事録の総理
初め森文部大臣のものを全部読ませていただきま
したが、森文部大臣の方が、さすが戦後教育を受
けただけあつて地についておるといふふうと思つ
ておりますが、私が先ほど言つたように、教育改
革をこれから進めようという場合には、政治的な
合意、国民的な合意ということを経なければなら
ない。一方を敵とし、そして対決の中で思うような教育
の方向を持つていこうとすることがもしありとす
るならば、日本の国自身の進路を誤ると私は思つ
ておるのであります。そういう点について第四
十三代目の文部大臣としてひとつお答え願いた
い。

○森国務大臣 角屋さんから私に対する御質問も
含めて、むしろ御激励をいただいたものであると
いうふうにお受けとめさせていただきます。ここに

も肖像画が飾つてありますように大先輩、農民運動、労働運動を通じて、先ほど先生がおっしゃったように国会での同じセクションでは余り御議論することはございませんでしたが、先生のお人柄や今日までの政治家としての大きな足跡、私も大変尊敬を申し上げておるわけでございます。そういう大先輩から激励をいただいたものである、こういうふうには受けとめさせていただきます。

確かに、先生がおっしゃるとおり、教育は幅広く多くの皆さんの、また端的に言えばいろいろな立場の方々の御意見を伺うということがとても大事なことでござっております。そういう意味で、先ほどもちよつと先生におしかりをいただいたところもございまして、臨時教育審議会にいたしましたのは、むしろ幅広く、そして各行政、あるいは国際性あるいはまた労働性あるいは雇用の問題、すべての問題を幅広く考えて、そういう中で日本の教育全体を考えてみなければならぬ、そういう段階に今来ていると私は思うのです。

もちろん、文部省も今日まで、固有の所掌事務でございまして学術や文化や教育の中でのいろいろと改善をいたしてまいりましたけれども、やはり量的にも大変大きな膨らみを見せておりますし、またいわゆるレベルは大変高いものになっております。しかし、今世の中に行われておるいろいろな現象や事象というものは、教育が原因ではないだろうかということが非常に多過ぎる。政治家全体として全く看過できない問題がたくさんあると思うのです。

私も大臣になりましたから、教育者の皆さんともいろいろ御議論をいたしたことがございますが、学者の皆さんは、やはり学問を進め、研究を深めていこうということに大きな使命感を持っておられる。そのこと自体は私は正しいと思うのですが、そのために、世の中全体にいろいろな、どうも教育が原因ではなからうかという病弊、病理現象というものが起きてきている。これを政治家としての立場で全く見逃しておいていいという、そんな事態ではない、私どもはこのように考えて

おります。

そして、これは先生、私の考え方ですから、ちょっとお気持ちに触れるかもしれないですが、今の日本はいろいろな意味で、さっきの高村さんのように明治生まれの方もおられますし、全く民主教育の、新しい教育理念のもとに出てきた人、むしろそういう方々をお父さんやお母さんに持つておられるお子さんまでが今世の中の構成をしておられる。こういう時代であればあるほど、そういう政治的な対立やあるいはイデオロギーの議論の中で教育を論ずるのではなくて、本当にこれから二十一世紀の日本の国を背負ってこれる、あるいは二十一世紀の国際社会の中で堂々と生きていくべきような青少年のために、教育の諸条件あるいは諸制度あるいは教育の内容等がどういふふうになっていくのかということ、いろいろな方々で御議論いただくことが今とても大事ではなからうか。

そういう意味で、幅広く内閣全体の責任で行えるようにこの臨時教育審議会を総理の諮問機関としてお願いをいたしておるものでございまして、私は、むしろ先生方のそうした御意見、国会での御議論、そういうものを踏まえてこの審議会が恐らくすばらしい御議論を展開して、日本の将来にとってふさわしい教育制度を示してくれるものではないだろうか、こういう期待を実は持つておるところでございまして。

○角屋委員 幾つかのお聞きしたい問題を持つておりますので、この間の中曽根総理の出席の際には、私も自分がしゃべる時間が多くて、中曽根総理もしゃべる時間が多くて、幾つかの問題を残すということになりましたが、きょうは、これからはお聞きをするという立場で、若干私の意見が入りますけれども、進めていきたいと思っております。先ほど高村先生にもお話をいたしましたが、高等教育問題であります。ここで問題になるのは、いわゆる入試制度の問題、高等教育の共通一次試験、ここをどうすべきか。きのう国立大学協会が総会を持たれて、いろいろな報道でも出

ております。そして、例の五教科七科目の問題を、私学の慶応、早稲田等を初め、多くのところでどういふ入試科目でやっておるかということについても、私は主要なところについては資料を全部手元にいただいておりますけれども、同じ大学を受けるにいたしても、国公立の大学という場合と私学の場合とそれぞれ科目が違つておる。これは文部大臣も委員会答弁等でもお答えになっております。

そこで、いわゆるアラカルト方式というものも含めて、総理自身も一昨日お答えになりましたように、来年は、共通一次試験についてはもう生徒自身がそれで準備しておるわけであつて、五教科七科目についてある程度こうする、アラカルト方式で切りかえるというふうなことはとてもできません。したがって、来年は実施時期をずらすということ、これを基本にしてやられることは御案内のとおりであります。

その場合に、来年度に間に合わせるファクターというのはあり得るのかどうかという問題と、基本的に共通一次試験をどうするかという問題になりまして、共通一次試験というのは、先ほど御出席の高村先生がこの問題を聞かれると、あれはやめた方がいいというふうなことを言われる可能性もあるかも知れませんが、そういう可能性もあるというところは、これから共通一次問題を考える場合に、私自身がきょうお呼びした点で、非常に影響の大きい御答弁があつてもいいけれども、どういふふうにお答えになるかわかりませんけれども、そういうことで、その点の御質問は避けなければいけません。要するに、我々もこれにかかわるべき方法というのを提示せずしては、政変あるいは政治家の立場でも言えないわけでありまして、この問題は既に来年は実施時期をずらすということとであつておりますけれども、国公立の大学の入学試験をどうすべきかということは重要な問題だろうと思ひます。大体、この共通一次試験というものが行われる

ことの反作用として、総理自身も言ういわゆる偏差値教育の改善、これは裏腹の関係を持つておるといふふうには私は見るのでありまして、そういう点で、この点は今後の問題として重要な入学試験の問題の一つである。

それから、文部大臣は敗者復活戦があつたらしい、こういう敗者復活という言葉を使われた。いづれにしても、私は資料を手元にいたしておるが、国公立の大学において二次募集をやつておるといふところがある程度ございまして、これはさらに広めるべきものというふうにお考えなのか、あるいは各大学は大学の自治の問題がございまして、国公立の大学でやつてもらうというお考えなのか。私の母校の大学の農学部でも二次募集というのをやつておるのですけれども、この場合は成果としてはあるというふうな聞いておるわけでありまして、ただ、二次募集のときに席を占めて、そして本来行きたかつたところを次に受けてかわつていくというケースも、ある程度のパーセンテージがありまして、そのことは別にいたしまして、いわゆる二次募集というものは、今国公立でやられておるのをさらに拡大するというのが文部省の考え方であるのか、あるいはそれぞれの大学の自治に任せるというお考えであるのか。

それから、推薦入学というものが御承知のように行われております。これは私学の場合も行われておりまして、中曽根総理は拓大総長をやつておる御経験もあるものだから、拓大では三割ぐらゐは母校出身者の推薦で、それを受けてやつておるといふようなことも含めて、推薦入学問題について御答弁されておりました。

こういった推薦入学という問題は、塾とか進学塾とかいろいろなことでも過熱してきておりますけれども、私自身としては、学校教育の中でじっくり学力を身につけて、学校からもそういう評価を受けるというある程度の者には自分の希望する学校が道をあけておるとすれば、そこに推薦入学で行くということは、当然制度としてあつてい

いというのが私自身の考え方であります。

そういう推薦入学の問題は、いわゆる臨教審の議論の中でも、高等学校では普通科ではまだやられていないところは数少ないということでもあらうけれども、いわゆる職業教育関係、職業高校の関係では、御承知のように高校教育の活性化といったような立場から、推薦入学というものをある程度入れておる。中教審の答申等との関連で言えば、これを普通高校にも伸ばすべきだという意味の発言も出ておりますけれども、そういった推薦入学問題。

それから、昭和四十六年答申というのは、当時朝日とか毎日とか読売とかいろいろの報道が——総理やあれが高い評価を持たれたり、あるいはこれをたたき台にして臨教審で言っているけれども、あの当時、中教審の答申が出た当時の主要なマスコミ報道というものをもう一回見直してごらんになれば、これは厳しい批判が報道として出ておる。政府や財界はこれを一生懸命にやりたいと考えておるかもしれないけれども、しかし、この答申の内容というものは基本的に問題を持っておる。私の手持ちの資料の中にも、当時文部省の審議官が関係の数人と座談会をやっておる記事等もありますが、時間の関係上触れませんが、いづれにしても共通一次問題、二次募集の問題、推薦入学の問題。

四六答申の中では、学士とか博士等の学位の再検討問題というのが提起されております。私は、この再検討問題をどうするかというよりも、後ほど触れる、外国から日本に来る留学生に聞いていると、学位を得て、そして自分の母国に帰ったとき、そういうタイトルも持っているというやうなことが留学生問題の中で指摘されておる。そういうことも含めて、今の三点お答えを願いたい。

○森岡務大臣 一口に三点とおっしゃいましたが、とても幅広い先生の御意見でございましたので、時間も余りとはかえって御無礼であります。

すから、簡単に申し上げまして、もしまた御不審でございましたら、再度お尋ねをいただければと思います。

最初に共通一次の問題であります。基本的には、私は臨時教育審議会と入試の改善とは別問題だと考えております。入試の改善は文部省固有のものでありますから、これは臨教審があるうとなかろうと、中教審であろうとなかろうと、文部省として一生懸命に、今の入試に関連する社会のいろいろな現象を考えてまいりまして、また先ほど高村さんがおっしゃったように、一体大学に何をしにきたのだから、よくいろいろなアンケートの調査なんかを見ておると、せっかくすばらしい国立大学の技術系の大学に入った学生さんに、何で入ったのだと聞いたのだけれども、目的を持って入るのは少なかったという、これはたしか名古屋大学の工学部のアンケートが出ておりました。理由は、親が行けと言ったというのと学校の先生が行けと言ったというのが圧倒的に多かったという。

この間、春にちょうど東大と京都大学、国立大学の入学試験の発表があった日に、たまたま夜テレビを見ておりました。そうしたら、東大をおこちた学生が、残念である、じゃ、あなたは浪人か？とアナウンサーが聞いたら、いや、僕は早稲田へ入った、でも来年また東大を目指して、そっちへ入ったらそっちへ移る。これを聞いたときに、私は何とも言えない気持ちになりました。したがって、大学というものは一体何なのかということをやはり御議論いただくということが大事だ、こういうことを私は臨時教育審議会などで十分に高等教育機関というものについて、その役割や存在というものは制度として考えてもらいたいという気持ちがございます。

文部省といたしましては、今共通一次につきまして二つの点だけは明確に申し上げておかなければなりません。大学の入試に関する決定、いわゆる学生を入れるか出するか、進級させるか、これは大学の自治で、大学の固有の権限でございます。

から、文部省といえどもこのことについてはさわるわけではございません。これが第一。

それから第二の、今の制度としては、共通一次ができました背景は今さら私は申し上げません。ただ、この共通一次が今の社会の子供たちにとつてかなり苦痛だと思われるような方向にひとり歩きしていることは事実だと考えます。したがって、やはり共通一次をもとにした改善を考えていくことが大事だ。この二つでございます。

したがって、これは高等学校の校長会などの要望がございましたので、来年はとりあえず一週間ずらすことにいたしました。もう少し延ばしたらどうかという意見もございしますが、私立大学の試験の日との関連もございまして、この程度が限度であろうというところでございました。

ほかににつきましては、今大協のいわゆる入試改善懇談会等で検討いただいておりますが、受験生に迷惑がかかっているわけでも、来年度の共通一次そのものを改めて見直すということには、来年の試験を受ける方は今もう既にその目標で進められておるわけですから、幅広く考えましても、少なくとも高等学校に学ぶ人たちに、今の教科に影響があるようなことであつてはならぬので、今いろいろ共通一次の改善をお考えいただくというわけでも、実施段階はもう少し先のことになるのではないかと、希望としてもそう私は感じております。

むしろ私は、共通一次の弊害というのは、端的に言えばそれぞれの大学が持つております二次試験との組み合わせのところに問題があるような気がいたしました。貸時侯たちとしては、僕たちというのは自由民主党が文教政策の中でこのことを提言をした際は、共通一次は、高等学校で文化活動やクラブ活動なども楽しくやりながら、その中で学問を到達した程度を見てあげるといふのが共通一次の問題であつて、クラブ活動もやめなさい、何もやめなさい、もう学問だけ、受験教育だけやりなさいということじゃ高校生が余りにもかわいそうじゃないかということから、難問奇問と

いうような問題はできるだけ排さなければならぬということから、これがスタートしているわけであります。

したがって、二次試験はもう少し大学独自の、面接を中心にするとか、高等学校生活の学業以外の面をできるだけ見てあげる、そういうことを私どもとしては提案もいたしておりますが、現実の問題としては大学の先生方がお考えになることでございますので、我々が考えるような方向にはならなかったことは事実であります。

共通一次のハードルを越え、なおその上にまた大学固有の第二次試験のハードルを越えるということとを今の高等学校の生徒がとも苦痛に感じているということでございますので、もし早急にやれるということであれば、この二次試験のところはそれぞれの大学でぜひ考えていただきたいな、こういうふうな文部大臣としては要望いたしておるところでございます。

その他職業教育等を含めての推薦入学、あるいは私はたまたま敗者復活というような言い方をいたしました。二次募集の面、こういうことについてはもう少し枠の拡大をお願いいたしております。現状では全体で、いわゆる二次募集が大体一・六％なんです。ですから、せめてこれは一割くらいは二次募集の枠を広げて、いわゆる海外の学生でありますとかあるいは海外からの帰国子女でありますとか、そういうことにももう少し枠を広げていただいたらという感じも持つております。

それから推薦制度も、国立大学の場合には大体二・五％くらいの数字でございますので、これなどももう少し拡大するような方向でぜひ大協で御努力をいただきたいな、こう考えております。したがって、先生が大変御熱心に問題として持つておられますいわゆる商業あるいは工業、農業、こうした高等学校の教育を受けた皆さんにも大学進学のお機会をできるだけ幅広く受け入れてあげるといふようなことは、ぜひ国立大学協会もあるいは私立大学も推薦制度というものをもう少し多面的に活用していただきたいな、こういうふう

に私も希望し、そのように政府側としても指導いたしておるところでございます。

学士、博士の再検討というような問題も今御指摘がございましたが、専門的分野になりますので、必要がありましたら政府委員から答弁をさせていただきます。

○角屋委員 恐らくこれから他の委員からの御質問で出ることだと思えますけれども、国際化ということが盛んに言われてまいる。現実には日本が、戦後のお互いの血と汗の結晶によって、敗戦から今日、経済では世界GNPの約一割を占めるというところまで来たわけでありまして、それは日本が国内的にそれだけの経済的な力を持ち、また国際的にもそういう経済活動がある。そこに、経済活動としては経済摩擦を含めた我々が是正していかなければならない問題を含んでおられるけれども、国際化時代を迎えておられることだけは、これはもう間違いない。そういう中で、海外子女教育、帰国される子女教育、それから先ほどよくと触れました日本から外国へ行く留学、それから外国から日本にいらっしゃる外国の留学生といった問題について、私は少しく触れたいと思えます。

御承知のように、帰国子女は約一万ということになっております。これはさらにふえる傾向に当然なるわけであり、外に出ておられますいわゆる海外子女の場合は、日本政府としては日本人学校や補習授業校、そういうことで海外で働いておられる御両親等が子女の教育について御心配ないよう、にできるだけそれをやつていこう。ただこれは、努力されておられますけれども、さらに強化をしていかなければならぬということでございます。

また、帰つてまいります約一万名というのはもう少しふえると思えますけれども、この受け入れ態勢。他国に行つておられますから、英語を身につけておられる人もあれば、フランス語、ドイツ語を身につけておられる人もある。外国におけるそういう経験というものが生かされた形の中で母国の学校に入り、そういう点の経験を伸ばして、将来社会で活躍をしていく、こういう面の受け入れの問題

についても文部省としてそれなりな形はやつておられますけれども、やはり外国に行つておられる場合の海外子女、日本に帰つてまいります帰国子女の点については、関係者から見れば、安心して外国へ行ける、また、任務を終つて、子供の教育については安心してちゃんとできるという態勢には必ずしもない。国際化時代の中で、これからさらにこういう関係者がふえていくということでありまして、これはより整備をしていかなければならぬ問題であるというふうに思っています。

それから、日本からの留学生問題。これは一五、五二九名という数字を持っておりますけれども、いずれにしても一五、五二九名。アメリカが一万台で一番多数であつて、次にヨーロッパが三千四百台というふうなことであります。学校教育との関係で言えば、いわゆる現職教員というものが英語や社会やそういういろいろなことを児童生徒に教えることも関連して、そういう面の海外留学あるいは海外の経験を得てくるという点も積極的に伸ばすべきことだと思えます。

（深谷委員長代理退席、委員長着席）

それから、外国から来ておられる人々の問題であります。これは今のところ、台湾を含む中国が大体半数であつて、あと韓国やアメリカ、タイ、ブラジル、マレーシア、インドネシア、香港、フィリピンといったようなところが大体日本の留学生として来るわけでありまして、この際、ブラジルとかアメリカとか、日本の二世が相当おられるところから日本の留学生として受け入れるといったような問題も含めて——私が手にいたしております資料の一つで「二十一世紀への留学生政策に関する提言」、これは昭和五十八年八月三十一日、二十一世紀への留学生政策懇談会」という形の資料を手にし、それに目を通しましたが、そこでは、アメリカが三十一万台外国からの留学生を受けておられる。あるいはイギリス、西独は五万台の留学生を受けておられる。フランスは十一万台の留学生を受けておられる。今日日本は大体八万台である。そういう状態の中で、せめて二十一世紀の初頭に

はフランス並みの十万台、十一万台にいききたいというふうな提言が出ておられるわけです。

そういうふうな受け入れられるような諸条件の整備ができるかどうかは別だけれども、やはり日本の技術が進んでおる、あるいは文化をいろいろ勉強してもらいたいというふうなことも等も含めて、特に中国を含む東南アジア等に目を注ぎながら、海外留学生の受け入れ、そういうことをやるのがアジアの一員という立場における長い目で見ての非常に役立つ施策の一つであるというふうなふうに思ふわけでありまして、そういう点について、森文部大臣としての基本的な考え方について伺いたいと思ひます。

○森文部大臣 今お願いをいたしております教育改革、そして臨時教育審議会は、まさにたびたび申し上げておりますように、日本の国を取り巻く国際社会もどんどん変わつてきておまして、今先生からいろいろと数字を挙げての御指摘をいただきましたように、日本への留学生、また日本から外国に学ぼうという希望者、あるいはこれからいよいよ経済的にも国際社会の中で日本の国が果たし得る役割は大きくなつてまいりますから当然海外からの帰国子女、とにかく、もう日本の教育は日本の国のことだけの教育であつてはならぬという時代が来ております。そういう意味で、いろいろな社会の変化、文化の進展という言葉を申し上げましたが、その幾つかの大きな言葉で申すところでは、やはり国際性、国際化というものが大きい役割を果たしておると思ひます。そういう意味で、これからの日本の教育が、もちろん二十一世紀の日本の国を担う青少年のための教育でありますと同時に、日本の教育が国際社会の中にどんな役割を果たしていくか、あるいは国際社会での若き人たちが日本でどういう教育をこれから受けられるか、こういうことも幅広く検討してもらわなければならない大事な課題だと思ひます。私自身は考えて、そうしたことの御議論をいただきたいという期待を現在のところ持つておられるわけでございます。

今御指摘ございました留学生教育あるいは海外の子女教育等につきましては、文部省といたしましても苦しい予算の中でのいろいろな施策を講じてまいりました。事細かくここで申し上げることはかえつて先生に御無礼だろうと私は思ひますので、省かしていただきます。今後ともなお一層この先生から御指摘をいただきましたような観点で施策の充実を図るよう努力をしてみたい、こう考えておられるわけでございます。

それから、いわゆる十万人計画というのは、先生の今御指摘いただきました資料の数のおりでございます。二十世紀までに十万人ということ、今の一人から見ますと、それでも年率にしてまいりますと、大体年平均一四％ずつアップしてまいります。これまでも大体一四、五％の割合で伸びておりましたので、そういう率でいけば必ずしも達成でき得ない目標ではない。むしろ国際社会の中の日本という立場を考えた、こういう目的で進むことがより日本のためにもなるというふうに考えておられるところでございます。が、どういふ受け入れをするかというものは、これは非常に難しい問題がたくさんございます。

高等教育機関そのものの協力ももちろん必要でございますが、例えばいわゆる学生寮、下宿なども、最近では外国の学生が日本に來られて学生生活、いわゆる下宿生活、寮生活、そういう面でもかなりいろいろな意味での問題も出てきておるというようにも聞いておりますので、そうしたことも含めながら、長期的な見通し、方策につきましても政府では検討会議を設けて、今検討をいたしておるところでございます。

○角屋委員 いわゆる学校制度の基本になります義務教育、あるいは高等学校教育、こういう問題について少しく触れてお尋ねをいたしたいと思ひます。

一つは、戦後六・三・三・四制ということで、従来の複線型から単線型に学校制度としては切りかえたわけでありまして、これはやはり大変な苦勞

と努力が要つたわけでありました。いずれにしても、戦後は敗戦の廃墟の中でありましたから、教室からバラック教室から、そういうところで戦後の教育が始まりました。そういう中から戦後の平和、民主教育がスタートしたわけでありましたが、今日の学校の六・三・三・四制の問題について、学校制度としてどうかからすべきかというのを検討したいというのが政府の姿勢だろと思うのであります。中曽根総理は、総選挙のときにおける七つの教育改革の構想の中の第一点にそのことを触れておられることは、私も承知をいたしております。また、施政方針演説で総理が述べられた教育改革の中にも、それは触れられておるわけでありました。

そこで、まず六・三・三・四というこの制度、特に六・三の義務教育の段階の制度、これは私の一昨日の質問の後他の同僚議員から質問された際に、総理は、義務教育の教育基本法に定められた九年、これは守るというふうな明言をされておるわけでありましたが、その六・三の問題については、六・三という形を基本にするのか、あるいは四十六年答申の中では、先導的試行という中で別の年限の点が御承知のように出ておるわけですが、そういうふうな問題について文部省自身としては、私は教育は制度としては継続性がなければいかぬし、安定性がなければいかぬという問題で、基本として六・三の問題についてはこれを基本とすべきであるというふうな考えておられますけれども、その点、いかがですか。

○森岡國大 先生 先生の方が御経験が深いわけで、当時の経緯は一番よく御存じだと思いますが、日本の戦後教育の一番すばらしかったことというのは、戦争の大きな犠牲による反省の中で、平和あるいは民主主義、自由、平等というようなことが日本の教育や社会の全体の中に行き届いてきたということで、大きな犠牲を伴っただけに、私は日本の国民が得た大きな価値だろう、こう思っております。

もう一つは、やはり六年の義務教育を三年延長

して九年にしたこと。先般お亡くなりになりました森戸先生が当時文部大臣で、恐らく財政的に一番つらいときに三年間の義務教育を延長するということとは、これは本当に日本の国民にとって大変なことだったろう、こう思いますが、そのことが今日多くの教育の中にいろんな成果となつてあらわれてきた、私はそういうふうな考えておられますので、この義務教育の九年というのは、総理も申し上げたように大事なものであるとして守つていきなさい、私はこういうふうな考えております。

ただ、世の中全体が大きく変わつてきております。これも予算委員会では答弁してまいりましたが、例えば人生五十年という一つの目安で、ある程度の諸制度は考えられておりますが、今日では七十年、八十年という時代だということに考へてよい。そういうときに、いわゆる就学する年齢が今のようではないのかどうかという問題も考へてみなければなりません。昔のようにおじいちゃん、おばあちゃんといふつしやつたような家族の中で就学前の幼児教育ができた時代と、今日のように核家族になつていく時代、そして御婦人の社会に進出する度合いが急激に進んでいる中で、就学前教育といふのは今のようではないのかどうかということも検討の課題になるのではないかと、そういうことをいろいろ考へて、幅広く、九年の義務教育にそうこたはることもなく御議論をしていただけた方がよいという意見を私は持つておるわけでございます。

しかし、教育改革を進めるに当たっては、義務教育を含めて教育基本法は改正をしないでやりたいうという総理の気持ちもございまして、当然のこととも法律にうたつて私も守つていきたい、こう考へております。したがって、この九年の中で、例えばよく新聞や報道関係で入つてくる情報では、高等学校を含めて三・三と区切るのはいかぬ、高等学校を含めて三・三と区切るのはいかぬ、あるいは六年のところをもうちょっと短くするとか、いや、もっと延ばしてあげるとか、逆に言えば五・四制でありまして、いろいろな意見がさまざまに出ております

から、これは私はそれぞれ傾聴に値する意見だろと思ひますし、年限をどういう刻み方をするかということとは、それなりの論拠を持つてそれぞれ専門の皆さんが提言をされておることであらうと思ひますので、文部省にいたしましては、義務教育の九年のこの成果は大きなものでありますし、これは大事に守つていかなければなりません。その中の刻み方等については、さまざまな御意見の中でぜひ御議論をいただきたいことであらう、こういうふうな私どもは考へておるところであります。

○角屋委員 六・三・三・四の段階の問題を考へる場合に、幼稚園と小学校の低学年のところ、それから小学校の高学年と中学校の接点、あるいは中学校と高等学校との関係の一貫教育をどうするかといったようなことで、就学前の保育所、幼稚園問題は、きょうは厚生大臣をお呼びしていただきながら、そういう点では予算委員会において渡部さんが答弁され、あなたが答弁され、どういう方針でおられたか、これは両省にまたがる問題を一元化する、我々は幼保一元化というものを基本的に考へておまして、そういう方向の中で、特に就学前の幼児の四、五歳という年齢のところの入園が、もつときちつと希望者が全員入園できるような態勢をとる。

大臣も御承知のように、今日幼稚園、それにその機能と若干関連をしておきます保育所も含めて、五歳児は九五%入園しているという状態でありまして、したがって、就学前のこの幼児一元化も含め、今言つたような点については公的な保育所等の整備等も含めてきちつとやつていくことが、教育基本法十条との関連でも文部省として配慮すべきことだと思ひます。

問題は、今の中学校を義務教育の完結の教育としてとらえるのか。もう高等学校自身が、普通高校に行くか職業高校に行くか、あるいは総合的な職業的な科目も入れた普通高校に行くかという形になつて、その進学率は九五%という段階にまでおるわけですから、我々は、従来からの教育方針

として、いわゆる地域総合高等学校という形で、小学校卒業の者を中学、高等学校というのを総合的にとらえて、そういう形で教育を落しついでやつていく。そして、そういう場合の試験等については、今日の進学の状況から見ても、いわゆる偏差値教育の中で、昼間は学校、夜は進学塾といったような関係で落ちついて親との触れ合いもできない、友達とのつき合いも十分できない。

この間、大臣が言われた東大のテレビのときも、私、見ておりましたけれども、東大に通つたある学生は、家と駅と学校との間を行つておるだけであつて、何が隣にあるのかも知らずにしゃべつておる、通つてきたら、一体東大とは何であつたのかというふうなことも含めて、今五月病とか言われるようなことに襲われておる。そしてそのテレビで、統計的に正確であるかどうかは別として、学生が一番目指しておるはずの東大で、三分の一近くの者が留年があるという状態が出ておる。病める東大の一面もあるということが出ておる。

そういうふうな関係等も含めて考へてまいりますと、中等教育の段階を今まであつた制度を包括した形で、そこを人間的な面の教育、大臣が言われますように、我々の時代は勉強したけれども運動もやつた、あるいは友達と一緒にどこかへ行こうというところで旅行もした。さっきの東大の受験生は極端でしようけれども、とにかく全体としては受験戦争、そして受験産業の異常なまでに過激な大阪での進学校の過熱性、灘中に入つていくときの塾が、個人塾から進学塾から出ておつて、私もびびつたのでしたのだけれども、あれは教育ではない。

そういう問題を含めて考へてまいりますと、六・三・三の三・三のところ、我々は地域総合高等学校という構想で、試験は基本的に言えばなくした中で落ちついた教育をやるというのを考へておるわけですが、これから文部省として、大臣として、高校については義務制に前進させるというのが私の考え方であり、党関係の

資料では義務制と云っておりますし、あるいは義務化ということから段階的に入るということも言っております。四十六年の中等審査申の中では、高校全入問題についても触れておられることは御承知のとおりであります。その趣旨を生かして実現を図っていくことが先決であるという結びにしておりますけれども、こういった中学、高等学校を含めた三・三の中等教育のところ、それは基本的にはどういうお考えでしょうか。

○森岡務大臣 今度の臨時教育審議会でもさまざまな御議論をいただけるものであろうという期待をいたしております中の最大のもは、大学、高等教育機関のあり方だろうと思うのです。さつき高村先生自身もお話しておられましたように、大学というのとは一体何のために学ぶのだからかというようなことも含めて、そして世の中すべて大学を目指す、その大学のために、高等学校あるいはそれに連なつてまいります最初の段階になります中学や小学校までの教育がいろいろな形で弊害を持つてしまつておる。そういう意味で私は、高等教育機関というもののあり方等を含めて、ぜひ御議論をいただきたいと願つておるところでございます。

しかし、それに連なつてまいります高等学校教育というの、年齢がちょうど十五から十八という、まさに人間の完成をさせていく大事な青春期、この時期がまさに灰色の状態になつてしまつておる。その灰色になつてしまふものを救うために、逆に言えば今先生がおつしやつたように、高等学校の進学率が九五%もいっている、したがつて、入らなかつた人たちが暗い人生を、何かそこでレッチルを張られてしまふ、だから、これを全部、高等学校まで含めて義務化したらどうかという御意見も、一つの御意見であらうというふうには私はわかりますが、しかし、果たして義務教育としてそこまで全部進めることがいいのかどうか。たまたま先生が言葉の例えとしておつしやつたと思ひますが、仮に高等学校も義務化ということになれば、義務教育の年限が延長されるということ

となつてきて、当然教育基本法に触れてくるわけでございます。しかし、それは言葉の例えであつて、例えば全入というやり方もあるではないかということになります。果たして子供たちはそこまで行つてその間の学問を学ばなければならぬのかどうかということも、基本的に御専門の皆さんで考えていただく必要がある、諸外国の義務教育の学校の年限もある程度対比をしてみることがある、こういうふうな思つておるわけでありませう。

今先生から具体的な御提言がございました中高一貫教育というものの観点からのいわゆる地域総合高校構想、私は一つの考え方であらう、これは十分勉強もしてみなければならぬと思つております。現時点の問題から考えますと、中等教育の多様化、弾力化につきましては、先ほど申し上げました臨時教育審議会でも十分に議論をしていただきたいと考えておりますが、今地域総合高校という形で各地域に限定して置いてまいりますと、財政的な面からいっても大変な話にもなつてまいりますし、そういう高等学校をつくりますと、子供たちがどの方向に進んでいくのか、初めからその学校、中学と高等学校を連結してしまつてそこしか行けないということになつてくると、もつと自分たちの別の希望がやはりあるだろう。その子でいいのだから、狭いところに入れてしまつて果たしていいのだろうか。いや、その高校の中にいろいろなセクションを設ければいいじゃないかということになりますと、今度はこれは先生も用意しなければならぬ。いろいろな意味でそれだけの財政的負担が物すごく伴う。逆に言えば、要らなくなつた場合どうするか。せっかくそういうものを用意しても、その学問に進む人が少なくなつた場合には一体どうなつてくるのかというふうなことも出てまいりますので、一つの御意見としては傾聴に値する御意見ではございますが、今文部省としてはそういう方向はとれない。

件を整備をしないというのは、提言の中の状況も整えるようにしないということも含まれておるわけでございますので、根本的には私は、最初に申し上げたように、大学と高等学校のあり方、そしてその年限、そういうものをこの臨時教育審議会が社会全体との機能の関係を考へて再度検討をしてみたいということが大事ではないか、先生のお話もお話として承りながら、そんなことを私としては申し上げておきたい、こう思ひます。

○角屋委員 本来、義務教育あるいは高等学校の教育の点では、今日起こつておる登校拒否やあるいは校内暴力や家庭内暴力、あるいはいろいろな教育の荒廃と言われる、広く言えば教育だけれども、我々が戦前教育を受ける時代に余り社会問題にならなかつたようなそういう種々さまざまの問題、少年非行の問題も含めて、かつては大学紛争というのが大きく国民の注目を浴びたけれども、大学はこのごろはそういう激しい行動としての問題が報道されるようなことは少なくなつて、非行その他校内暴力とか家庭内暴力という問題が高等学校から中学へ、まかり間違へば小学校というふうなところまで伸びてきておる。

そういう問題について、私は例えば「親と子の教育相談室から」というのが毎日新聞から出されておる、こういうものの中身を見たり、大臣御承知のように、今度の芥川賞の女性作家の受賞作というのは、高等学校の家庭環境のいい女性生徒、それから酒乱の母親を持つ別のちよつと崩れた方の女性生徒というものをテーマにしたそういう作品が芥川賞の受賞作として受けた。こういうところにもやはり今日の学校教育の憂慮しなければならぬいろいろな諸問題があるかと私は思ふのです。

ただ、そういう中で高等学校の中退が年間十万人になつてきておる。これは退学させられた者がおるかからぬ、経済事情の者もおるかからぬ、あるいは学校のあり方に反発をしてみずからやめていくという者もおるだろう、あるいは本来のいわゆる偏差値教育の選別の中で行くべき希望

のないところへ行つて、行つてみて幻滅を感じ、それでやめていくという人たちもおるだろうと思ふ。そういう中で高校の中退というのは年間十万人。そして、日本の高校教育というのは、元來出ていく人もおるけれども、いらつしやいという受け入れ態勢をやらぬ。一たん出たらドロップアウトである、こういうことでございますから、そういう高校中退の問題をどう考えるのか。

あるいはこれと関連をして、大検の試験。いわゆる高等学校を卒業しない、そういう人たちが大学入試のための資格を取る、一般に言つておる大検という問題がある。これはこのごろ受験者が非常に多くなつておる。その中に高等学校の中退者が相当おる。そして、受験産業というのは、私は言葉としても嫌だし、そういう感覚で塾や進学塾があつてはならないと思うのですけれども、いわゆる高校中退者で大検の資格を取りたい者に対して、昨年あたりからそれを受け入れる専門コースというものができておる。

そうなつてくると、受験産業との関係で言へば、一休学校とは何ぞや、そういうことも問われておる感じが率直に見えなくもない。特にそういう点で大検の受賞。これは経済事情で高校を途中でやめた、そういう人が苦勞をしながら自習で、そしてチャンスをもらう、条件が整つたので行つて資格を取つて大学へ入る。昔で言う苦学生、これは当然我々も賛成する趣旨でスタートしたのですけれども、今言つた受賞が起つておる。そういうものの専門コースの塾もできてきておるといつたことも踏まえて、森文部大臣としてどうとらまえ、どう考えていかれるのか、お伺ひしたいと思います。

○森岡務大臣 大検コースは、私も最近の新聞等で承知をいたしております。先生が御指摘でございますように、家庭の事情等によつて高等学校に行けなかつたあるいははやめたり、そういう方々が事情に応じて大学に進みたい、そういう人たちに受験の資格を与えるという制度でございますから、それなりにそのこと自体は大変結構なこ

とだと私は考えております。また、そういう高等学校を完全に終えることができなかった青年に対して希望を与える方法として、これは大事なことで私は思っております。

ただ、最近、高等学校にいがら、いわゆる受験産業の一環のような形で、予備校の中にむしろこのことを積極的にPRをして、わかりやすい言葉で言えば、高等学校に行つて学ぶよりは大学校コースの子備校へ来た方が大学に入りますよということなのであつて、これは非常に悲しい現象だといふふうに言わざるを得ないと思ひます。

ただ、高等学校教育は、さつきもちよつと触れましたように、十五から十八歳という人間の形成の中で最も大事な年齢でありまして、高等学校は学問だけ学ぶところではないはず。知徳体という言葉は僕は好きでないので。徳体知ぐらゐに言ひたいのでありますが、まさに知徳体の三つがバランスのとれたそういう人間形成を目指す大事な教育課程であるといふふうに考えておりますだけに、この子供が高等学校の教育をないがしろにして、そして大検コースのみを頼つて将来大学に入る、恐らくその大学に入るとは可能であつたとしても、その子の人生にとつて決していい人間形成の要素はできないだらうと思つて、私はそういう方々にとつては悲しいことだといふふうに申し上げざるを得ないわけです。しかし、現実には高等学校を無視してそちらを好むということがあるといふこと自体は、高等学校教育の関係者、文部省も含めてこれは反省しなければならぬことだといふふうに思つております。

しかし、大学に進むテクニクといひましようか、受験のためだけの教育をしてほしいというふうな考え方をもし高等学校の生徒が持つておるとするならば、これは私は、高等学校の制度全体を変えてみなければならぬといふことを先ほどちよつと申し上げた。それは原因は、直接には大学といふものがあつて、大学は試験科目によつて高等学校の教育の中身まで引つ張つていくといふようなことがあるのなら、これはどちらが先でどちら

が後かということとは非常に難しい議論だと私は思ひますけれども、やはり大学全体も考えなければならぬし、簡単に言えば、さつきも先生から共通一次のときに御質問があつた際申し上げたように、学問だけを見る評価ではなくて、高等学校の中でいわゆる徳あるいは体、そういう面でのように学んだのか、こういうことを問ひかける、あるいはこの辺をよく評価する、そういう選抜制度に高等教育機関、つまり大学の先生方自体がそのことにもう少しウエイトをかけて問ひかけてくださつたらどうかという問題はできないんじゃないだろうかといふふうに思ふだけに、大学のあり方、大学のいわゆる学修制度そのものについてもこの臨時教育審議会できよくお考えをいただくと。

なぜ大学がそういうふうになるかと言へば、社会全体がもしそういうことを求めておるといふことであるとするならば、やはり文部省だけで議論ができる問題ではない、社会全体で考えていかなければならぬ問題である、こういうふうな考えますので、このところでもとても大事な問題として、私は新たな臨時教育審議会でき御検討いただきたいところだといふふうに考えております。

くどいようでごさいます、大検コースを希望するようないふ高等学校の生徒がもし現実におられるとするならば、これは文部省も含めて、教育関係者として十分に反省しなければならぬ問題だと受けとめております。

○角屋委員 御相談の時間が近づいてまいりましたので、幾つかの問題をまだ予定してあります。この際、私学振興の問題についてお伺ひをいたしたいと思ひます。

森文部大臣自身は早稲田でありますから、戦後教育の中で私学を出られた、私は国立の方の関係といふことに戦前教育としてはなるわけですから、昭和五十七年五月一日現在の私立学校の学校数、それは別として、大臣も十分御承知のようにな、昭和中のウエイトを見てみますと、大学等の学生の七六・五％、約百六十八万といふのが

私学である、高等学校生徒の場合で言えば二七・八％で約百二十八万でありますけれども、先ほどちよつと触れました幼稚園児といふところへまいりますと七四・一％、約百六十五万、これは昭和五十七年の数字でありますから若干の変動はありますけれども、いづれにしても、我が国教育の中において幼稚園から大学に至るまで、私学が果たしておる役割が極めて大きいことは厳然たる事実であります。

そこで、新年度予算の中では、私が承知しておるところでは、私学助成を二％くらい削つたのではないかと思ふのですけれども、御承知のように私学振興財団といふのがございまして、文部省はこれができる場合には、助成すべき対象について二分の一、ここへこれから五年の間に持つていこうといふことで言つておられた。現実には、今大学や高等学校では達成率はどの程度の段階にあるのか、あるいはそういう問題についてこれからきちつとしていくといふことがいつ可能になるのか。

それから、幼稚園の問題で考えてまいりますと、このごろ幼児が減つてまいりまして、これで経営が大変苦しい、あるいは幼稚園児を確保するのに難しいといふ私立幼稚園の悩みの問題がございします。

また、私立高等学校で過疎地にあるようなところでは、生徒を確保するのにも大変難しくなつておるといふふうなことで、ここでは過疎地帯の私立高校等の場合は過疎特別助成といふのがプラスされておる点が、今度の予算のことや来年度の予算を考えると、だんだんと切り捨てられる危険性が出てくるのじゃないか。

こういったような問題等も含めて、私学振興問題、最初の高村先生のときに触れました、これから十八歳のピーク時を前提にして八万六千名から大学進学を受け入れ態勢をつくらなければならぬ。その場合に、今日国公立が大体二割ちよつと、それから先ほど言つたように私立大学の関係で大体八割近く、こういう比率をそのまま引き伸ば

して私立に八万六千名の大半を転嫁して、国公立関係でちゃんとした態勢をみずからもつくりながら私学関係の大学関係者にも協力を求めるという姿勢でなくて、これで糊塗しようとしているのじゃないか。

これからの問題であつて、これから検討されることですが、そういう問題も含めて、私学振興という問題について、文部省として抱えておる諸問題をきちつと見ながら、これからどういふふうにしていくかと思ふので、この点について大臣からの御答弁を得たいと思ふのです。

○森国務大臣 教育全体の中での私立学校の役割は、今先生から御指摘のとおり大変大事なものと考へております。今日の日本の教育の成果はまさに、大学あるいは幼稚園の数字だけではなくて、私立学校に負うところが極めて大きいわけでございます。

当時、私立学校振興助成法を私も自由民主党で議員立法で提案いたしましたのが今日の骨子でございまして、この法案を作成し、そして国会で成立をいただきました。これは私も大変苦労した一人でございします。そのときに、こんなことを大臣の立場で言うべきじゃありませんが、やはり日本の国は官学優先だとなつてくづき感じました。もう今ではそんな方は文部省に一人もおられません。が、当時は、大蔵省だけじゃなくて文部省の高官の方でも、国が私学に金を出すのを法律でやることかいいのかなと言われた方も現実におられたのは事実でありまして、こういう中で、私も党の立場で制度的に私学助成をするということには大変な苦労をいたしました。

その中で、当初は二分の一とちよつと明記をいたしたわけですが、もちろんこれは党内でいろいろ議論を踏まえまして、また関係の財政当局、文部省、自治省等も含めて検討いたしました結果、二分の一をめどとするということになったのは先生御承知のとおりであります。この点については社会党さんからも当時は随分おしかりをいただいたこともございまして、今の官房長官

の藤波さんがちょうどその責任をしておりましたもので、全部脱いでしまつて真つ裸になつた、それでも私学に国できちつと制度として予算をつけることは大事な事なんだと言つた言葉を私、今でも覚えておるわけでございます。その精神はこれからも大事にしていかなければならぬと考えております。

国家の政策の進め方も当然財政があつてくるわけでございまして、昨年は全体的にシーリングの枠がはめられましたので、私学もこれと同じような形に入れられたわけでございまして、現実的には経常費の二・五％になつております。ただ、御指摘がございました過疎なども含めた高等学校以下につきましては、これは地域との密着性もございまして、しかも設置しております責任は県や市町村にあるわけでございまして、ここにはできるだけシーリングで御苦労をかけないようにということで交付税の方で一層の配慮をしていただきまして、結果的に数字から見ますと三〇・一％の国の補助ということになっておりますので、今日までの私学の補助の体制は何とかまだ残されていゝと考えているわけでございまして。

したがしまして、財政全体を見ましてもこれから大変難しいこととございまして、まして今先生が大変大事なところを御指摘いただきました六十年度を控えて、いわゆる十八歳人口二百五十万人時代、これが果たして全部今のような数字で大学に進むかどうかということはまだわからないこととありますが、経済状態もこういう形で推移すると考へてのいわゆる試みの一つの数字をはじき出した結果が、大体二百五十万が高等教育機関に進むだろうという想定でいろいろ設置審で御議論いただいて、先般その考へ方も出しているわけです。これはいろいろな考へ方があると思いますが、それを全部私学におぼさつてしまうのはどうなんだという事になります、逆に言えば、これを国公立で受けて、そのことによる人員をまた大きくこれは国の財政として公務員を抱えていくことになる、あるいは設備を膨らましていくことになる。

る。逆にその後にはすぐ今度は百五十万近くまで十八歳人口が激減をする、そのときにそうした設備や人員的なものは一体どうするのかという問題になつてくる。いや、だからといって私学だからそれをやればいいじゃないかというものではないとは思いますが、私学にとつてやはり柔軟な対応ができるということもある程度、国の財政全体から考へても、この方向が、やはり本来教育は私学でやるということが、そういう意味では義務教育でない限りはいいのではないかと基本的な考へ方もございまして。そういう意味で、私もこれはから目標五〇％。

私学の助成については、いろいろな問題がやはり現実の問題としては社会に起きておるわけでございまして、国民全体から見ると、私学に国の補助をしるという合意はなかなか得にくい面も今日やはりあるわけでございまして、ただ一部の不祥事が起きたということだけで私学を全体的に見るということは全く危険な見方とございまして、けれども、やはり私学の助成のあり方については少し考へてみる必要があるのではないかと、こういうことで私学の皆さんにもお考へをいただいておりますし、文部省としても私学助成のあり方はもう一度検討してみよう必要があるというふうな思つておりますが、全体的な問題として、これは私が今ここで申し上げることは文部省当局もちよつと面食らうかもしれないが、臨時教育審議会が今後の日本の教育のあり方、諸制度全体を幅広く検討すれば、私学問題ということもやはり触れざるを得ないだろうと私は思ひます。

そういう中で、よく議論に出てくることでありますが、私学はやはり私学独自でやるべきであつて、国がそういうものに助成として経費の面でかわりを持つべきではないという意見も結構出ております。あるいはそういう論調もございまして。しかし、やはり先ほどから先生もお話しのとおり、私もそういう面では同じ考へを持っておりますが、日本の教育にこれだけの役割を果たしてきた私学を、日本の国の今日の状態から見、全く

国がかかりを持たないで、金は出さないで、おけという議論は、私は、これは私自身も認めるわけにはいきません。

そういうことも含めながら、私学助成全体、私学の制度も、先ほどの高等教育機関の制度のあり方ということも含めながら、やはりこういうことも臨時教育審議会の中で議論になつてくるのではないかなという想定も私はいたしておる。ところでございまして、今後とも、そういう面も含めながら、私学の充実を私も一層強力に進めてまいりたい、こういうふうな先生に申し上げておきたいと思ひます。

○角屋委員 時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。片岡委員長を初め理事の皆様には、本日特別に中央教育審議会会長高村康平先生の参考人としての招致につきまして御配慮をいただきましたことを、質問者の私として心からお礼を申し上げます。

これからの教育改革というのは、昨日の質問、本日の質問を通じて、政治家としての私の教育改革に対する構え方、考へ方、そういうものを党の方針も十分踏まえながらしてまいつたつもりでございます。同僚議員の熱心な議論が続けられておりますので、本法案の審議については十分な議論を尽くしていくという立場で、私も内閣部会長でございまして、党の立場ではやっていきたと思つております。

本日の質問はこれで終わらさせていただきます。ありがとうございます。

○片岡委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時十九分開議

○片岡委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 きょうは文部大臣に、臨時教育審議会の設置法案について具体的にお聞きをしたいと思ひます。

思ふわけであります。

この臨時教育審議会というのは要は器でありまして、中身についてはいろいろ専門家の文教委員の先生方もおられますから、中身というよりもこの器がより立派な器であるようにという願いを込めて御質問をするわけでございまして。さきに中曽根総理大臣がこの場所に来られてスタートを切られたわけでございまして、そういうことから、なるべく重複を避けながら御質問を申し上げますと思つております。

私は、今日ほど教育改革の必要性が叫ばれているときはない、そのように思つております。昭和二十二年に教育基本法が制定されて既に三十七年になりますが、教育が戦後果たした役割というものを評価するについては決してやぶさかなものではないと思ひます。しかしその反面、ひずみの累積というものは教育に大変な荒廃を来しているといふこともまた事実であります。

近年、受験戦争を初めとして青少年の非行問題あるいは校内暴力あるいは家庭内暴力、登校拒否あるいはまた子供の仲間の弱い者いじめ等々の問題、あるいはまた大学を出たからといって書けない学生、そしてまた英語もしゃべれない、そういうひずみが起きております。こういう問題等が社会問題となり、今ほど教育に対する国民の関心が非常に高くなつているときは私は思つております。

しかし、これらの問題について実際に政府の対応が今日まで非常におくれていたということによつて、教育政策に対する国民の不信感というものがまたぬぐい切れないものがあるかと思ひます。こういう状況の中にあつて、政府は今回、総理大臣の諮問機関として総理府に臨時教育審議会を設置することを決められまして教育改革を行おうとされております。

そこで、なぜ今臨時教育審議会を総理の諮問機関として設置して教育改革を行おうとしているのか、政府あるいはまた文部大臣の認識について伺ひたいと思ひます。

○森國務大臣 今鈴切さんの御質問の中でお話を
ちようだいいたしましたように、今ほど国民がい
ろんな意味で教育というものに關心を持つておら
れるときはないと思ひます。私も自由民主党を
初めといたしまして各政党も、政策の中にもある
いは選挙の際にも、教育問題というのはいささか政
策の中心課題として据えておられるときでもござ
います。御指摘のように日本の教育は量的に大変
大きく拡大をいたしまして、だれでも、いつでも
どこでも学べるという体制はかなり充実をして
おる、私はこう思ひます。一方、学問のレベルと
いいますか水準も非常にハイレベルになつて
おりまして、いわゆるバイオサイエンスを初めと
して宇宙工学、いろいろな意味で日本の学問とい
うのはすべての専門においてかなり世界的に高い水
準を持つておる。諸外国のそれぞれの政治家ある
いはまた教育の任にある方々も日本の教育に大変
大きく注目をしておるところでありまして、
この春私が大臣に就任をいたしましたから、ド
イツやイタリヤ、フランスあるいは中国、アメリ
カの教育担当大臣を初めとして政府高官がお見え
になりましたときには、必ず日本の教育に大変大き
な関心と注目を持つておられるわけでありまして、
そういうふうにも量的にも膨れ上がったおる
し拡大もいたしておりますし水準も上がつており
ますが、社会全体に、どうも教育が原因ではない
だらうかというような社会の荒廃現象というの
は今先生が挙げられた例のとおりでありまして、
そうした状況があるということは、社会の進展ある
いは文化の発達、そうしたことに制度がなかなか
柔軟に対応していけなくなつてきているのではな
いか。こういう一つの考え方から、先般総理から
ここで申し上げましたように、二十一世紀に向け
て、二十一世紀を担う青少年、日本の国のみなら
ず国際社会の中で活躍をしてくれるであろう日本
の子供たちのために教育制度を一遍根本的に考え
直して見る、そういう子供たちのためにどのよう
な教育制度がいいのか、そしてまた、単に文部省
のみならず行政の各部にみんな関係のあることで

ございますので、そういう面から見まして政府全
体の問題としてこれに取り組むべきであらう、こ
ういう考え方で総理の諮問機関として臨時教育審
議会を設置して、そしてこの審議委員の皆様方
で、鈴切さんが先ほどおっしゃつたとおりであり
ましてまさに入れ物といひましようか、まず審議
会を皆様に御理解をいただいてつくらしめていた
だいて、その中でぜひ幅広く多くの議論をしていた
だきたい、こんなふうな考えでこの法案の成立を
お願いいたしておるところでございます。

○鈴切委員 昭和二十二年に教育基本法が制定さ
れました。それは憲法を基本とするということは
先ほど文部大臣が言われたとおりであります。が、
そういう意味からいいますと教育基本法というも
のはやはり教育の原点でなくてはならないと思ひ
ますが、今回設置しようとしておりますところの
臨時教育審議会はその教育基本法をどのように位
置づけられようとしておられますか。

○森國務大臣 先ほど申し上げましたが、政府
は基本法の精神にのつて社会及び文化の発展
に対応する教育の実現を期して各般の施策につき
まして必要な改革を図つていきたい、そのよう
なことに資するための措置である、このように御理
解をいただきたいと思ひます。審議会自体で決
めをいただくわけでございますが、審議会が調
査、審議する場合に、この設置目的に従つて行
うという意味で基本法の精神にのつて行つて行
うということを期待をいたしておるわけございま
す。

○鈴切委員 そうなりますと、臨時教育審議会設
置法の中で第一条の「目的及び設置」という問題
は、大変重要な問題になつてくるわけございま
す。その臨時教育審議会の設置法の第一条の
「目的及び設置」には、「社会の変化及び文化の発
展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、」
こうあるわけでありますが、この文言は、明治以
来いわゆる欧米先進国に追いつけあるいは追い越
せとしてきた我が国の近代化路線の弊害と言われ

ている産業社会の要請する人をつくることになつ
てしまふのじやないかという心配を私はいたしま
す。だからこそ生じた受験体制あるいは画一教育
等の弊害を是正しなければならぬわけでありま
して、二十一世紀を展望した教育改革を行おうと
する臨教審の本来の趣旨からいふならば、文化の
発展はいいのですが、社会の変化に対応する教育
の実現という点になりますと私は大変問題があ
るのじやないかと思ひます。その点はどうか
でしょうか。

○森國務大臣 条文を法制局と関係省庁と検討い
たしました政府委員から、もし詳細でございまし
たら御説明させたいと思ひますが、社会の変化と
いふのは、鈴切先生にこんなことを申し上げるこ
とはかえつて失礼かと思ひますが、今先生から御
指摘ありましたように、明治以来日本の教育はま
さに近代日本への大きな飛躍の原動力になつた。
追いつけ追い越せ型、欧米先進国に負けないよう
な国にしなければならぬという意味では大変大き
な役割を果たしてきつた。戦後教育はさらに義務教
育年限を延長して、そして先ほどもちよつと角屋
先生のとく申し上げましたが、平和、民主主義、
平等というような基本理念を大事にしながら世界
に仲間入りできた。そして人を生かす教育、そ
して人の和を求めて、そして今日の日本の繁
栄に大きな原動力となつたものだと思ひます。

○森國務大臣 条文を法制局と関係省庁と検討い
たしました政府委員から、もし詳細でございまし
たら御説明させたいと思ひますが、社会の変化と
いふのは、鈴切先生にこんなことを申し上げるこ
とはかえつて失礼かと思ひますが、今先生から御
指摘ありましたように、明治以来日本の教育はま
さに近代日本への大きな飛躍の原動力になつた。
追いつけ追い越せ型、欧米先進国に負けないよう
な国にしなければならぬという意味では大変大き
な役割を果たしてきつた。戦後教育はさらに義務教
育年限を延長して、そして先ほどもちよつと角屋
先生のとく申し上げましたが、平和、民主主義、
平等というような基本理念を大事にしながら世界
に仲間入りできた。そして人を生かす教育、そ
して人の和を求めて、そして今日の日本の繁
栄に大きな原動力となつたものだと思ひます。

ちゃん、おばあちゃんに人間の生活にとつて大事
な、学問と言へますかどうかわかりませんが人間
として大事なところをある程度教えてもらいまし
たが、今ではほとんどそういうことはなくなつて
まいりました。あるいはこれも先ほどの議論に出
ましたが、国際的に大変大きく日本の役割が広が
つてまいりました。そういうふうな社会全体が大
きく変化をしたという意味でございまして、
そういう変化に対応できる柔軟な制度でない
と、どうもそういうところからついつい、今先生
から御指摘ありましたように、単に学歴偏重、学
問偏重、そしてもう少し具体的に先生から御指摘
いただきましたように、受験本位というようなこ
とになつてまいりますと、結果的に子供たちが受
験のためへの学問ということになつてくる。そし
て、今申し上げたような社会の変化がどんどん進
んでいるのに、その社会の変化に対応できないよ
うな人間像ができ上がつてくる。こういうことに
私たちは思ひをいたして、そして、もっと多面的
な人間の価値を求められ得るよう、社会全体が
そういうふうにしてあげなければ、子供たちはや
はり特定の乗り物に乗るうということにだけ急い
でくつていってしまうので、そういう意味で社
会の変化に対応してというふうな申し上げてい
るわけでございます。

○鈴切委員 社会の変化ということなんですけれ
ども、社会の変化といふものについては過去、現
在、未来これからという三つに分けると実は思
ひます。過去においては、敗戦後、先進諸国に追
いつけ追い越せという社会の変化がありました。
そしてまた現在、先進国の仲間入りをいたしま
した。これから後の二十一世紀にはもっともつと
違つた社会ができるでしょう。その中であつて、社
会の変化に、例えば経済至上主義という問題があ
る、あるいはまた経済界と企業に役立つ人を求め
ておつたということも言へます。となりますと、
学歴偏重とか、あるいはまた私立よりも国公立と
いうような、そういうものが求められてしまつて
きている。そのために受験戦争が激化し、あるい

はまた数字によつてのみ判断されるという悪弊が
 実に出たわけでありませう。これもやはり社会の変
 化に、むしろ迎合したという言葉の方が正しいの
 じゃないか。教育本来の人間形成というものを忘
 れてしまつて、むしろ社会の変化に迎合してしま
 つたためにこういうひずみが出てきたということ
 を考えたときに、これからもまた再び社会の変化
 に迎合するような教育ということがもし目的の中
 にあるとするならば、それは大変に大きな問題を
 起こすのじゃないだろうかと思ふのです。

現在までに、社会の変化に対応してきたこと
 によつて何が起つたか。人間疎外という問題が起
 こりました。あるいは人格形成というよりも学歴
 偏重という問題が起りました。社会の全体観と
 いうよりも自己中心という問題にもなりました。
 思いやりということが失われてしまつた。人間形
 成というものが成り立たない。そういう問題の中
 に埋没してしまつたというよりも、そういう風潮
 の中に巻き込まれてしまつたわけですね。となりま
 すと、これからどういふふうな社会になるかと言
 いますと、あなたがおっしゃつたとおりに、恐ら
 く先進諸国におきまふところの経済の競争とい
 うものはますます激化するであらう、あるいは
 はまたコンピュータ時代というものも出てくる
 でしょう、あるいはまた企業間の熾烈な競争はこ
 れからも続くでしょう、あるいは科学の発達とい
 うことになつてくるでしょう、あるいは省力化
 という問題が起つてくる。となると、社会の変
 化ということだけに頭がいってしまふ、あるいは
 また、この設置法の目的ということになりま
 すと、これは一歩間違えればまた再び現在の二の舞を
 踏むというような状況になつてしまふ。

だから、社会の変化に対応してということを通
 つ先にここに挙げられたわけですが、先ほ
 ど図らずも文部大臣は教育基本法の精神にのつ
 りということをおっしゃつたでしょう。私は
 それは正しいと思うのです。社会の変化とかある
 いは文化、それは文化の発展も大切でしょう、し
 かし、教育基本法というのは憲法の基本を受けて

つくられたものであるから、それにやほりのつと
 らなくちゃならない。社会がこれから変わつてい
 く、そういうことに言ふならば教育が迎合する、
 あるいはそれに押し流されてしまふということに
 なると、そこに大きな問題が出てくるのじゃない
 かということ、私は、この「目的及び設置」が
 こういう形で出てきたということについては非常
 に不満なんです。むしろ、これを一歩間違えれば
 大変に大きな問題になつてくるだろう。こういう
 人間尊重、生命尊厳という、やはりどうしても教
 育の中で教えなければならぬ、あるいは教育で
 なければそういうことがはぐくまれないという、
 その問題よりも、むしろ社会の変化にというよう
 な行き方については、私はちよつと、この目的を
 一歩間違えればまた大変なことになるだろうと思
 うのですが、その点いかがでしょう。

○森岡務大臣 私、鈴切さんの今お話しになつ
 ておりますこと、基本的には軌を同じにしている
 と思うのです。社会がいろいろな形で変化をして
 くるであろう。今先生から御指摘がありましたよ
 うに、私も、例えば高齢化社会になるでしよ
 う、あるいは国際化社会になるでしよ、またコ
 ンピューター等を含めたいわゆる新しい科学技術
 の時代に入るでしよ、社会や文化というのはど
 んどん変わつてくる。それに対して教育も多様
 になつていかなきゃならぬ、そういう意味で申し
 上げていますわけで、今先生がいままでの面を御指
 摘されましたが、社会の変化にむしろ迎合をし
 て、そして同じようなことをみんなやり過ぎて
 きた、その中で人間教育という大事なものが、本
 来は教育は知徳体、こういう言葉で言ひあらわさ
 れるように、教育基本法に書いてありますように
 人間形成を目指すものでなければならぬのに、学
 術が優先し学問が優先して、そして大学に進学す
 るということがあつたか教育の至上命令のよう
 になつてしまつた。そこがいわゆる社会に迎合した
 ことだ、先生はこういう御指摘でございまし
 ょう。
 私どももそういう意味で、そういう一つの社会

の方向に教育が全部いつてしまふということをも
 しろ恐れるわけですから、もつと柔軟な多様な
 学問、教育の体制をつくるべきであらう。そうい
 う意味で、社会の変化がいろいろあると思ひま
 すが、そのいろいろな多様な社会の変化に応じて
 教育も多様な方向を目指さなきゃならぬだろう。
 そういうことをぜひ識者の皆さんで御議論をいた
 だいて、どういふ多様な教育制度を後世の青少年
 に残しておくことが大事なのか、こういうふう
 に私どもは考えて社会の変化に対応しようといふに申
 し上げていますわけでございませう。

○鈴切委員 私は文部大臣の言つておられること
 はわからないわけではないのです。だから、こ
 れは要するに二面性があるということ。今までの
 弊害というのは私が言つたその弊害から起つて
 きている問題だから、そういうことから考えま
 すと、ただこれを書いた場合に二面性がある、その
 二面性のとり方によつては大変に問題を起すだ
 ろう、私はそれを申し上げておかなきゃならない
 ということなんです。

私は、やはり教育基本法、その教育基本法の「教
 育の目的」、これは「教育は、人格の完成をめざし、
 平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正
 義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を
 重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国
 民の育成を期して行われなければならない。」こ
 れは短いですが、この中に含まれたよう
 な人間形成を教育が目指しておたならば、私は
 今のような弊害は起こらなかつたらう、こう思
 うのです。だからこそ、今の社会の変化に対応す
 るという問題については一つの問題点として、こ
 こに目的としていふ以上、私は、やはり教育基本
 法の精神にのつとりと教育基本法に基づきとい
 うふうにならず書かれるべきではなかつたかと申し
 上げたいわけでございませう。
 そこで、第一条に「教育基本法の精神にのつと
 り」といふふうにありますけれども、当初、教育
 基本法の精神に基づきといふふうには、ほとんどそ
 ういふ形で文部省の方も考えておられたわけであ

りますけれども、のつとりと基づきではちよつと
 意味合いが違ふだろう。それじゃ、のつとりと基
 づきといふものについてどういふふうなこれを解
 釈されているのでしょうか。

○齊藤(尚)政府委員 「教育基本法の精神にのつ
 とり」といふことは、政府は今回の教育改革を行
 うに当たりまして教育基本法の精神に従つて行
 うという意味でございませう。したがひまして、先
 ほど大臣が答弁されましたように、審議会自身も調
 査審議に当たつて教育基本法の精神にのつとつて
 審議していただくということが期待をされている
 わけでございませう。

先生から教育基本法の精神に基づきとしてど
 うかというお話でございませうが、法の精神に基
 づきといふふうな規定する場合には、主として根拠
 ないし原因としてその法の精神に従うという場合
 に用いられるわけではございませう。今回の教育改
 革は、先ほど来御指摘もございませうに、社会の
 変化及び文化の発展に対応する教育を実現する
 ということを目指して行つていこうと思ひますので、
 その際に、教育基本法の精神に従うという意味で
 「のつとり」といふ文言を用いたわけではござい
 ませう。

○鈴切委員 文部省のお役人さんに私があえてこ
 の解釈について申し上げる見識はないわけでは
 ございませうけれども、のつとりといふことは字引を引
 いてみますと模範とするということなんです。だ
 から、教育基本法の精神を模範とするということ
 なんです。基づくといふのは基礎にするということ
 なんです。だから、教育基本法の精神を基礎とす
 るのはそれを原点とするということ、要はのつ
 とると基づくとは大分違ふのです。そこがとり
 もなおさず、この間からのいろいろの審議の過
 程の中で出てきた問題がございませう。
 それは、教育基本法の改正はあり得るかとい
 う質問をされたときに、総理は教育基本法は変えな
 いといふふうに言われた。それで文部大臣は、政
 府として精神にのつとつて変わることはないけれ
 ども、論議をするには、初めから拘束すると問題

が結果的には起こるからということなんです。だから、総理と文部大臣との言うならばニュアンスはそこで違うわけです。違うことについて私はあえて詰めるとは思いませんけれども、そうした場合、論議の結果、教育基本法の一部手直しという答申が出たらそれに従うことになるのでしょうか。

○森國務大臣 今御指摘をいただきました点は、予算委員会の御議論でございましたし、また文教委員会でも、たしか鈴切さんの政党的有島先生だったと思いますが、そういう御質問がございました。

一番大事なところは義務教育の年限について私は申し上げたわけでございまして、それですべての場合もありませんが、先ほども角屋先生の御質問の際にいろいろと御意見がございましたように、教育制度全体のことを考えてまいりますと、例えば高等学校を全入にするという意見もありま

す。高等学校を全入にするということと義務化とは別だという考え方もできますが、これを全入にするということは、行きたい人はみんな行きなさいということになれば、子供の気持ちとしてはみんな入りたいということになれば、ある意味では義務ということになるのかもしれない。そういうことになれば、当然今の九年が延びてくることになるので、教育基本法に触れざるを得ないというところにもなつてまいります。あるいは、この教育改革に對しましてはいろいろな各界の御意見がございまして、その中に学校の設立をもっと自由にしたかどうかという御意見もござい

ます。学校は学校教育法に基づく学校法人でやらなければならぬわけでありまして、これを自由にするとしようなどというのを仮に採用するとするならば、当然教育基本法にもまたさわるざるを得なくなつてくる。どういう表現をしたらいいかわかりませんが、そういう制度的なものだけを、初めから教育基本法にはさわらないのだ、さわつちやいけないのだというふうに決めてしまひますと、論議をされる先生方はもっと幅広く、いろいろな

意味で将来の日本のことを考えて議論をしていただくわけでございますから、初めから制約をかけてしまふのはいかかかなものかなという気持ちを私は申し上げたわけであります。

しかし、今審議官も法の解釈上も申し上げたように、法律は教育基本法の精神を体認してこの精神のもとでやっていきたい、教育改革は教育基本法を一つの考えのよりどころとしてやっていきたいという考え方でございまして、これは政府はそういう考え方でおりますよということを法律の中ではつきりと決めておるわけでございまして、教育基本法の法に触れる、枠の外の話に仮になれば、当然この取りまとめをなさる会長がどのように御判断なさるかということでもございまして、仮にそれがそういう枠を超えて総理の方に答申されたとしても、それを政府としてどう受けるか、あるいはそのことによつてそれを施策として進めていきます場合には法改正という問題も国会で御議論をいただくことになるわけでございまして、そういう幾つかのネックみたいなものが当然出てくるわけでございまして。

政府としては、教育基本法は現在のままにして、そしてその中でよりよき改革をしていきたいという考え方を法の中にしっかりと定めておきたいと考へたわけであります、私はちよつと余計なことと言つたのかもしれませんが、これから審議機関に入つていただく先生方のお立場も考へて、幅広い自由闊達な御議論をいただくことがより日本の教育の改革になるだろう、こういう希望を持って申し上げたわけでございまして。

○鈴切委員 教育改革である以上は学校制度そのものに手を触れないわけにはいかないだろう、それは文部大臣が言われるとおりでと思う。教育基本法の中には小中については六・三というところになつておるわけですから、そういう意味からいいますと、学校制度の改革ということになればその部分はまた考へざるを得ない問題が出てくる、だから柔軟にという気持ちはわかるわけですが、それから臨教審設置法の所掌事務等の二条二項におい

て「審議会は、前項に規定する事項に関して、内閣総理大臣に意見を述べることができ」として、総理大臣の諮問以外にも審議会独自の意見を提出できるようになつております。先ほどもおっしゃつたとおり、その独自の意見については、教育基本法の範囲を超えたりあるいはさらに教育基本法の改正にまで踏み込んだ意見が出されることも当然考へられるわけでありまして、その場合、次の第三条では諮問に對する答申または意見に對し、総理大臣に尊重義務を負つておるわけでありまして、答申、意見とその尊重義務との関係をどのように考へておられるか、その点について伺ひます。

○齊藤(尚)政府委員 先ほど大臣からお答え申し上げましたように、審議会の答申あるいは意見につきましては、政府が行う教育改革の実効を期するためお願いをいたすわけでございまして、教育基本法の精神にのつた答申あるいは意見が出されることを期待いたしておるわけでございまして。もちろん三条の規定は単なる努力規定ではなくて、総理としてその答申ないしは意見を尊重していくという義務を負つておるものでござい

ます。先生御提示の、仮にもしこれと抵触する意見、教育基本法の精神に抵触する意見が出された場合にはどうなるかということでもございまして、第一、この法律の設立の目的に従ひましてその規定が法律上働かないというふうな理解をいたしておるわけでございまして。

○鈴切委員 三条は「尊重しなければならぬ」と書いてあります。そうなりますと、総理大臣に出された諮問に對する答申または意見に對しては、それは尊重義務規定なのか、あるいは尊重義務を課せられた努力規定なのか、その点についてはどうでしょうか。

○齊藤(尚)政府委員 明確に「尊重しなければならぬ」というふうな規定にございまして、単なる努力規定ではなくて、義務規定であるというふうな解釈しております。

○鈴切委員 尊重義務規定ということになりますと、やはり先ほど言われました、言うならば教育基本法の精神のある程度逸脱したような形のものが出たときに、それを尊重しなければならぬというところはちよつと困るわけでして、そういう点についてはやはり厳重に教育基本法の精神というもののつとめてやつていただかなければならないというふうな私は思ひます。

教育改革に当たつて最も重要なことは、いかなる教育理念のもとにいかなる改革を推し進めるかということであると思ひます。言いかえれば、教育改革によつてどんな人間をつくらうとしているのか明らかにする必要があると私は思つておるわけですが、政府の考へておる教育改革の理念というのはいかなるものであるか。

これは、総理大臣が二十一世紀を目指した世界的人間をつくるか、あるいはまたよき人間、人格主義、理想主義、人間主義、こういうことを言つたわけですが、まことに抽象的でよくわからない。二十一世紀を目指した世界的人間をつくるなんて、どういう人間なのかというと、なかなか頭に浮かんでこない。だから、やはり文部大臣はもう少し具体的にこういうことを目指しているのだということについて御答弁をいただかなければいけないのではないかと思ひます。

○森國務大臣 基本的な教育観といひましようか、どういう理念の人間像をということになりまして、そのことをやはり多くの識者の皆さんに御議論をしていただきたいわけでございまして、どのような制度、そしてどのような人間像、どのような教育観、こうしたことを臨時教育審議会の委員の皆さんで御議論をいただくということが私どもが一番お願いをしたいところでございまして。

ただ、今鈴切さんもおっしゃつたように、私もある意味では先輩になる鈴切さんもうかと思はれるぐらひなかなか難しい問題でございまして、私も、それが簡単にこういう人間像で、こういう人間をつくるためにということではやるならば、審議会の委員にお願いする必要はないの

かもしれません。

しかし、総理も先般の委員会で総理のお考え方を申しておられますが、私も、この法案の審議を最初にしていただきました際に同僚の深谷議員のやはり同様の御質問をいただきましたので、そのとき私は申し上げました。私としては、これからのいろいろな意味で、先ほど申し上げたような議論、いわゆる社会の変化あるいは国際社会、そういう中で生き抜く二十一世紀を担うにあつた日本の青少年、やはり基本的には人間形成の基礎を確実に身につける、先ほど先生の御質問の中に幾つかおっしゃっていただきましたが、そうした人間形成の基礎を確実に身につけるということ、一人一人の個性を伸ばしてあげることができるといふこと、それからもう一つは、ゼロ歳から生涯にわたる学習の機会を充実するといふこと、私としてはこの三つがやはり基本的な視点ではないかな、こういうふうにと考えているところであります。

○鈴切委員 これは当然審議会で一番先に、二十一世紀に向かつてどういふ教育をすべきであるかといふことは審議会ができればそのことがまず論議されなければならない問題だろう。それと同時に、緊急必要であるという問題等も私は当然あると思ひますけれども、私は私の考え方を言いますと、少なくとも二十一世紀を目指した世界的人間をつくるという総理が言われた中には、やはり人間を原点とする教育というものは必要であろう。それから、あるいは文化的、科学的、技術的創造性の重視というものは、欠かすことはできない問題だろう。あるいは、日本文化の継承、発展と新しい型の国際人の育成という問題もあるだろう。あるいは、活力とたくましさをもたえた自己教育というものは、あるいは生涯教育というものは、こういうものはやはり必要要素ではないだろうかといふふうに思ふわけですが、その点について文部大臣はどのようにお考えでしょうか。

○森国務大臣 今、先生のお考えとしての二十一世紀に向けて日本人の期待される人間像といま

しょうか、人間観のお話、私もそのとおりだと思うのです。教育、学問が重視されるために人間として一番大事な社会に生きていく上の決まり、そうしたことがやもすれば最近では失われがちであるといふことは事実でありまして、そういう意味で、高齢化社会になることはもうはつきりしている今日の中で、もちろん社会福祉を充実していくことが政治としての最大の目標でありますけれども、やはり他人への思いやりや自助努力で自分でしつかり伸びていくという気持ちがないと、この新しい高齢化社会で生きるといふことは非常に難しいだろうし、あるいは、今先生は創造性あるいは人間性の重視とおっしゃいましたが、コンピュータ化がどんどん進みますと、コンピュータに使われる二十一世紀なのか、やはり機械を駆使する人間でなければならぬ、こういう意味では、先生の御指摘になられたことはまさに一番大事なところではないだろうか。

この間も仙台の小学校に総理と視察に行ったのですが、小学校一年生の机の上にテレビゲームがございまして、一生懸命にそれに取り組んでおられる。ワープロなどももう簡単に取り組める子供たちも大事だけれども、ボタンを押すことの重要性やボタンを押すための判断力といふものをやはりもつと確実に身につけさせる基礎教育といふのは大事なんだなという感じが私は持つて帰つてきたのですが、今先生がおっしゃった人間性重視といふのはまさにこういうことではないか。

ある意味では、バイオサイエンス、試験管の中で精子と卵子とが一緒になって受精卵ができてそして母親の胎内に入る。いわゆる不妊症の人たちにとつてはすばらしい科学の発達だろうと思ふけれども、逆に言えばとても恐ろしい時代に入ってくる。こういうふうにと考えると、まさに先生がおっしゃった人間性、そして日本文化の継承、やはり人間と動物の違いといふのは文化を継承して後世に残していくといふこと、それがやはり文化の最も大事なところ、人間の最も崇高なところだろうと思ひますので、何か評論みたいなことを言っ

て恐縮でありましたが、先生の御指摘されました点は、まさに私が先ほど申し上げたことをむしろ具体的にわかりやすく先生から御説明をいただきたいものだと思つて感謝をいたす次第であります。

○鈴切委員 二十一世紀を目指す教育といふこととございませうけれども、二十一世紀といふと、よく世間で不確実の時代とかあるいはまた不透明の時代だといふように言われております。しかし予測されるところにおいては、科学技術の進歩といふものの著しい社会になるであろう、あるいは先ほど言われましたように高齢化社会であるとか、あるいは国際的に我が国の果たす責務の増大とか、あるいは科学技術の進歩等による人間の疎外あるいは人間の機械化といふことで、自己主義になったり、思いやりとか慈しみとか忍耐とか、こういうものが必然的に欠けてくるだろう、こういうふうに私は思ふわけですが。

実は、文部大臣はテレビを余りごらんにならないのかどうかかわかりませんが、NHKのドラマの「おしん」、これは視聴率が非常に高かったわけでありませうけれども、国民に関心のある内容だから高いと言へるのではないかと私は思ひます。また、これは現在でも海外で大変に評判になって、まあ「おしん」版といひましようか、放映されている。これはやはり国民も今の教育を見たときに、おしんがたくましく生き抜いたその体験の中に真の生きた教育といふものを見出し、今の教育の物足りなさあるいはまた弱々しさを感じ、自分の子供もよい点は見習つてもらいたいなといふややはり同感はあるのだらうと私は思ふわけですが。

そこで、文部大臣は、ドラマの「おしん」を通じて、何が今の社会や教育に足りないかといふことについて、率直に感想で結構ですが、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○森国務大臣 先日、総理と私とで小中高の先生方とテレビで座談会をいたしました。まだ放映はされてないだらうと思ひますが、そのときに小学校の先生、まあ高等学校の先生、中学校の先生も

共通におっしゃっていただいたことでありますが、その中で小学校の先生は永田町の時任先生という女性の方で、年齢的にはちょうど私どものような年齢だったと思ひますが、その方が現場での子供たちを見て一番率直に感ずるのは何かといふことをおっしゃっていただきました。やはり先生も先ほどからおっしゃっていただきましたが、忍耐力、集中力、こうしたものが今の子供たちにはない、そのことを自分たちの昔にすべて並べてはいけなないと思ひつても、この子供たちが育つていく二十一世紀といふのはどうなるのかといふことを教師としてとても心配でしたというお話をされておられました。

今「おしん」のテレビのお話もございました。私もずっと見たくてもなかなか、ちょうど八時十五分といふのは我々にとつて一番忙しいときで全部は見れませんでした。やはり大衆国民の共感を覚えたといふのは、物質がない大変厳しい時代、そういう中に一人の女性として生きていくことに、ちょうど今の我々の世代といひますか、やはり共通した戦時態勢の中で、戦前、戦中、戦後をくり抜けてきたわけですから、非常に共感を覚えるものがたくさんあつた。それと同時に、それに比べ、今日物質が豊かになったこの中で子供たちがそういう忍耐力、我慢、そしてチャレンジ精神、希望に燃えて進んでいくといふことがどうも今の子供たちを見ておつて想像できない。そういうことにやはり非常に関心を持つて、現代の子供たちに不足しているものは何だろうといふこと、そんなことを番組で再認識をさせてくれた。そういうことが私はやはりこの「おしん」が大変なブームが起きた一つの理由でもあると思ひます。

もう一つ、やはり振り返つてみてお互いに、鈴切先生の世代と私と若干違ひますが、やはりあの当時の日本といふのは暗かったな、それに引きかえ今の世の中は本当にいい世の中になったなといふ、そういう共感もテレビを見て私は感じた。といふことは、同時に、今のようにならぬと豊かな

い世の中をやはり二十世紀まで子供たちに大事に残してあげなければならぬ、それを今度はしっかり子供たちが支えてくれなければならぬ、こういうことを政治家として私はとても大事な教訓だと思つて、テレビのドラマを時折見させていただきました。

○鈴切委員 審議会の構成についてちよつとお伺いいたしますけれども、第二臨調の場合は委員九名、専門委員二十一名、顧問六名、参与五十六名、事務局職員が百四名と大変大がかりなものになつたわけでありまして、臨調審議会の委員が本法律案では二十五名となつてゐることから考えると、第二臨調よりさらに膨大な組織になることが予想されるわけでありまして。

そこで、委員とかあるいは専門委員はこれは法律事項になつておりますけれども、顧問とか参与については事実上審議会が決める問題だといふふうに思ふわけでありまして、そういう意味で、顧問とか参与なんか置かれるのかどうか。

それから、これに対して事務局体制ですね、総理の諮問機関としてやつていくためにはやはり強力な事務局体制がないといけないと私は思ひますけれども、そういう点についてどういふように考えておられるか。

○森岡大臣 どのような専門委員を置くか、どのような議論がこれから行われるかということによつて審議会自身で御判断をいただくことにならうかと思ひますが、当然政府としては想定をある程度しておかなければならぬと考えますので、どういふ形で専門委員が必要になつてくるか、事務局はどのように構えておかなければならぬだろうかと、これは技術的なことでございますので、政府委員から答弁をしたいと思います。

○齊藤尚政府委員 まず専門委員でございますが、専門委員は法律上「置くことができる」という規定になつておるわけでございます。大臣も繰り返し答弁しておりますように、審議事項につきましては審議会自身が議論した上で御決定をいただくという運びでございますので、その上に立つ

て、必要な専門的事項が生じた場合に専門委員をお願いをする、こういう段取りになるわけでございます。

それから顧問の件でございますが、顧問は通常の場合、会長の求めに応じて審議会の運営について助言をするという役割かと承知しております。長年にわたります豊かな人生経験と人間社会に對します深い洞察力に基づく助言をいただくということは有意義なことだといふふうに判断をいたしまして、これは審議会でお決めいただくことでございまして、前向きに考えてまいりたいといふふうに考えております。

ただ、参与につきましては、通常の場合、特定の事項につきまして御審議に参加をしていただくといふことでございまして、審議会の委員が二十五名、それに専門委員が加わるといふことでございまして、現段階では考えておらないところでございます。

事務局の体制につきましては、法案が成立しましたら政令事項でこれを整備することになりますので、その段階までに鋭意検討していきたいといふふうに考えております。

○鈴切委員 参与については置かないといふお話でございますからこういう心配はないだろうと思ひますが、実は第二臨調のとき、運営上の問題として参与、専門委員の立場の不明確さという問題がありました。そのために、専門委員は非常勤の国家公務員という明確な区別があつたわけでありまして、おのずと活動における制約があつた。実際の運営はほとんど区別されないで活動したために入り乱れてしまつて、参与が部会長的な機能を果たしたり、あるいは合議機関の規律とかあるいは倫理面においても、顧問、参与、専門委員とそれぞれおのずと制約があつてもいいのにもかかわらず、実はこれが第二臨調の場合においては大変に混乱をした、そういうことを私は知つてゐるだけに、こういうことの二の舞を踏まないといふ臨時教育審議会というものをつくらなくてはならないのじゃないか、私はそう思ふのです。

が、いかがでしょうか。

○森岡大臣 審議の仕方、運営の仕方は、たびたび恐縮ですが、審議会自身でお決めをいただきますが、今先生から御指摘をいただいたのはまさにそのとおりでありまして、幾つかの役職をつくるということには余りいいことにはならぬと私は思ひます。したがつて、この臨時教育審議会は基本的に総会中心で進めていただく、そういう御議論の中から出てくる具体的な項目について専門委員にお願いをして専門委員で御検討をいただく、こういう形がいいのではないかと。もちろんこのことも私の希望でありまして、会長が十分そのことを判断してお考えになることであらうといふふうに思ひますが、基本的には今の先生の御指摘どおりだと思ひます。

○鈴切委員 審議会の委員についてお伺いいたしますが、当初文部省の家では委員の数を十五人ぐらゐと考へていたようでありまして、法案については二十五人以上で組織する」といふことになつております。委員の数については、昭和四十二年十月十一日の閣議口頭了解及び四十四年七月十一日の閣議決定において委員の数は原則として二十人以上とするといふことになつておるにもかかわらず委員を二十五人にしたという理由はどういふことでしょうか。

○森岡大臣 今申し上げましたように総会中心で御議論をいただくことが適當ではないかといふように考へておりますので、委員の数は、皆さんで御議論をいただくという懇談の形式でいくといふことのノ・ハ・ウから見ると、何か学問的にもあるやうでありまして、ちよつと名前を忘れましたが、まあ十五人から二十人ぐらゐが一番いいのだやうであります。余り大きな数字になりましてどうしても議長を指名して選んでみたり、お話しをするのが非常にかた苦しむやうでありまして、そんなことも何か学説的にあるやうでありまして、そういう意味からいいますと、今先生から御指摘がありましたように少人数がいいのかなといふふうに当初私も考へていました。しか

し、非常に幅広い御議論をいただく、そしてかなりの各行政の部門にもかかわり合ひのあることでありますし、そしてまた先ほどいろいろと御議論をいただいておりますように、極めて政府全体の問題としてまた長期的な問題として考へていくといふことになりまして、かなり幅広いいろいろな方面から委員を御選考しなければならぬのではないかと、こういうふうになつてきたので、今法案に書かせていただいたように、二十五名以内といふふうに最終的には決定をいたしたわけでござい

○鈴切委員 これは行管庁にちよつとお伺いいたしますけれども、現在二十名以上の委員を擁してゐる審議会はどれだけありましようか。また、当時二十名以上あつた審議会を閣議決定とか閣議口頭了解等で二十名以内にされた実績といふものはどうなつてゐるか。それに対しての審議会の数とか委員の減つた数とか、そういうものについてどういふことになつていましやうか。

○新野説明員 五十九年の五月現在、当方で把握しておりますのは、委員数が、現員ベースでございまして、二十人を超えておる審議会等は九十二ござい

それで、かつて委員数が二十人を超えてゐる審議会等の数がどれぐらゐあつたかといふことでございまして、四十二年現在で百二十七。このときには定数ベースでございまして、その後、御承知のように、二十人を超える審議会等について、二十人を超える部分について原則三割の凍結を行うといふやうな措置をとつてきております関係で、現在は現員ベースで見ますと、九十二にその数が減つておるといふことでございまして、また、そうしたやうな凍結等を含めまして、五十三年、五十四年の改革におきまして審議会等の委員を約一千人減じております。

○鈴切委員 二十五人の委員の人数については、もちろんより広範な国民各界各層から人選されるといふふうに私は思ひますけれども、具体的にはどんな分野の人から選ばれるのかといふことで

す。決してだれだれを選ぶとか、そんなことを今ここで私は答弁を願うなという気持ちは毛頭もございません。しかし、総理が各界各層の意見が反映されるように配慮したいとか、文部大臣が教師や父母等を含めた幅広い分野のいうようなこととか言っていないわけでは、これでは国民の皆さん方、この審議会をつくるにつれて、少なくとも各界各層といえはこういうふうなところからやはり選ばれるのだなということになるわけですから、その点は具体的にどういうふうにお考えでしょう。

○森岡務大臣 大変大事なところだということも十分御承知で先生の御質問をいただいたものでありまして、もちろん、ただいま国会で御議論をいただいている法案でございますから、それぞれの各先生方の御意見、国会審議の状況を十分踏まえて判断をしなければならぬということは言うまでもないことでございます。したがって、法案が成立をいたしましたから検討したいというふうにお考えしておりますが、総理も申し上げておりますように、私も常々申し上げましたように、国民全体にかかわり、我が国の将来を左右する重要な課題であるというふうにお考えまして、各界各層の意見をぜひ反映されるように配慮をしたい、こういうふうにお考えしております。

したがって、これだけのお答えではまたいつとも同じであります、おしかりをいただきますが、私自身が今検討する一つの大事な課題として考えておりますのは、例えば子供の成長に直接かわる父母や、学校教育に携わっている教師、またはその経験者というのがまず第一に考えられると思います。それから、人間の発達や社会の発展について識見を有する学者や研究者、学術、教育、文化あるいは産業構造、雇用問題等に識見を有する方々、あるいは作家、芸術家というような部門からも考えてみる必要もあるのではないか。

も、社会教育、体育、スポーツの実践者あるいはまたこれに精通しておられる方々。大学の問題になつてまいりますれば、大学の管理、私立学校あるいは国公立も含めてそうしたことに對する見識をお持ちの方。あるいは、教育の問題でございまして、当然地方教育委員会との関係もございまして、地方公共団体の関係者というふうなことです。まだまだもう少し、幾つかの点はこれから先生方の御意見もいただきながら考えなければならぬと思ひますが、今私がある程度考えまして、あえて申し上げればこういう観点で各界の方々をお選びをしなければならぬな、こういうふうにお考えしております。

○鈴木委員 大分輪郭は明らかになって、そういうことで本場に各界各層の人を網羅する一つの陣容をお考えだということとはわかつたわけでございますけれども、さらに国民の皆さん方から御意見を聞きながらその二十五名以内の委員の人選に当たつていただきたいと思ひます。

そこで、この間総理大臣が、特定の団体からの委員は好ましくないと言われたわけでございますけれども、これはどういふことなんでしょうか。

○森岡務大臣 その辺の具体的な問題について総理とはまだ意見を交換しておりませんので、それがどういふお考えで申されたのかわかりませんが、何か団体の代表という形でお選びすることになりまして、例えば小学校長会から選ばない、じゃや教頭会からも出しなさい、じゃ中学校長会からも出なさい、大学で言えば、国立大学協会の会長さんとか、その立場でお出になれば、じゃ私大側、私大連盟なのか私大協会なのか、短大も、ということになってくる。こういうふうな団体の代表という形でセレクトすると、どうしてもパランスをとらなければならぬことになつて、本来の教育改革、私どもが願つております制度の改革の御議論をいただくということにならなくて、結果的には自分たちの団体の利害の意見をどうして中心に、前面に出さざるを得ない。これは予想ですが、そういう弊害が予想できるのではないかと

ということも考えます。

そういう意味で、団体の代表という形で選ばない方がいいのではないかと、私もそう思つておりますし、恐らく総理もそういうお考えであらう。人物中心に、それからさつき言いましたような幾つかの視点がありまして、そういう中からお選びして、結果的にはどこかの協会の長になることもあるかもしれないが、選び方の基準として団体から選ぶということはないでいい方がよい、こういうふうにお考えをいただければいい。

○鈴木委員 例えて言うならば、財界ということになりますと、これは幅広く財界といえはわかるわけですが、日経連だの経済同友会だの経団連、そういう特定の団体といふか、あるわけですね。だからその代表を選ぶというのではなくして、財界なら財界全般、そういう中において識見並びに人格のすぐれた方というふうにお選びであつて、たまたまその人が確かにどここの団体に入つていようとも、それは二の次である。要は個人的な問題と、もう一つは、これはお返事をいただきたいわけでありますけれども、全般的な大きな網をかけたときの一つの分野というふうな考え方でおやりになるということであれば、それはすべて、組合だのあるいはまた特定のところにおいても、やはりその原則というものは考えておられる、こういうことでしょうか。

○森岡務大臣 先ほど申し上げましたように、やはりお選びするのはその人個人を一つの基本に考えなければならぬと思ひます。したがってそういう意味で、今おっしゃる通りに、例えば財界というふうにお考えます、あるいは言論界ということも考えられます。そうしますと、それは新聞の代表でいくのかテレビ代表でいくのかというふうなことも含めて学識経験といふふうにお考え方をいと思ひますが、学識経験といふような考え方でお選びをする。あくまでも、先ほど申し上げた幾つかの視点はある程度最初に定めなければなら

ませんから、そういう定めた中で、人物を中心として、これまでのいろいろな御経験あるいはまた教育に関するいろいろなお考え方、そういうものも持ちこたえていまして、またいろいろなところ世の中に出ていてありまして、そういうことを参考にさせていただいて御人選を申し上げたいというふうにも考えます。

まあ学界と仮に言ひましても、学識経験に入るのかもしれないが、その学問の範疇によつてはいろいろ異なるわけでありまして、やはり二十一世紀を志向するということになれば経済あるいは社会学あるいは自然情報や自然科学や心理学や医学という面からも考えてみなければならぬ面もあるかというふうにも思ひますが、できる限り、先ほど申し上げましたように、幅広い層からぜひ御人選をさせていただきたい、こういうふうにお考えをいただきたいと思います。

○鈴木委員 中教審については一時お休みになるのかあるいはまた引き続き個別におやりになるのか、それは別問題といたしまして、これも御答弁願ひたいわけでありまして、中教審の場合、四六答申、これはかなり重要な示唆に富んだ内容を出された答申ですね。そうなるにつきますと、この中教審の委員さんなんか非常に識見もあるわけですし、そういう意味において今までの御努力をされてきた方々でありますから、その整合性とか、そういうものも等々考えれば、ある程度そういう方々なんか頭のの中にあるんじゃないかと思うのですが、その点はどうなんですか。

○森岡務大臣 中教審の方々からお選びをするというふうな形ではなくて、やはり先ほど申し上げたような幾つかの範疇といひましようか、そういう中で個人中心にお選びをする。その結果、当然中教審に今日まで御参加をいただいて御議論をいただき御提言をいただいた先生方が入ることもあり得るというふうにも考えます。

なお、午前中角屋先生の御質問の中で、角屋先

生にも大分おしかりをいただきましたが、再三私も国会で申し上げているように中教審を全く無視しているわけではありません、中教審の議論を踏まえてそこからスタートさせていきたいというところも申し上げているわけでありまして、それから、中教審をこれで全部なくして、そして中教審から臨教審に切りかえたというようにすることをちよと角屋先生から御注意をいただきましたが、そういうことではございません。性格やその物のとらえ方の視点や角度は若干違つてまいりますが、かなり共通した部分もあると思ひますので当面見合わせる、こういうことでございます。

○鈴木委員 人選の基準ですけれども、「文部大臣の意見を聴いて、内閣総理大臣が任命する。」こととなつておりますけれども、他の審議会にはないスタイルをとつておられるわけですが、このようになつたのはどういふわけでしょう。

○齊藤(尚)政府委員 先生御案内のように、今度の審議会は総理府に設けることになりまして、教育に関する施策だけではなく、これに関連する他の行政各部の施策についても御審議をいただくということではございますけれども、何といつても教育が中心でございます。そういう意味で、国の教育行政に責任を持つ文部大臣の意見を聞くというところで、手続を慎重にいたしましたということでございます。

○鈴木委員 近年つくられた第二臨調にしても臨時行政改革推進審議会にしてもあるいは国鉄再建監理委員会にしても、委員の任命に際しては両院の同意を得て内閣総理大臣が任命しているのに、臨教審だけは文部大臣の意見を聞いて内閣総理大臣が任命するということになっております。聞くところによると、官邸と文部省との綱引きがあつたというようなことも言われておりますけれども、委員任命を両院の同意を得てという形にしなければならぬというわけですか。

○森國務大臣 国会の同意を得るということもとても大事な手続の一つであるというところは私も認識をいたしております。しかし、国会で御同意を

いただくということになりますと、各党会派の皆さんにお一人お一人の先生方のよしあしといひますか是非というものを願ひをしなければならぬということにもなつて、個別的に人の人はいいかこの人はどうもかといふことが各党の中から出てくると、その委員に御人選を申し上げた政府としましてはやはりその方々に非常に個人的に御迷惑をおかけすることにもなつてまいります。したがひまして、そういう意味で国会で同意をしていただくというところは私もとしてはその方向をとらないでござい、こういう考え方をいたしたわけでございます。

しかし、そうした同意をやるべきであるという声は国会を通じて非常に議論が出ております。もちろん先生もそういうお考えの上に立つてのお尋ねではないかというように愚考いたしておりますが、そういう意味では一つの御意見として十分考へなければならぬというふうには思つております。

○鈴木委員 国会同意人事については、あなたのおっしゃる通りに意見の一致ということでは理想でありますけれども、現実にはそんなことは不可能なことなんです。しかし、だからといって、賛成、反対とかいふことがあるのは当たり前のことであり、国民の代表である以上、国会においてその点について同意を求めるのはむしろ自然の形だと私は思ふのです。それが実際には民主主義のルールなんです。文部大臣がごちよとちよと決めてそれを総理大臣に進言して、総理大臣がそれでよからうなんといふそんなものではない。人事といふものはもつとも国民の合意を得ながらやらなければならぬ。賛成される方もいるでしょう、あるいはまた反対される方もいる。国民の各界各層の考え方があつたわけですから、例へば大に右寄りの考えを持つてゐる方が反対をされたというところについて、反対をされれば、おれは少し右寄りなんだからもう少し中立的な考えにならなくちゃならぬなというふうな反省の機会を与える上においても必要なことだと私は思ふのです。

よ。
ですから、国会同意人事が中立性を損なうなんということには全くならない。その同意人事についても、これは確かに議連の問題ではあります。しかし、そのことについて、例へば賛成について賛成、あるいは賛成多数については賛成多数でいいじゃないですか。なぜ国会人事を逃げようとして国会を軽視するようなことをあえてするのでしようか。私は、国民の目の前において堂々とこの同意人事をすべきである、こういうふうに思うのですが、大臣、どうでしょう。あなたもやはり政治家なんですよ。

○森國務大臣 この臨時教育審議会の法案を国会にお願いいたしまして、この国会で、予算委員会からずつと今日まで、この教育改革問題で各党の諸先生方から大変建設的な、またある意味では私どもに對していろいろ御指導もちょうだいをしております。人選に当たりましては、法律の建前からいいますと総理大臣が選ぶわけですが、そこに「文部大臣の意見を聴いて」といふように、文部省といふまいし、教育といふことに關しての強い意見が反映でき得るよう、今先生から御指摘いただいたように、文部大臣ということをあえて書かしていただいたのです。

そこで、私もこの論議をずつとさせていたたいで、各党の先生方がどのような御意見を言つておられましたが、あるいは新聞やテレビ等を通じて国民がどのような考え方を持つておるか、私なりに熟知をしたつもりでございまして、そういう意味で、生意氣なことを言うようでありましたが、大筋においてそう間違つた人選をするはずもございせんし、またできるものでもない、こういうふうな私自身は考えております。

そして、先ほど申し上げたように、お一人お一人が国会でよしあしといひましようか是非を問われるということになると、お選びした先生方に個人的に大変御迷惑をかけるなというふうな感じを私はそのとき持ったわけでありまして、本会議でも総理が答弁をいたしておりますように、中立性

を損なうとか国会を軽視するといふ意味ではないわけでありまして。あくまでも先生方の個人の主義主張というものを、今先生がたまたまおっしゃいましたが、やや右寄りだから反省を求めていいじゃないかといふことになりまして、やはり物事に対する考え方は個人の自由でありますから、そういう意味で、逆に言えばそういうことでまた制約をしてしまふといふことがいかにかなものかなといふに感ずる面もあるわけでありまして。そのためにもいいのだという意見を今鈴木先生おっしゃいましたが、逆に言えば個人個人の考えをそこで通すためにある程度制約をかけてしまふということになるのも、自由な表現、自由な思想、考え方を基調としてゐる日本の今日の政治形態の中にかえつていかにかなものかなといふような感じを持つたわけでございます。

しかし、先ほど申し上げましたように、先生のそうした御意見がありますといふことは十分私は拝聴いたしたいと考えておりますし、総理も柔軟な考え方を持つてゐるようには私も承知をいたしておるところであります。

○鈴木委員 文部大臣の意見は意見なんですけれども、実際に私どもは同意人事は必要だろつといふ考え方に立つてゐるわけですが、この法律案では同意人事を求めるように実はなつていないわけなんです。その点についてはどうなのでしょう。

○齊藤(尚)政府委員 先ほど来大臣から御答弁申し上げておりますとおりでございます。確かに先生のおっしゃいますように、委員の人事について国会の同意を得る、多数決によつてこれを国民の意思として認めるという形をとることも一つのお考えであらうとは思ひますが、事教育に關します問題につきまして御審議をいただくわけでございますので、しかも、教育改革の問題につきましては国民各界各層すべての方々の御参加、御協力をいただくという観点で議論していただきたいと考えますので、その両者を勘案いたしまして同意人事としないという規定の方がベター

であるというふうに考えたわけでございます。そういう意味でその法案に同意規定を設けなかったということでございます。

○鈴切委員 ただ、同意人事をするということになれば、この法案ではできないということですから、当然何らか話し合いがなされなければならぬというふうに私は判断しているのですけれども、文部大臣、この点はどうかでしょうか。

○森国務大臣 政府といたしましては、国会に御提案申し上げました法律はいろんな角度から検討して最善のものである、最高のものであるというふうに考えて国会に御議論をお願いしているわけでありまして、しかし、鈴切先生からお尋ねのような御意見も多々ございまして、その法案の規定のところはそうではないか、そここのところはどうか、どう考えるのかということについては国会で、院でお考えいただくことではないか。私もどうもいたしましては最善、最高の法案としていろんな角度から考えて提案をしたものであるというふうにご理解をいただきたいた。ぜひとも法案とおりの御審議、御成立をさせていただきたい、こういうふうにお願いをいたしておきます。

○鈴切委員 この点で柔軟な対処をしていく考え方を総理は言われているわけですから、これからいろいろ話し合われていく過程というものは僕はあると思うのです。あつた場合において、少なくとも一つの一致点というのを見た場合は、今文部大臣が言われたように、どうしても文部省はこれが最善だということにとらわれるということ、私はどうかと思うのです。やはりそれは尊重していただきたいと思うのですが、その点はどうかでしょうか。

○森国務大臣 国会は国民の意思を決定する最高の決議機関であると私は承知をいたしております。○鈴切委員 現在の受験戦争や画一の詰め込み教育、そして非行や校内暴力等に象徴されるように、教育はこのままであつてはなりません。何ら

かの改革を行うべきだという国民の声は広く共通しておりますが、教育改革に当たつての改革の方向性についていまだに合意が成立していません。今後教育改革を進める上で国民合意の形成は不可欠だと私は思いますが、国民合意の形成について政府は具体的にどのような形ができれば国民合意の形成になるのか、その点についてお伺いいたします。

○森国務大臣 教育改革をぜひしていきたい、こういうことを趣旨としてこの法案を国会に御願ひしているわけでございます。この設置法案を国会で御決定をいただくその過程の中でも、こうしてこの委員会も含め、予算委員会あるいは文教委員会等で各党のまた各先生方の御意見をいただいております。こうしたことも当然国民合意を得る一つの大事なことだと考えております。そして先ほど申し上げましたように幅広く多くの方々の御審議をいただく、新委員をお選びして御議論をいただく、このことも各界各層いろいろな立場から識者が御参加をいただくことになるわけでありまして、これもまた国民合意を得る一つの方法だろうというふうにも考えます。

そしてこれからどう御議論をいただくか、また審議の進め方、運営の方法は当然審議会で御意見をいただくことでございまして、これだけ多くの国民が関心を持ち、また国会で議論をいただいております法案でございますだけに、選ばれるであります。今までの国会の経緯また多くの政界の皆さんの御意見、こういうものは当然十分しやくされて議論をなさることであらうというふうに思います。そういう議論の進め方も当然また国民の合意を得る方法につなげていくことになる、こう思います。具体的な運営の仕方等は、先ほど申し上げたように委員の皆さんが御自身で御考えになることでございますが、今後ともさまざまな工夫を凝らして国民の合意の形成がなり得るよう

に、いろいろな方向をぜひ期待をしたいものだというふうに考えております。

○鈴切委員 国民合意の形成というのは、言うことは簡単に言えるのですけれども、それじゃ具体的に何かということになると、これを考えるのも実はなかなか大変なことだと私は思います。しかし、教育に関して申し上げれば、一つは委員の人選の問題で、先ほど私が申し上げましたような国会において国民各層の皆さん方のもとに人選をするというの、国民の合意の形成の一つである。あるいはまた委員を国民の各界各層の幅広い分野から選ぶということもそうだろう。あるいは開かれた審議会になるために、国民に何らかの形で報告して、国民の声を吸収し反映させるといふことも国民合意の形成の一つでしょう。あるいは中央地方の公聴会を行い、多くの国民の意見を聞くということもそうでしょう。あるいは地方自治体を初め教師、父母の意見を聞く、あるいは中教審を初めとする教育改革に対する提言を参考にする、あるいは審議会の方角性が決まったらパ

イロット方式で実験をしてみる、そしてその上に立つて是非を検討する。あるいはまたアンケート調査、論文の募集をする、そしてその上に立つて中立性の確保をしなければならない。こういうような問題を着実にこなしていかなければならぬ。国民合意の形成というにはならないだろうかと、私は私の意見を申し上げたわけですが、その点について何かございましたら……。

○森国務大臣 今、鈴切先生から具体的な運営、さまざまな工夫の一つの考え方を御示しいただきまして、私もそのとおりだと思います。私は越権になつてはいけませんから御遠慮申し上げながらお話をしているわけですが、当然審議会でお決めのいただくことであります。今おっしゃつたような論文を募集するとかアンケート方式をとるとか地方で公聴会をするとか、そうしたさまざまな工夫をぜひ審議会の皆さんが決めていただいて、本当に多くの国民の意見を吸収でき得るような、そして国民合意の形を立派に果たし得るよう

な運営の仕方をぜひ期待をいたしておるわけでございます。

○鈴切委員 今申し上げました国民合意の形成の一つとして、開かれた審議会ということが重要な課題になつてくるわけでありまして、開かれた審議会というものはどういふものか、あるいはまた開かれた審議会にするための方策としてはどういふふうにしていいか、政府はどのようにお考えになつていらっしゃるのでしょうか。

実は総理大臣から審議会の審議公開という問題についてこの間ちよつと御答弁がありました。一区切りがついた段階で審議状況を報告することはあるが、その都度発言者、その内容を明らかにするのは危険性があるという御答弁もなさつておられるわけでございます。この審議会におきまして、この報告あるいはまた審議の過程等について一々、この方はどういふふうなことを言つたというふうなことをなかなか明らかにできない問題があるでしようけれども、その都度その都度国民の前に明らかにしていかなければ、国民の方々も大変にこの問題についての御意見も持つておられるわけでありまして、そういうふうなことになるば、国民の皆さんの中から必ずそれはどうのこうのといういろいろな意見が出てくる。そういうことを私は尊重しなればならないというように思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○森国務大臣 この国会を通じまして、審議の公開ということにつきましてはいろいろとお尋ねやら御質問、またそうした建議もございまして、しかし、総理も同様の意見を述べておられるようございまして、審議会の意見のすべてをそのまま外に公開をするということは、かえつて委員の皆さんの御考えが、先ほど国会同意の際にもちよつと申し上げましたが、それぞれの御意見がむしろ制約をされてしまふのではないかと、こういうふうには考えます。したがって、これも会長がお考えになることですから、私はひとつ希望とし申し上げられませんが、その都度適宜な方法で審

議の概要を経過として国民の前に公表されるという事は私は大変大事なことではないかというように考えております。

○鈴切委員 会長の考え方で発表をするというよりも、それは第二臨調のときに、実は「所掌事務」の第二条第三項の中に「調査会は、前項の意見又は答申を、内閣総理大臣から国会に報告するように、内閣総理大臣に申し出る事ができる。」というふうに、この点が明確になっておるのですね。それに基づいて、言うならば部会報告あるいは第一次、第二次、第三次というような形で中間報告がなされ、最終答申がなされるという形になっているのは、これが所掌事務に盛り込まれているからなっているわけでして、会長だけの考え方で、会長がどうもやりたくないと言えればそれで済まないとはいえないことではないかという感じがする。やはりそういう点は国民の皆さん方も非常に注目をしておられる問題でありますから、当然、こういうふうな審議経過になりましたとか、あるいは経過報告をやりますとか中間報告をやりますとか、あるいは最終的にはこうなりましたという形を明確にしないとそこはいけないのじゃないか。お任せ放しというのでなくして、こういう問題についてはやはり明確にしなければならぬというように思うのですが、大臣どうでしょう。

○森國務大臣 私、会長が報告というのはいくつかの方法というのを申し上げたわけで、たまたま先ほど角屋さんの御質問で、高村先生の、会長がその都度報告しておられたというお答えがたまたま耳に残ったものですから会長と申し上げたのですが、その都度審議の概要を外にどういう形で国民の前に明らかにするか。これは審議会でお決めいただくことで、必ずしも会長とは限りませんし、事務局長もお持ちです。あるいはその都度アウンスメントをするような担当があつてもいいなというふうにも思います。それから当然、ここまで持ってきたと、今先生がおっしゃったような、お示しをいただいたような経過措置でいろいろ

ろとその都度国民の前に明らかにする方法というのは、いろいろな方法で考えていくべきであらうというふうに私自身も考えております。

○鈴切委員 諮問の内容をなんでもすけれども、当面する教育改革の主要課題としては、学校暴力とか入試制度とか学校教育制度とか、あるいは幼保教育とか、広範な分野にわたるものというふうに私は思いますけれども、政府はどのような諮問内容を考えておられますか。教育改革の最優先課題は何だと認識されているか。あるいはまた、中長期的にこれを立て分けたときにはどういうふうな形になるのでしょうか。その点について政府のお考え方というものは、これから臨審審ができれば上がって人選が成りますともろん真つ先にこれを諮問しなければならぬわけでございしますから、当然、そういうことについての御構想を明らかにされておいた方が何かにつけて、やはり国民の方々は非常に関心を持っているだけに、必要じゃないかと思うのですが、中長期的な考え方、諮問の内容はどのようなふうになりますか。

○森國務大臣 これは、先ほど社会の変化に対応というところで少し先生から御意見もいただきましたけれども、臨時教育審議会におきましては、二十一世紀に向けて、我が国の社会の変化等に対応する教育の実現を期し、教育改革を図るための方策についてその意見を求めるわけでございまして、どのようなことを御審議いただくというのを政府が初めから項目を立てるといふことは私にとるべきではない。むしろ委員の皆様方に幅広く御議論をいただいて、そしてどういう教育をつくり上げたらいのかというのをむしろお尋ねをすることが正しいのではないかとこのように考えます。当然諮問案はつくらなければなりません。これは国会のこの論議を受けて、そして法律によつて目的や所掌事務等も、国会で御決定をいただいた上で私と総理とで十分相談しながら考えなければならぬこととございしますが、全体的には、二十一世紀を担う青少年にふさわしい日本の教育はどのようなにあるべきか、幅広く、もちろん

学校教育のみならず、社会も家庭も含めた全体的な生涯に通ずる教育全般に対してぜひお考えを示していただきたい、こういうふうにお願ひをするということが、ある程度今の立場で想定できるわけでございします。

○鈴切委員 教育というのは、総理の諮問機関であるという以上は、全内閣で取り組む問題であるというふうに私は思います。その諮問事項の決定なんかについては、総理の一存だけで決めるべきではないだろう。少なくとも教育関係会議ぐらいは設置していろいろ諮問事項等を検討した上で、さらに内閣としてそれを検討するというふうな形をとる、教育関係会議というものの設置はぜひ必要ではないかと思うのですが、その点はどうお考えでしょうか。

○森國務大臣 諮問事項につきましては、先ほど申し上げましたように、これまでの国会の議論、あるいはまたこれから御審議をいただきます。そういう審議内容を十分に踏まえて、そしてまた各方面の意見も十分に参考としながら決定をいたしたい。そして総理と御相談申し上げて、総理から諮問したいと考えております。したがって、諮問事項をどのようにするかということについて、今改めて教育関係会議というものを設ける考えはございません。

ただ、今後審議会から答申をいただいて、それを政府としてどのように対応して具体的な政策として進めていくか。それはまた、審議会の中で御提言をいただきましたその審議内容によつてはそうしたこと将来は考えられるのかもしれないが、そうしたことは今の時点で全く考えておりません。

○鈴切委員 諮問を受けた審議会では、答申を出すことについてはこれは一義的には当然審議会が決める問題でありますけれども、政府としても、いつごろまでにはという期待がやはり私はあると思うのです。なぜかというならば、実は審議会の設置が三年間という大要に制約された中にあつて、政府としてもいつまでも手をこまねいておる

わけにはいかないだろう。そうならば、審議会と政府とは当然話し合いながら、期待というものについては政府の意向を伝えるということになると思うのですけれども、あるいはまた、政府はそれを審議会に任せたら任せ放しだということふうにおっしゃるのか、その点についてはどうなんだろう。

○森國務大臣 事務が教育でございしますので、今日までのそうした審議会は大体二年ぐらひを一つの目安としておられますが、かなり幅広い、しかも長期的な問題でございしますので三年を一つの期限と法律に書かしていただいたわけでありま。もちろんどういふペースで、いつごろどのような目標で意見を取りまとめたかということについては、当然審議会の皆さん御自身で決めていただくこととございしますから、私もとて今の時点では申し上げるべきではないと思ひます。ただ、現実の問題として、ある程度おまとめをいただいた事務が国民の前に公表されて国民の多くの皆さんから期待を受けるようなこととございしましたならば、当然実行でき得るものは政府として十分に参考をさせていただきます、具体的に施策として取り組んでいくということもあり得るかもしれないが、今の段階といたしましては、いつごろまでにとり上げてどのような形で出せというふうなことを申し上げることは適当ではないのではないかと考えております。

○鈴切委員 答申が出された場合の実施処置についてお伺ひしたいわけであります。

第二臨調の実施処置については、行革大綱とか新行革大綱とか五九行革といったように、閣議決定によつて実施に移されているわけでありまけれども、臨審審の場合は行革とはちよつと違つたところと私は思つております。臨審審の答申が出された場合、その実施についてはどのように対応されようとお考えになつてまいしょうか。

○森國務大臣 御審議をいただいております法案の第三条におきまして、答申がなされた場合には

総理大臣はこれを尊重すべき旨を定めておられるわけでございます。したがって、この場合、通常総理は、答申の趣旨を実現するために、必要に応じて閣議に諮るなどをしていただきまして、施策を策定することになるだろうと考えております。そして関係省庁におきましては、この方針のもとで具体的な施策の推進に努力をするということになるのではないかと思います。

○鈴木委員 教育というのは、理論上の問題と実際の教育の現場とはなかなか一致しない点が出てくる場合があるわけですね。ですから、余り短兵急に結論を急いであつてそれを実施に移すというところは、ちょっと難しい問題があるだろう。場合によってはパイロットスクールの方式によつて、ある一部分、ある学校等に実際にやつてもらつて、やつてもらつた結果をもう一度持ち寄つて、それによつて検討を加えて、これはこういうことで間違いないという形になりませんか、教育というものは一度方針を打ち出してやり始めますともう全く後戻りはできない問題だけに、その点については文部大臣はどうお考えなのではないか。

○森岡大臣 ただいま御指摘をいただきましたような点については、審議会の中でそういう御議論が出ることもあると思ひますし、また政府としてその答申をちやうだいして、政府自身、特に事は教育でございますので文部省自身がそれを進めるときに、そういう方向をとることが適當であるということがあれば当然その方向も考えなければならぬと思ひます。

いづれにいたしましても、パイロットスクールという言葉が今鈴木先生から出ましたけれども、公明党の皆さんが政策研究をなさいました中で、私も御本をいただいて拝見をいたしました。私が、やはり急激な変化をすることによつて取り返しがつかないということになつてはならぬわけでございますから、そういう意味で、公明党さんがお考えになつておられますパイロット方式というもの、とても大事な今後の一つの施策の進め方

の参考になる意見であらうと私も受けとめておるわけでございます。

○鈴木委員 中教審の四六答申は、明治五年の学制頒布及び第二次大戦後の学校教育法の制定の大改革に次ぐ第三の教育改革と言われ、幼児教育から高等教育までに関する学校教育の全般にわたる改革と拡充整備の基本的な方向を示したわけでありまして、四六答申の実施状況はどのようになつておるのでしょうか。

○齊藤尚政府委員 昭和四十六年の中央教育審議会答申にござつては、その趣旨等先生御指摘いただいたとおりでございます。

実施いたしました主なものといたしましては、教育内容、方法の改善とか、あるいは学級編制、教職員定数の改善でありますとか、あるいは幼稚園教育、特殊教育の拡充整備でありますとか、教職員の待遇改善でありますとか、高等教育の計画的な整備でありますとか、多々あるわけでございます。

また、中にはまだ実施されておらないものもあるわけでございますが、一般的によく指摘されますものとして、新たな学校体系の開発のための先導的試行の問題、それから市町村に對しまして幼稚園の設置義務を課するという問題、公立と私立の学校に關します地方教育行政の一元化の問題などがよく指摘される問題点でございます。

○鈴木委員 四六答申の未実施事項としては、人間の発達過程に應じた学校体系の開発とか幼稚園教育の積極的な普及充実、そして学校内の管理組織と行政体制の整備の三点が未実施となつておるわけでありまして、これが実施に移されなかつた理由は何か。

○齊藤尚政府委員 まず、先導的試行についてでございますが、先導的試行は、それ自身が現行の学校体系の特例といたしまして法律改正を必要とするものでございます。当時、学校体系の案につきまして国民的なコンセンサスも得られていないという状況にございましたので、文部省として

は直ちにこれに着手することを避けることといたしました。ただ、先導的試行のための準備段階といたしまして、さまざまな研究を進めてきておるわけでございます。

幼稚園の設置義務につきましては、幼稚園と保育所との関連もございまして、直ちに設置義務を課するというよりも、施設費の補助であるとかその他の財政的な援助を行うことによりまして幼稚園の計画的整備を図る、そういうことによつて所期の目標を達成することが適當である、そういう意味で、十年計画で幼稚園振興計画を実施いたしたというわけでございます。

それから、最後に御指摘になりました公立と私立の学校に關する地方教育行政の一元化の問題でございますが、私立学校に關します事務は、私学の独自性と自主性を考慮して、教育委員会の所管外とされておるわけでございます。公私立学校に關します地方教育行政の一元化の問題につきましては、私学関係者の十分な理解が得られておらないというような事情もありまして、今日まで実施されておらないというところでございます。

○鈴木委員 文部大臣、器ができたと思ひまして、それから諮問内容が決まり、いろいろ御議論願つて答申を受けるということになつた場合、その提言内容のあり方については、これは文部省を初め他省庁にまたがる事項等も当然答申に出てくると思ひます。そうした場合、提言内容が確実に実行に移されるための具体的な方法論まで答申に盛り込まれるようにしてもらふべきだと私は思ふのです。これは非常に重要な問題だと思ひますね、方法論まで。ただ答申の中にそのまま書かれたのではなくして、方法論まで盛り込まれるようにすべきだと私は思ふのです。そうしないと、縦割りの行政の中であつて、なかなか今まで文部大臣もお困りになつておつた問題でしようし、今回の臨教審、政府全体で取り上げるといふふうになつたのもそういう観点があると私は思ふので、この答申を案として、砂上の楼閣にならないように、やはりこの審議会については答申さ

れる提言内容には方法論まで盛り込んでもらいたいという文部大臣のお考え方をある程度指示すべきではないかと思ふのですが、その点のお考え方はどうでしょうか。

○森岡大臣 確かに、今日までの中教審の答申等の報告等から、先生のそうしたお考えも一つのお考えとしては私は十分うなづけるものがございます。しかし、これを進めることが他省庁との縦割り行政といひますか、そういう中で難しいものであつたとは必ずしも私は考えておりません。しかし、先ほど申し上げたように、教育改革をし、これから新しい教育制度のあり方を問うということであれば、行政各部にいろいろな意味で関係のあるものもございます。そういう意味で、総理大臣の諮問機關としてあえて八条機關でお願いをいたしましたのは、ちやうだいたしたその御議論は各省にまたがるものも十分あるであらうというところを想定いたしますから、あえて総理大臣の諮問機關ということにいたしましたわけでござい

ますので、答申を受けた内閣全体でこれを検討するわけでございまして、それに関する行政各部はこのことを具体的に政策に移していくということとは当然なことかと考えます。したがって、一つのお考えではございまして、実施方法まで臨時教育審議会にお願いするということになりますと、行政を進めていく、あるいは施策を打ち立てていく、これに基づいて政策をつくり上げるといふことはやはり政治の範疇になるわけでございまして、そういう意味で私も、そこまでは審議会に明記をしようというとはとらない方が賢明であると考えております。

○鈴木委員 一つの例を申し上げますと、幼保一元化の問題でも、厚生省と文部省の綱引きばかりで、実際にはこの問題がなかなか進まなかつたという現実には私は目をそらすわけにはいかないと実は思ふのです。そういうことから考えて、私は老練心ながらそれを申し上げることは、これからいろいろ必要になつてくる問題であらうと思ふから申し上げるわけであつて、それはそれでいいと

思います。

さて、やはり義務教育の教科書無償の問題なんです。これは、憲法第二十六条に「義務教育は、これを無償とする。」というわけでありまして、もちろんこの義務教育の範疇の中には、授業料とかあるいは教材とか施設設備、こういう問題等々があるでしょうけれども、少なくとも憲法の第二十六条から、義務教育教科書の無償というものについてはこれは育てていかなければならない問題である。少なくとも、今財政が非常に窮乏であるからそれに対して手直しを云々というふうに一部言われることはございまして、無償の方向で努力をしていくのは、憲法の精神にのっとり、今日まで教育が大変に評価された一つの大きな問題だろうと私は思うのです。だから、そういうことから考えまして、文部大臣も、義務教育の教科書の無償は、昨年の予算編成の際、概算要求時に検討することになっていて、文部大臣としてはあくまで無償措置を継続したい、こういうふうな新聞にも報道されていますから、私は森文部大臣の明確なこの御答弁を高く評価をいたしているわけでありまして、この教科書無償について、これからあらゆる外部的な圧力といえますか、そういうものがある中、文部大臣としてはどういうふうなことをやっていかれるか、御決意を伺いたい。

○森文部大臣 今お示しをいただきました憲法第二十六条に掲げます義務教育無償の精神、これをより広く実現する一つの施策として教科書無償制度が今日まで続けられてきておるわけでございまして。したがって、今後とも私もこの精神はさらに広く行き渡るようにしていくことが文教行政を預かるものとしては大事なことだといふふうに私自身も考えておるところでございまして、ただ、この制度のあり方につきまして臨時行政調査会からの廃止等を含め検討するという答申もございました。しかし、その後中央教育審議会におきましては、教科書のあり方等につきましてまた御建議もいただいた。そして、五十九年度のこの予算につきましては、引き続き無償を継続する

ということと措置をさせていただきましたが、今後の取り扱いにつきましては、各方面の意見に耳を傾けなければならぬ、そういう事態になっております。私自身もいたしましては、先般も国会で申し上げましたように、この無償の精神というもの、これを大事に掲げていくという立場からは、これを引き続き継続でき得るよう最善の努力を払っていききたい、こう考えておりますが、いざいかにいいたしましても、いろいろなさまざまな意見がある中でもございまして、こうした各界の意見に十分に耳を傾けて、そして適切な対処をせしめていきたい、こう考えておるところであります。

○鈴切委員 審議会の予算が五十九年度二百二十三万円計上されておるわけでありまして、二百二十三万円ではどこまで充実した審議ができるか非常に疑問であります。審議会の予算についてはどう考えているか。

それから、六十年度予算に反映したいというふうな意欲的に考えております、この臨教審で答申が出されるならばやはり六十年度の予算に反映したいと言われたいわけでありまして、少なくともこれから臨教審の設置あるいは人選ということになりますと、審議会としては概算要求である八月までにその答申が出されるということとはまづ物理的に難しいだろうと思ひますし、審議会としても、唐突に出されても実は整合性という問題等もあるわけですね。

そうやってまいりますと、まず六十年度において予算を確保するということが、政府の予算決定のときまでにそういう形が出れば、それはそれなりに対処する、しかし、実際には六十一年度から本番になってくるのではないかと、いふふうに、私はこれからの審議経過等も考えますとそう思えてならぬのですが、その点については文部大臣はどうお考えでしょう。

○森文部大臣 私も法案の成立を一日も早くお願いをしたい、この期待をいたしておるわけでございまして、法案が成立になりましたら速やかに審議会の発足をさせたいと考えております。ただ、

具体的にいつまで、どのような時間をかけてどのように審議をするかということ、今の段階で私から申し上げることは越権でございまして、審議会自身で御判断をいただくことが適当であろうといふふうに考えます。したがって、現段階で来年度の予算の概算要求あるいは来年度の予算の編成について審議をどのように反映するかということについては、今の時点で私から申し上げることはやはり困難なことであろうといふふうに考えております。

ただ、教育の予算について御議論をいただくという審議会ではないわけでありまして、結果的にはそうした問題にもある程度論議が深められていくことは、これは審議会の皆さんのお考えになることとさせていただきます。したがって、私の今の立場から言えば、このことを来年度の予算にどうこうするといふようなことについての言及は差し控えたい、こう考えております。

○鈴切委員 人事院総裁、どうも長い間待たせて済みません。

官僚組織というものは、学閥とか学歴とかそういうものの偏重の代名詞のように実は言われていくわけですね。国家公務員の就職には、学校別に見ますと偏った傾向がずっと出ています。なかつく、東大とか京大という線でなければ官僚として出世は見込めないとまで実は言われております。

そこで、現在、各省庁における局長級以上の職員、の国立、私立別の人数はどのようになっていますか。

○鹿兒島政府委員 お尋ねの人数についてお答え申し上げます。

本年一月一日現在で、人事院が選考の対象としております本省庁の局長級以上の官職の在職者でございまして、総数二百名おりました。その二百名のうち国立大学の出身者が百九十一名、私立大学の出身者が三名、その他が六名ということになっております。なお、国立大学出身者百九十一名のうち、東京大学出身者が百五十七名、京

都大学出身者が十一名、以上でございます。

○鈴切委員 それは、例えば東大とか京大は、今ちよつと人数を言われたわけでありまして、けれども、この全体に占める割合というのはどうなりましょうか。

○鹿兒島政府委員 二百名に占めます東京大学出身者の割合が七八・五%、京都大学出身者が五・五%でございます。

○鈴切委員 国家公務員の就職がある特定の学閥とか学歴によつて占められているところに現在の受験競争の起因があり、そのために、親というふうには私は思います。そのために、親というふうには子供が国公立に入ることが子供の人生を決めることであるとともに、親として子供に対する期待が過重になっているというふうにも考えられます。国自体が就職に対してこの弊害を取り除かなければならないというふうに思いますけれども、これについては当然上級試験とか中級試験あるいは初級試験があります。ありますけれども、結局は、結論から申し上げれば、東大とか京大がほとんど局長以上を占めてしまっている。だから、各省庁で採用するときには不思議とそういうふうな形で、ほとんど出世するのはこういうふうな国立、なかつく東大、京大というところになってしまふ。中には私立で非常に優秀な人がいて、この次は必ず局長になるだろうと思つておつたところが、案外と東大の人がその上を越えていくというふうな、そういう官僚組織というものの対しては非常に問題がある、そういう点を痛切に感じます。

なかつく文部大臣の早稲田、これを見まして、もちよつと何もう書いてありません。大臣になられる、そういうすばらしい政治家が生まれるところですから、当然官僚等においてもそれなりの優秀な方もおられるでしょうけれども、例えて言うならば、早稲田でそういう上級試験を通つたて人脈がない、そのために結局は、課長ぐらゐまではいくけれども局長まではいかない、そういうのが現実なんです。だから、そういう問題について、

これは人事院としては、私の方は上級、中級、初級の試験だけやるのだからそれでいいとおっしゃるかもしれないけれども、こういう弊害が出てきている以上、やはり人事院としても具体的に何か言わなければならぬだろうと私は実は思うのです。

その証拠に、「潮流」という囲みの中に、今回通産省で小長啓一さんが事務次官になったということ、東大出身者が占めてきたいすにかわつていくことは、これは同省の歴史始まって以来の大変な異色人事である、こうまで言われたのでは学歴偏重、学閥偏重だと言わざるを得ない。この弊害を取り除かなければ、結局、受験戦争とか東大に入れなければ官僚として出世しないという、そういうものになってしまうだろうと思うけれども、それについて人事院総裁、あなたの方としては、試験をすればそれでいいというふうなお考えでなくして、やはり物を申すところは第三者機関として物を申してもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

○内海政府委員 御所見は私も大変同感するのでございます。そしてまた、公務員の勤務する、とりわけ国家行政の組織の中で、その上級の幹部が一つの大学によって多数を占めていくということは、元来からいって決して望ましいこととは考えられないので、できればバラエティーに富んだ各大学出身の優秀な人がそういう職についていたかどうかということが一番望ましいと思います。

さて、それではどういふふうにするかというふうな道が開けるか、これは必ずしもきのうきょうの問題でなく、かなり長い間にいろいろ考えられた問題であらうと思ひますけれども、なかなかいい答えが出ておらないと思ひます。人事院の行つております試験は、先刻御存じのように公開で、能力の競争試験でございますので、試験を通して大学を制約するということはすべきことでもございませぬし、またなし得ることでもない、こう思ひます。したがって、採用後の各省においての人事管理をどう行ふかということも一つの大事

な問題であらうと思ひますが、同時に、その試験に來る以前の大学というものの管理というふうな面でも、余り集中することのないようないい方策がとられてはどうか。と云つて私、今直ちにどういふふうにするかといふこと、その具体策を持ちませぬけれども、要するに、人事院の試験の以前の大学の問題というものがもっと深刻に考えられていく必要があるのではなからうか、こう思ひます。

いずれにいたしましても、お説の点につきましては、人事行政を対象としております私どもも、今後さらに本当に、それはいろいろ研究していかなければならぬものと思ひます。

○鈴切委員 時間になりましたので、本日はもう御質問申し上げたいわけですが、これも、これで終わりたいと思ひます。大変御苦勞さまでござい

○片岡委員長 三浦隆君。

○三浦隆委員 臨時教育審議会設置法案について、二、三お尋ねをしたいと思います。

初めに、大変限られた時間でございますので、私たちの民社党の立場としましては、委員の人事の問題あるいは審議会の報告の問題、そうしたことを除きますと、基本的に臨教審の設置には賛成でございます。そこで、我が党がなぜこれに賛成であるかといつた、まず党の見解を初めに述べさせていただきます。質問に入らせていただきます。

最近でございますと、昨年の六月十一日に教育臨調設置に関する提言を党として行いました。また、同年十二月十三日、教育改革についての民社党の提言を出させていただきました。こうしたことに基きまして五十九年一月十七日、本年早々でございまして、佐々木委員長が党首会談に臨みまして教育臨調設置を首相に提案をいたしました。そうしたことが今日の法案提出へと実つてきたのだらうと考えております。そして、三月十四日に教育に関する提言というものを提出していただいております。

(委員長退席、池田(行)委員長代理着席)
ここでは、なぜ民社党がこれまで教育臨調を設置すべきだと主張してきたのか、そしてまた、こうした審議会ができたならばどういふことを審議してほしいかということ、また審議会の構成と運営はかくあつてほしいというふうな願いを込めまして文書をまとめてございます。

読ませていただきたいと思います。昭和五十九年三月十四日付です。

教育改革に関する提言

民社党は結党以来、教育を重視し、「教育国家の建設」の提唱など、常に努力してきたところである。特に、最近の教育の荒廃、青少年をとりまく社会環境の悪化などを考えるとき、教育改革は急を要する国民的課題となつた。

この見地から民社党は、本年一月の党首会談において、教育改革に国民の総意を結集してとりくむため、いわゆる「教育臨調」の設置を提唱した。

われわれは、中曽根総理がわが党の主張を容れ、教育改革を推進する新機関の設置を決めたことを評価するものであるが、それが真の教育改革に直結するよう、この機会にあらためて新機関の性格、審議内容等のあり方について、提言するものである。

1. いわゆる「教育臨調」を設置すべき理由

教育の荒廃、青少年非行の激増、社会環境の悪化などの問題は、単なる一時的な現象ではなく、教育現場はもとより、利己的な風潮、学歴社会、都市問題といった今日の社会のあり方にかかわる幅の広い、根の深い問題である。したがつて、国民の概知と総力を結集して、その改革に緊急、かつ積極的に取り組まなければならない。

これまで、教育改革については、昭和四十六年の中教審答申をはじめ、注目すべき提案があつた。しかし、文部省の無気力、日教組等の抵抗などにより、改革は殆んど実行されず、教育の荒廃をそのまま放置する結果とな

つた。これは、教育が文部省、日教組および教育関係者という狭い枠の中で取り扱われ、国民のコンセンサスの上に立脚して、政府を挙げて取り組む体制がなかつたことに基本的原因がある。中教審の限界もまさにここにあつたと言わざるを得ない。

したがつて問題解決のためには、いまや、文部省、中教審といった既存の枠割り行政の枠組みを超えた、全国的視点で「教育」をとらえ直すことが不可欠となつていく。

民社党は、このような観点から、総理大臣の諮問機関として、「臨時教育改革調査会(仮称)」の設置が必要だと考える。

なお、調査会の設置にあつては政治的中立性を確保するとともに、その意見や答申については政府がこれを尊重し、実行をはかるものとする。

2. 審議内容

憲法及び教育基本法の精神をふまえ、教育改革にかかわる事項を調査審議するものとする。特に、教育制度面の改革のみならず、青少年の健全な育成を確保するための社会のあり方や、各省庁の枠を超えた幅広い問題等を重点的に審議するものとする。

審議の柱は次のようなものとする。

① 教育理念

教育基本法にもなつていゝ教育理念の一層の具体化、及びその具体的指針としての教育憲章等の検討。

② 教育制度

六・三・三・四制を中心とした入試、偏差値、中高一貫教育、大学制度、幼児教育のあり方、教員養成、私学振興等の検討。

③ 教育内容

学習指導要領(勤労体験、道徳などを含む)、教育課程、教科書及び教育器材等の検討。

④ 教育行財政

第四権的教育機関(中央教育委員会)の

検討、国と地方の役割分担、教育委員会のあり方、教育費の父兄負担、育英奨学制度等の検討。

⑤ 青少年をとりまく社会環境

学歴偏重社会の是正、マスコミ等を含む精神文化、都市問題、家庭教育、社会教育、生涯教育、矯正教育等の検討。

⑥ 国際化への対応

留学生の派遣と受入れ、外国語教育の充実、海外子女教育、外国人教師の採用拡大、海外研修等の検討。

3. 構成と運営

① 教育改革についての国民的合意をつくり出すため、委員の人数については教育界のみならず、経済界、労働界、言論界など、各界の代表を選ぶ。

② 設置期間は三年程度とする。事務局長は教育行政の中心をなす文部省から選任することとし、事務局は各省庁から幅広い協力体制を確立する。

③ 審議にあたっては、短期的に結論が得られるもの、中長期の審議を要するものに分け、合意できた部分は逐次答申を出して実行にうつす。なお、必要に応じて中間報告を発表するとともに、中央・地方の公聴会等を通じて教育改革に対する国民の意見が反映できるようにする。

民社党の見解でございます。こういうことで、我が党は基本的にこの臨教審の設置に賛成でございます。

そこで、官房長官お見えでございますので、時間の制約があるようございますので、初めに官房長官にお尋ねをしたいと思います。

所掌事務等に関連しての問題でございますが、初めに法案第二条、諮問と諮問への要望についてであります。そして、その一は諮問事項の決め方についてです。法二条の規定によりますと、審議会は内閣総理大臣の諮問に応じてその諮問事項を審議する、こうあります。したがって、どのような諮問が行われるかによって審議会の活動範囲及びその存在意義が変わってまいります。このような重大な諮問事項を総理大臣はどのようにして決めるのか、その手順、手続過程はどうなっているのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○藤波国務大臣 臨教審の設置法の御審議をお進めいただいております。心から感謝を申し上げます。今お話しのごさしました諮問につきましては、この設置法案の御審議が進められてまいります国会でのいろいろな御議論なども十分参考にさせていただきます。かつ各方面の御意見も十分承らせていただいて諮問をしていくようにいたします。このように考えておる次第でございますが、既に総理大臣あるいは文部大臣から御答弁申し上げておるかと思うのでございますけれども、よくこういう審議の場合に、諮問文の中に非常にコンクリートに、こういうことを御審議いただきたい、それにはこういうふうな政府の方は考えておるのだけれども、それに対してどんなふうにお考えになりますか御答申をいただきたい、というふうな形で諮問をする場合もございまして、しかし、今回の臨時教育審議会の場合には、教育の今日置かれております状況にかんがみましていろいろな問題点を御指摘もいただき、かつ、それを正していくにはどうしたらよいかというふうなことに付いて積極的に御意見を述べていただく、できる限り広い国民的な広場をつくって、そこで各方面の御意見を承っていくことにしたいというのが気持ちでございます。したがって、言葉がいろいろかどうかと思ひますけれども、審議会の方で伸び伸びと御議論をいただくというところに力点があるように思ひます。そういう意味では、余り固まった、中身にまで立ち至るようなそういう諮問の仕方ではなくて、むしろ今日のこの状況の中で教育をどのように進めたいかというふうなことを教育をどうしようかなことを御諮問申し上げてお答えを願うというふうな方に力点があるのではないかとこのように考えております。

それにはいたしても、その中身につきましては、国会の御議論等を十分踏まえさせていただきます。ましてこれを決めていくというふうな運びにいたしたい、こう考えておる次第でございます。

○三浦(隆)委員 実はどういう諮問を行うかといったテーマをお尋ねしたのではないのであります。だが、だれがどういう手順でどういう手続過程を経て諮問の内容が決まってくるのだらうかということなんです。実は次の質問とも関連がございます。

審議会にいかなる諮問を行うか、それは今の御答弁にもありますように、現在のところ不明でございます。このため審議会は、総理大臣の諮問にかんよってどのような方向にも針路を決め得る船のようなもの、またどのような色にも染め得る白い布地のようなものだ、こうも考えられます。審議会をこのようなあまいまさを残したままに見切り発車させることに、人によりましては戦前的な右寄りに逆行するのではないだろうかといった不安を感じている方もいらっしゃるようでございます。そこで、政府はこのような国民の不安に対してどのような対応策をお考えなのではないかとこのように伺います。

○藤波国務大臣 手続をいたしましては、まだ明確に定めておるわけではございませんけれども、当然この問題の中心に立っていただいております文部大臣、それから臨教審の事務局の責任者になるべき文部事務次官等の御意見も十分踏まえ御相談を申し上げつつ、総理大臣から審議会出発の際に、こういうふうな考えでこの審議会を設置した、どうぞひとつ国民を代表するというお立場で広い角度から教育のあり方について調査、審議をお願いしたい、こういうふうな申し上げるという形で述べられるというふうな思っております。まだ明確に固めておるわけではございませんけれども、手続をいたしましてはそんな感じになるかな、こう思っております。

それから、その諮問の中身がはつきりしないと、この法案が成立して審議会が出發をして、

そしてそこで今申し上げたように総理大臣から諮問が出るということで、後からそれが出てくるというところではこの法案の審議について行き届かぬところがあるのではないかと意味の恐らく御質問であらうかと思ひます。

そのことにつきましては、今御答弁を申し上げましたように、先生は大学で教鞭もおとりをいただいておりますので釈迦に説法でございますけれども、教育が非常に充実をして、今日教育水準も高まってきた。その上に立つて児童生徒にはいろいろ問題行動もあるし、あるいは非常に過熱した受験競争といったような部分も見られる。そういう中で知徳体のバランスのとれた立派な日本人を育成していくという教育を目指してどんなふうに進めていくかという教育を指してどんなふうに見える場合のおおよその問題の指摘というのはあると思うのです。そういうのを総理が諮問を申し上げるというふうなことになるように、それに対して、二十五人以内で御議論をいただきます委員の方々に積極的にいろいろな意見を述べていただきたい、そしてこういうところに問題があるよ、こういうところはこの改革すべきだというふうな御意見をどんどんと出していただく、それがまとめられていくというところに実は主眼がある、こういうふうな考えておられて、それには、民社党から御提案もいただいておりますけれども、二十五人以内の方というのは、広く各界、まさに国民を代表するといふような立場での御意見を申し上げることが非常に大事だと言っております。そのことをやはり忠実に実行させていただきます。そしてまさに国民の代表の方々に御参加いただいて国民的議論の中でこの方向を見出していただく。

先入観として中曽根内閣がやるなら右向いていくのではないかと、あるいは中曽根流の教育哲学を押しつけるのではないかとといったような御批判を一部に聞かせていただくのでございますけれども、むしろそういうことではなくて、皆さんの御意見を聞かせていただいて、ひとつ一緒に議論をさせていただきます、その御意見を伺って政

府としても文部省を中心として改革の仕事を進めていくようにしたい、こういうところに力点があるということはどうか御理解いただきたいと思うのでございます。

○三浦(隆)委員 諮問を総理大臣がお決めになるわけですけれども、今御答弁いただきましたように、例えば世論調査や何かで教育改革に国民がどういうことを望んでいるのかとか、文教委員会の審議を通じてどういうことが諮問していただくのにはふさわしいであろうかとか、あるいは各党派ごとにいろいろな問題があるかと思ひます。また、教育全般といえば、知育、徳育、体育というところもあるでしょうけれども、限られた時間に限られた人数の方が審議されますというところ、あらゆるものにはどうしても手が回らねる。場合によつては、大臣の御発想かと思ひますが、体育、徳育、知育の順番というのもあり得るかもしれないというふうなことも踏まえまして、ひとつ柔軟な姿勢で諮問をお考えいただければいいと思つております。

たまたま昨年十二月の総選挙をきっかけとして総理の「教育改革七つの構想」というのが新聞に載せられてございます。それを見ますと、一つには六・三・三・四制の学校体系の見直し、二つ目に高校入試の多様化、弾力化と業者テストによる偏差値依存の進路指導の是正、三番目に共通一次試験を含む大学入試の改善と高等教育の質的充実、四番目に社会奉仕活動や集団宿泊訓練の重視、五番目に地域ぐるみによるしつけなど基本的な生活習慣の形成や情操教育、道徳教育、体育の充実、六番目に留學生の受け入れの拡充など大学の国際化の推進、七番目に教員の資質向上を図るための教員養成制度改善、採用方法の多様化、研修制度の充実というふうなことが挙げられておりますが、この七つの構想と諮問との関係はどうお考えでございますか。

○藤波(國務)大臣 国民の皆様方の各方面から、教育の改革を進めるべきである、それには政府自身の考え方もあるけれども各方面の御意見をよく

聞いて、そして意見をまとめてその方向に向かつて改革をするというふうな手順で進めたらどうか、そういうふうないろいろな御提案や御意見をお寄せいただく向きが多々ございまして、そんな中で今教育の現状はどうなっているのか、改革するとすればどういふところに問題点があるのか、盛んに何回も何回も総理大臣が文部省、文部大臣や文部事務次官を始め皆さん方の御意見も聞くというふうな機会がございまして、そんな中で、特に問題とするところというので今御朗読になりました「教育改革七つの構想」といったものがまとめられたのでございます。

しかし、それは今申し上げましたように、こういうところに特に問題があるかなというふうなまとめたものでございまして、これが今度の審議会の中でどれだけの意味になっていくのか、むしろいろいろ御議論をいただく場合に一つの参考資料としてこれらの点についてもよくお考えいただきたい、あるいはこれらの意見について御批判もいただくとしようなど御議論が深まっていけばいいが、こう思つておるわけでございます。

何回も申し上げますように、諮問の中身につきましては、今後の国会の御議論等もよく参考にさせていただきます。さらにこの七つの構想についてもいろいろ思いをめぐらせまして、文部大臣の御意見を特によくお聞きもいたしながら、諮問をする場合にどれだけの物で物言つていくことになるかということについても検討されていくことになる、こう思つてございまして。そんなにコンクリートに決定をしたことではありませんで、総理が手元でまとめて発表したいという形のものでございまして、あくまでもこれを参考にしたいいただきながら進んでいけばと考えておる次第でございます。

○三浦(隆)委員 この七つの構想は、国民の世論調査によりまして、かなり多くの人が望んでいる問題点だと思ひます。ただ、一つ大きな問題が欠けていたように思ひます。それは、校内外の暴力、この七つの構想にはいれぬ非行、校内暴力

問題が欠けているということでありまして。

最近の新聞の世論調査では、どの新聞でも同じような答えが出ておりますが、教育改革が必要だとする国民の声が大変に高くなつております。では具体的にどういふことを教育改革でしていただきたいかといった国民の願ひは、例えば毎日新聞によりまして、第一は入試制度だ、第二は非行、校内暴力問題ということ、大変大きなパーセンテージが占めております。以下ぐつとパーセンテージが下がります、教員の資質、教育内容、落ちこぼれ、画一教育等が挙げられております。これに對して、首相の七つの構想の第一に挙げられております六・三・三・四制の学制見直しの意見は大変少数意見でございまして。

そこで、この世論調査というものをもし尊重していただければ、諮問事項として非行、校内暴力問題に関連して、学校教育とも深くかかわります少年院等での矯正教育の問題についてもいかにあるべきか、ぜひともお取り上げいただきたい、こう思つてございましていかがでしようか。お考えのほどを……。

○藤波(國務)大臣 先ほどお答えを申し上げましたように、教育の改革をしていかなければいかぬという認識を持つに至つております非常に大きな理由として、一方で過当な受験競争ということから来るいろいろな弊害などが挙げられます。このように、校内暴力とか非行青少年の問題、この問題をどう考えるか、この対策をどうするかというようなところが、教育は今のままでいいのかというところを考へるに当たりまして非常に直接的な動機になっている、こう思つてございまして。

したがういふで、これを解決していかなければいかぬわけでございまして、その解決の手法は文部省を中心としていろいろ御検討いただいてきておりますが、直接的には、例えば校内の暴力事件に對して、その生徒を補導していろいろな注意を与えるとか、あるいは学校外でいろいろ問題を起こしていることについて厳重にこれを指導するとかといったような対策も当然あるわけで

ございましてけれども、教育改革としてとらえた場合には、むしろ情操教育、道徳教育を重視するとか、あるいは学校のいろいろな共同の生活を大事にして、その中で友人関係や先生と生徒との関係をもちと正しいものにしていくとか、いろいろ教育的な立場での取り組みが大事だ、こういうふうな文部省もお考えになりまして、今申し上げたような意味では、直接的にそのことに触れないというのはいささか理由があるかと思つてございまして。

お話がございまして、そういう事件が非常に頻発をいたしております、そこでいろいろと補導をされる生徒児童の問題というのはもう看過できない非常に大きな問題だと思ひます。そしてまた、その子供たちをどう矯正していくかというところは、実にまたその子供たちにとつて大きな問題である、こういうふうな考えをわけでございまして、当然いろいろな角度から御議論をいただきます中でそういうことが話題として大きく浮かび上がつてきて、そのための対策をどうしたらいいだろうかというふうな御議論が恐らく行われるであろうというふうな思ひでございます。諮問ということの中にそのことを直接入れるかどうかということとはまた今後の問題といたしまして、十分私どもも頭の中にそのことを置いてこの審議会での御議論が深まり広まっていくなことを期待を申し上げます、見守らせていただきたい、こんなふうに思つて次第でございます。

○三浦(隆)委員 実は大人でも犯罪を犯して刑務所に一度でも入りますと、いわゆるムシヨ帰りのいうふうなレッテルがついて、なかなか社会でよく認めていただけません。せつなく更生を誓つて出ながら、また再びそのために逆行してしまふということがあるわけでありまして。いんや、小さい子供が何事かをなすというのは紙一重だと言つてもよからうと思ひます。たまたま教える先生なり文部省の偉い皆さん方は、そうした非行なりそういう体験を持たないですんなりこう上がつてきた皆さん方でありまして、そういう点では

かえってそうした落ちこぼれたというか非行に立ち至った子供さんたちの気持ちの場合によるとつかみがないのではないかとと思うのです。

私が恐れますのは、現実に教える先生方がほとんど少年院の実態を知っておりません。あるいは学校の子供たちももちろん知りません。そこでテレビで、例えば子供たちがよく漫画で見ます「あしたのジョー」というのがございます。その「あしたのジョー」に見る少年院というのは、そこに入ると重い鉄の扉がギョツと音を立ててガチャンと閉まる。社会とは隔離された姿がそこに出てまいります。あるいは、その閉ざされた少年院の中ではボクシングで乱暴することも放任されていることが映されているわけでありまして。実際の少年院を知らない人が「あしたのジョー」を見て、少年院はかくかくのものだという誤ったイメージを持つかもしれません。

事実、学校で乱暴するやうなことを働いたからこ鑑別所、少年院に入っているとしたと、先生にとつてはやれ厄介払いができたかと思ひ、またそれが学校へ戻るとまた学校はえらいことになつちやうのかなという不安を感ずるとするならば少年院というのは大変に開放的に、職員の人々も一生懸命よくやっていたと聞いておりますし、そしてまた、文部省ともタイアップしながらそこで勉強した人たちはそれなりの卒業のかわるべき証書も取ることができるようになつていっているわけでありまして、知らないということはその点で大変に誤解を招きやすいと思ひます。私自身、教員生活は長いのですが、これまで矯正教育の実情というものを知りませんでした。たまたま横浜の十人の野毛浮浪者襲撃事件というのがございまして、私は、非行の実情や更生の実情を知りたいものと思ひ、横浜の少年鑑別所から二、三の少年院を見て回った経験を持つております。学校の先生方もそこを訪ねてみれば、恐らくこれまで先生方が知らない全く違つた子供の素顔、一生懸命立ち直ろうとしている素顔を見ることができさるだらうと思ひます。しかし、多くの

先生方は矯正教育の実情を知りません。このため、矯正教育を受けて立ち直ろうとしている子供たちの心情を理解できず、非行を犯した生徒がかつての学校に戻りますと、あいつは乱暴したんだというイメージがどうしても消えません。また、人間によくあることですが、先生とも相性が悪いかもしれないのです。せめて義務教育ですから同じ学校の先生をかえる、クラスをかえることができないか、あるいは学校をかえて近所のほかの中学に移ることができないだろうか、こう思うので、こう質問したところ、それはだめだという答えを文部省からいただいております。

私は、六・三・三・四制の問題という大きな学制的変更を語る前に、現行の学制のもとでも非行に走つた子供を立ち直らせる方法というものは工夫すれば幾らでもあり得るんじゃないだろうかというところを踏まえて、ぜひともこの矯正教育の問題を避けることなく真つ正面にとらえて、これはもう片手間でなくてはならぬ全力を挙げて御研究いただいていって課題であらう、こう思つていられるわけでございます。質問の途中ではございしますが、文部大臣からもこれに関連して一言御意見を聞かせていただければ幸ひだと思ひます。

○森岡務大臣 矯正教育の先生のお考え方、大変私も参考になる御意見で、またかつて一緒に文教委員会の中でそこいらしつちやう嶋崎先生や皆さんと教育問題を議論してまいりました。その都度先生からこうしたお考えを示されまして、大変私自身も敬意を表しておるところでございます。

もちろん矯正教育なども御議論の中に加えることになるのかなというところも、先ほど官房長官も申しましたように、どのような事柄を臨時教育審議会の皆さんで御議論をいただくかということとは審議会自身でお決めをいただきますが、当然国会で御議論をいただいたような事々、またマスコミ等を通じて教育問題に対する各界の御意見、こうしたことを踏まえて議論をされることになるかと思ひます。たまたま今、総理の七つの構想について、先生

から非行の問題等が入っていないではないかというところでもございしましたが、六・三・三・四制の中で、あるいは高校入試の問題や偏差値の問題や共通一次の問題をある程度改善することによつて、むしろ子供たちが本當の意味での使命感を持つてくれて、そして知徳体三つがバランスがとれた人格形成がなされるような教育的環境をつくり上げるといふこととございまして、青少年非行の問題に触れていないということについては、すべての事柄に関係することであつて、むしろ子供たちが健全に大きく成長してくれることを願つて、そのためへの幾つかの、今問題行動となつてまいりますようなこうした教育の現状の問題等についてある程度考え、改めていくということが目下一番喫緊の国民的要請であらう、私はこういうふう

に考えておるわけでございます。

○三浦隆委員 いろいろな諮問がなされ、いろいろな答申がなされ、それが具体化に移されて、そしてそれであつてもなおかつ非行の問題がすぐ解決するといふものではないのだからと思ひます。現に今多くの本人が、親が、地域の人が悩んでいることであつたので、まずとりあえずできることは、今言つたように義務教育の枠内で学校をかえることができるか、都市なんかでは幾らでも学校はあるわけでございますから、あるいはクラスをかえることができるかということ。これはもちろん先生方にとっては一種の人氣投票をされるようなことかもしれないが、むしろ一般の自由社会は、商売その他はみんな自由競争なのでありまして、それがなされないとところにむしろ教員の甘えもあるかもしれない。本當に子供にとつての教育はいかにあるべきか。ちよつと非行の問題が出たらおろして体を壊した、食欲不振だ、やめたくなつた、あるいは手がつけられなくなつたらひつぱたきつづけた、そんなような意気地のない教員、そんなところではこの問題は解決つかない。また同時に、それだけじゃない、先生と子供の人間としての相性の問題みたいなものもあるかと思ひますので、ぜひとも引き続き御検

討いただきたいと思ひます。

官房長官にもう一問だけ。

この審議会が発足しまして、諮問にこたえての答申が出されますと相当それなりの予算が必要だと思ひます。一方、大変文教予算も切り詰めてまいりますけれども、そうしたときの予算処置というのはどのようにお考えなんでしょうか。

○藤波国務大臣 設置法案の御審議をお願いして成立をさせていただきまして、この審議会が発足をします。今のところ三年という期限で御議論をいただくわけでございまして、その間にどんなふうな形で答申が出るかというの、いろいろ審議会御自身の御意見の中でまとめられていくことになるかと思ひますので、大所高所から教育はいかにあるべきかという御議論をいただきます中では具体的なほどなふうにとめられていくかは今後の問題でございまして、これはお金を伴うものもあれば、制度の問題として検討されなければならぬ問題もありましようし、あるいは別の形で、地域とか家庭とかがもつと話し合ふといふようなことで解決していかねければならぬといふような御提言がある場合もありましようし、今からこの審議会の答申を予測することはなかなか難しゅうございまして、今の段階で、ではそれに要する予算はどうするかという御質問に對しましては、いづれ御答申の結果を見ましてから、こう申し上げる以外にないと思ひますのでござい

ます。

ただ、今日いろいろな国政の分野があります中で教育という仕事は非常に大事である、特に、二十一世紀に向かつて進んでいく日本にとつて今日教育がいかにあるべきかというこの課題にどうこたえるかということ、実に大きな問題であるといふ認識に立ちまして教育の改革を進めていかなければいかぬ、それには各方面の皆さん方のお知恵、御意見をいただいて改革案をまとめていただくことにしよう、こういう認識に立ちまして審議会が発足をしていくことになるわけでございます。

す。これは本当にお金に伴うものになるのか、金
がなくても知恵を出せということでもとめられる
のか、中身はわかりませんが、教育を重視する
という政府の姿勢は今後も最も大事にして進ん
でいかねばならぬ、そんなふうに考えておりま
すので、答申が出てまいりましたならばその考
方を大事にして取り組んでいくというこの姿勢
で申し上げておきたいと思うのでございます。

○三浦隆委員 現状の教育を守る、それだけ
もかなりの予算が必要なんだと思うのです。そ
れを現状を変えようとする、これは相当それな
りの予算がかかってくるのだらう。これは答申
をいただかなくてもおおよそ予想されると思
います。同時に、教育については余り惜しま
ないで、文部大臣とも御相談いただきまして積極
に予算を確保していただきたいと思ひます。

官房長官 大変お忙しいところありますがどう
ございまして。まだいろいろとお尋ねしたい
ことがありますが、貴重なお時間のようです
のでこれで質問を終わらせていただきます。ど
うも御苦勞さまでございまして。

森文部大臣の方にお尋ねをしたいと思います。
臨教審法案の提案理由に関連してですが、提
案理由で先ほども御質問がありました、「二十一
世紀の我が国を担うにふさわしい青少年の育
成を」という教育全般にわたる改革を推進し
ていく、こうあります。抽象的な言葉のやり
とりですとどうもわかりづらいものですから、
具体的に一問一答的な形で御返事をいただ
ければありがたいと思ひます。

まず初めに、現在のままの教育ではど
ういふ点に悪いのか、また、現在の青少年
のふさわしくない点は何なのか、この点につ
いてお答えをお願いします。

○森國務大臣 今の青少年がだめである
とか今の青少年のどこが悪いんだというこ
とを文部大臣という教育の任にある長が
申し上げるというのか、これはどのよう
にお答えをしいのか、私

自身も非常に困っているところではござ
います。ただ午前中、また鈴切さんの御
質問の中でも私は再三申し上げてまいり
ましたように、日本の教育は意味では大
きな成果をおさめたと思ひます。それが
今日、世界の中でこれだけのすばらしい
隆盛をきかせるようになった。これは量的
にもまた質的にもお認めをいただける
のだらうと思ひます。

しかし、現実の問題として、どうも
教育が理由となつて社会の荒廃現象が
幾つか起きてきている。こうしたことを
私は大事に考えて、先ほど民主党の政
策提言もございました。私も極めて敬
意を表するすばらしい御提言であると
常々拝見をさせていただいておると思
ひます。具体的に申し上げれば、例え
ば受験競争などが一つの原因になる、
そしてそのことが問題行動になる。す
べての問題行動がその原因だとは言
えませんが、問題行動等がある。そう
いういろいろな御意見や御指摘がある
ということから考えて、学校教育の現
状は能力、適性が多様化している実
態に十分に対応できないようになって
いるのではないかと。すばらしい制度
といえども、世の中が変化をしてい
けばそれに対応できるような状態を
つくつておかねばならぬ。抽象的
な御指摘をいただきましたけれども、
そういうような考え方が教育改革の
一番大事なことである、という基本
的な考え方を持つものでござい
ます。

したがって、あえて先生から現在の
青少年のどこが問題だろうかというこ
とになれば、幾つかの問題はあると思
ひますが、やはり物質的な豊かさ、そ
して過保護など、そしてもう一つ、
文明というものが非常に進み過ぎて
いる。例えばコンピュータあるいは電
気機器等が発展していき、逆になら
ば人間の一歩大事に触れ合ひます。そ
ういう面から考えますと心身ともに
弱々であるという、あるいは忍耐力が
欠如していき、挑戦をしていくとい
う、挑戦をしていくといふ、

か、自主的である、自発的であるとい
うようなことが乏しくなつてきている
のではないかと、こんなふうな考
えをさせていただきます。

○三浦隆委員 私、戦後の日本の教育
というのは大きな目で見れば世界的に
も成功しているのだらうと思つてお
ります。ただ、それにもかかわらず、
なぜ今中教審では飽き足らない臨
教審へ移つたかといふ、このま
まではどうもいけないうの、どう
も何かあつたわけでありまして、
それが具体的に例へば今の子供
たちが弱い、だとか何々だといふ
ふうにはわかれれば、今の子供
たちはまた私たちの子供のころと
違つた別な面でのいい面もたくさん
あるわけであつて、よかつた教
育面あるいは子供のよい点は時
間の都合上あえて割愛したのでござ
いまして、その中でもよりよく
いうと、どうしたらもう一つよ
い教育へ、どうしたらもう一つよ
い子供になつてくれるのだらう
か、ということ、具体的にま
ずい点を挙げることにしよう
と、さういふ趣旨でござい
ました。

そこで、青少年の理想像に
絡みまして、大臣は青少年の理想
的人間像としてどのようにあつて
ほしいと考へるか。今の答
えの裏返しかと思ひますが、ど
ういふのであつてほしいと思
ひますのか。

○森國務大臣 これは先ほども
申し上げたこととしまして、裏
腹のことになるかと思ひますが、
個人としての自立精神を持つ
ことが大事だと思ひます。そ
れから特に、高齢化社会を迎
えるという目前の日本の状況
を考へてまいりますと、社会
に対する連帯性あるいは協
調心、それからもう一つ、
国際社会の中における日本
の地位が政治的にも社会的
にも非常に大きな問題にな
つてまいります。日本人とし
ての自覚と国際感覚を持つ
こと、こうしたことが求めら
れていく。理想的な青年像
といふふうには私には私
なりの、狭いけれども思ひ
ます。

○三浦(隆)委員 それでは、
具体的にどのような理想像を、大臣

したらその理想像に到達し得るもので
しょうか。

○森國務大臣 教育を受ける立場
といふか、あるいは教育を求
めるという気持ちは非常に多
様的になつております。幅の
広いものでございまして。そ
して、学術研究の面も非常
に幅広くなつてまいります。
しよせん、人間が期限を定め
られた中で教育を受けるに
は、ある程度限度があるわけ
でございまして。そういう意
味で、日本の教育の仕組みや
制度や年限、こうしたこと
がどのようにあるべきであ
らうか、こうしたことを問
ひかけをし、この審議機
関で専門家の皆様方から
ぜひ御検討いただきたいとい
うことが教育改革の一つ
のねらいであるわけでは
ないかと。

そういうふうな考へますと、この
間深谷さんの御質問のときにも
私はお答え申し上げたわけ
ですが、人間の面といふまじ
うか、人間としての基礎的な
面、あるいは学術研究を進
めるにいたしましても、少
し基本的な面、そういうう
なことをもう一遍教育の原
点という形で考え直してみ
るべきではないか、私はこ
んなふうに考へます。

○三浦(隆)委員 先ほどの、
今の子供たちはどうも弱
弱だ、自立心が乏しいとい
うのであつて、その弱さを
どういふ教育をしたら直
すことができるのか、どう
したら自立心を持つ子供
に育っていくことができる
のか、ということだと思
ひますし、まさにそのこ
とで、場合によつてはそ
れが諮問の内容に入つて
答えが出てくるものと思
ひます。

そこで、その理想像に近いと思
われる人物、どなたか一人を
挙げていただけないでしょうか。
私たちの子供のころは例え
ば二宮金次郎あるいは楠
正成が努力目標であつた
のですが、今大臣は子供
たちに具体的にどうい
う人になつてほしいと思
うのか。例えば松田聖子
のような歌手になつて
みたい、とか田原俊彦
のような俳優になつて
みたい、華やかだし金
はもうかるし、いいの
じゃないか、そう希望
している子供たちもあ
るいはいるかもしれない
のでありまして、これ
に対して大臣としては、
挙げるならば子供たち
にどういふ理想像を、大臣

の子供たちに対しておまえらこういう人になつてほしいよと挙げられるか。真つ先に御自分を挙げられるかと思うのですが、ひとつよろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○森國務大臣 今ここで具体的にどのような方を理想像として挙げるかということは非常に難しい問題だと思ひます。政治家の立場ではそれぞれの立場で、例えば福田赳夫がいいとか中曾根康弘がいいとか、あるいは田中角榮さんを尊敬するという立場も、いろいろあるのだらうと思ひます。ですから、今ここであえて——三浦さんも随分意地悪い言い方だと思ひました。

しかし、今、自分の子供に対してこんな人間を模範とするのだよということになれば、さつき鈴切さんでしたか、おしんという話が出ました。果たしておしんは理想像として求めることができるか、そういう環境ではないはずだ。今日、文明がこれだけ発達して、そしてこれだけすばらしい環境にある日本だということになる。そういうことを考えて、逆に今度は人間像として、広い原野なり島なり海などに真つ裸で置かれた場合に人間としてどういふ生き方をしていくのかというようなことを考えてみると、もし自分の子供だったらそういうふうに出てみたらいいなと思ひます。

ですから、具体的な人間を挙げるということは、大変恐縮でございますが、この場ではお許しをいただきたいのですが、あえて今の環境、今の日本の状況ということから言えば、そして先ほどから言つて理想像、求める人間像というものを考えれば、実際にあつた存在かどうかは別問題にして、例えばロビンソン・クルーソーみたいな、何もない社会の中で人間としてどうやって生きてきたのか、これは人間の生き方の一つの模範として考へてみる必要がある、私はそんなふうにあえてお答えを申し上げておきたいと思ひます。

○三浦隆委員 ロビンソン・クルーソーが理想的人物であるというお答えでございましたが、さて、同じような質問を、子供、青少年育成に大変大きなかわりを持ちます親、現在の親のいい

点、悪い点がありますが、今の親がどこが悪いのか、あるいはどうしたらよりよい親になるのかというふうな問題点、そうしたことを今と同じような形で答えただければ本当は一番ありがたい、同じように、子供たちの教育にとつて大きなかわり合いを持つのは学校の先生でありますので、大変すばらしい先生方が多いけれども、その中でももし悪いとするならば今の先生のどこが悪いのか、同時に、その先生の理想像としてどういふふうに通達し得るものか、あるいは理想的な先生像というのは具体的にだれを挙げたいのかというふうなこともお尋ねしたいと思つたのですが、時間の制限もあるようですので、これはまたいずれかの機会にかえさせていただきますと思ひます。

次は、教育改革の理念の問題についてであります。教育基本法の理念は、この教育基本法の前文にあるいは第一条のどこを讀んでみますと、一般的に「人間」「人類」「個人」といった普遍的な言い回しと、もう一つ「国民」といった日本特殊限定的な言い回し方を並列的に述べているようであり

ます。例えば前文と一条だけに限つて見ますと、「人類の福祉」「個人の尊厳」「人間の育成」「人格の完成」「個人の価値」、これはいわゆる日本国民とは限りません普遍的、世界的な発想でもござい

ます。これに対して、「日本国憲法を確定し」「国家を建設し」あるいは「日本国憲法の精神に則り」とあるいは「平和的な国家及び社会の形成者」という流れに従つた「国民の育成」という表現がござ

います。日本に生まれ日本に育つたというか、日本国民というこれは極めて限定的なものであります。数えてみますと、こうした普遍的な概念と特殊限定的な概念が、偶然かもしれませんが、全く同じ数を数えることができるわけであり

ます。そこに今日の教育基本法の国籍性がどうであるかというであるかというふうな御意見も出てくるのではないかな、こう思つております。実は今の共産主

義国家群の教育は、あるいは戦前の日本の教育と

いった場合には、普遍的な概念よりも個々の国家の国民ということを変え強く訴えてまいつたわけであり

ます。これに対して、こう変わったことが偏狭な国家主義や軍国主義及び封建的徳目からの決別を告げるものだ、あるいはそれは違つた点を明確にしたいということから、教育基本法がスタートを切つたわけでありまして、そのこと自体は十分に意義のあつたことだと思ふのです。

しかし、これまでの歩みを振り返つてみますと、世界的、普遍的な概念としての人間の育成や個人の自由及び権利の主張は教科書などで教えることが多いのに反して、日本という特殊限定的な概念としての国民の育成や個々の責任及び義務の主張は教科書などで余り教えられることがなかつたと思ひます。そんなことから、日本に生まれ育つたこ

との喜び、日本人としての生きがい、誇り、民族の独立心、祖国愛、親孝行、夫婦愛などの家族愛が軽んじられ過ぎてきたのではないだらうか、こう思ふのですが、大臣、いかがでしょうか。

○森國務大臣 今の教育基本法は、戦争を体験したその敗戦の反省という中から新しい憲法を制定した、そしてその憲法の精神を大事にしながら教育のあり方を明確にあらわしたもので、これが教育基本法であるというふうには私に考えております。したが

いまして、よく議論に出るところでござい

ますが、やはり法律であるうともあるいは諸制度であるうとも、その当時の社会の状況あるいはまたその社会を構成する人間の価値観、そのことによつてかなりいろいろな形で解釈され得るのだらう、こう私は思ふのです。

私は、ちょうど戦争が終わりましたときに小学校の二年生でござい

ました。したがいまして、私も自分の体を通して日本の戦後の教育を体験して

きたわけでございます。したがつて、その当時の昭和二十一年以後の日本の教育の理念と今の

ものとは全く違つていないわけであり

ます。しかしながら、今思い起こしてみると、当時は戦争に負けたという茫然自失ということもあつたと思ひ

場では、国民という概念よりもどちらかといえば普遍的な概念の方に重きが置かれていたであろうというふうなことの他に、当然前提としてあるべきは、あくまでもこの国の問題、家庭の問題等が軽視されてきたのじゃないだろうか。このことを語ることは、決して教育理念に反することでも何でもないことである。むしろ今後ますます自信を持つて語られてよいのじゃないだろうかというところであり、そのことと並んで、教育基本法だけでは少し抽象的過ぎますので、これから具体的に今の子供たちにも親にもわかりやすい言葉の確かな文章が何か考えられぬだろうか、そういう気も実はしております。

と、いいますのも、明治五年の「学制序文（学事奨励に關する被仰出書）」というものがございまして、戦前の教育というときに軍国主義と言いますけれども、これは全く違ふのでありまして、逆に、国家のための学問をむしろ「沿襲の習弊」というような表現でそれを拒否してございまして、逆に、個々の個人がどうやら生活していくことができるのか、生きていくためには教育が必要ではないか、生きていくためには読み書きそろばんが必要ではないかというふうなことをむしろこの「学制序文」は全面的に出しているわけであり、学問というものは、そういう格好いい人格形成とか国家のため、そんなことは二の次でありまして、これから時代が変わるぞ、士農工商などという古いことを言っておられぬぞ、一人一人みんなどうやって生きていくのか、生きていくためにはまさに業を習い、もって知能を磨き上げていかなければならぬ、そういうふうな素朴な発想が読み書きそろばんをしるというふうなことは訴えているわけでありまして。

それがたまたま明治十二年の「教学聖旨」のあたりになりますという、いわゆる儒教道徳的なことがかなり前面に出てまいります。そして明治二十三年の教育勅語で、まさにそうした明治五年あるいは明治十二年のそれとあわせて、新しい「一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇

運ヲ扶翼スヘシ」といったような忠君愛國的な教えがそこに出てきたわけでありまして。そして同時に、戦争がだんだん深まるに従って画一的な軍国主義教育へと入っていったわけでありまして、言うならば、これらには、よきにつけあしきにつけまして、教育とは具体的にかくあるものだという具体的なことが述べられているわけでありまして。これに對すると、教育基本法は、かくあつてほしいというふうなふうなことであつて、いわゆる具体性が欠けているというところであります。ですから、我が党としては、教育憲章とでもいうようなものをつくつて、子供たちにも親にも教員にも学校へ行くたびにひとつ読んでもらつて、そんなじられるような文章で、これだけは最低限度守つてほしいというふうなことをむしろやつた方がいいのではないかと。決して教育基本法の路線に外れるということではありませんが、それこそ超党派で先生方とも相談させていただくとか、あるいはそれこそ諮問事項の一つにもお加えいただくとかというふうな形の中で、教育基本法の路線をそのままに生かしながらそれをより具体化するもの、いわゆる少年非行に走りやすい子供たちにもああこういう言葉があつたかと言われるようなことをお考えいただくということではないか、ということなどですが、そういう教育憲章的な発想について、大臣、いかがお考えでしょう。

○森國務大臣 先生は学者でいらつしやいますから、非常に學術用語で御質問をいただくものですから、輕輩、博學ではない私は時々間違えて御答弁申し上げて非常に恐縮に存じておりますが、先ほど申し上げたことは、要は、確かに先生のおっしゃる通りに、かくあらねばならないということよりも、こうあつてほしいという期待感みたいなものを盛られてゐる。これはやはり敗戦の中からきた、日本の一つの反省の中から出てきたものであろうと思ひます。要は、どのような表現であつても教える立場の者がどのような使命感に燃えて教えるのかということが大事だ、私はこう思っているわけでございます。そういう意味では、確かに

に今の教育基本法に書かれてゐる事柄などもどちらかといえば、平易なこともございまして、ある意味ではかくあつてほしいなという期待感のようなものにもなつてゐるというところは御指摘のとおりだろう、こう思ひます。

しかし、どういふ、例えば今具体的に教育憲章のようなものを三浦さん、また民社党さんとして御提言をいただいたということはかつて私も新聞等でも承知をしておりますが、どのようなことを国民に教育の課題として、また日本人として国際社会の中に生きていく人間としてどのようなことをしつかり身につけていかなければならぬのか、こうしたことをどのような目標に進めるかということについては、具体的に今ここで申し上げることはこれは私は適當ではないと思ひます。臨時教育審議会の審議される皆様方がそういうことなども御議論なさることも予想をされるわけでございますし、また、今三浦先生がおっしゃつたようなことがやはり一つのきっかけとして審議会の中で御議論をまた起こすことも、これは私は予想できることではあります。しかし、政府といたしましては、そうした教育憲章的なもの、あるいは教育を受ける者はかくあらねばならぬというようなことを憲章的に考えておるということは、今の段階では私自身もまたないと思ひ上げておきたいと思ひます。

○三浦（隆）委員 教育基本法の第一条は、よく読んでみますと、「平和的な国家及び社会の形成者として」の国民を對象としておりまして、そこに教育目的の實現を圖ろうとしてゐる、こう読めると思ひます。したがつて、教育對象としての国民にとつては国家及び社会の存在することは当然の前提だと思ひます。また、その国家及び社会は、アメリカや英、独、仏などと同じ自由主義体制を我が国はとつてゐるのでありまして、国家の安全を保持するため特にアメリカとは日米安保体制を組むパートナー關係にありまして、同じようなことが日韓關係にも言えるわけですね。したがつて国家論としては、日米及び日韓關係は、国交未回

復かつ共產主義体制下の日ソ及び日朝關係とは決して並立するに等距離ではないと私は思ふのです。とするならば、こうしたことも教育を通じて国民に明確にする必要があるのではないかと、こう考えますが、いかがでしょう。

○森國務大臣 日本の国と諸外国との關係というのは、これはやはりその当時の政治の判断で行うべきものであるというふうな考えです。したがつて、現在の日本の国と例えばアメリカとの關係あるいはソ連との關係、これはそれぞれ先生方がどのように説明されていくか、やはり教師の判断にまつべきものであるというふうな考えです。

○三浦（隆）委員 諮問への一つのお願になるかとも思ひますが、教科書についてであります。教科書検定の検定手続の法的整備などの形式面、教科書の偏重は正などの実質面の検討を含めて、よりよい教科書とすべく教科書問題というのをぜひとも諮問に加えていただければいいな、こう思ひます。

そして、これは私の希望も入りますが、これからの教科書としては、現在の反米親ソ的あるいは反資本主義親社会主義的な行き過ぎが目立つような記述はこれを是正し、あわせてソ連による日ソ不可侵條約の一方的廃棄、北方領土の不法占拠、日本人のシベリア抑留などの事実及びアフガンや東南アジアなど共產主義支配下の難民問題なども、史実に基づき、教育を通じて子供たちあるいは国民一般に明確にすべきではないか、こう思ひますが、大臣、いかがでしょう。

られるべきものであろうというふうにも私は考えるわけですが、日本の教科書の検定制というものは、民間の創意と工夫、その中からよき教科書を選んで子供たちに教科書として与えるという制度をとつておるわけでございまして、私ももととしてはこの制度が一番民主的でいい方法であらうというふうな考え方を今日まで抱いておるわけでございます。

ただ、今先生から御指摘がありましたように、こうした事柄なども諮問にということについては、その考えは全くないと、こう申し上げておかざるを得ません。先ほどからも何回も申し上げるように、包括的な基本的な日本の教育の諸制度はどのようにあるべきか、こういうことを議論をお願いすることがやはり今度の教育改革の諮問の大きな本旨でございまして。しかし、当然教育の諸制度をいろいろと御議論をされる中で審議委員の皆様方が教科書の問題についてお触れになることもこれはあらうかと思ひますし、そのことを別にこちらから規制をすることも必要はなからうというふうにも考えるわけでございます。

○三浦(隆)委員 次に、法案に関連してお尋ねしますが、その第一は、放送大学との関係でござい

ます。

明年四月から放送大学が発足する。その放送大学開校に向けての準備状況と開校の見通しについてお尋ねしたいと思います。

○森(國務)大臣 具体的なことでありますので、政府委員から答弁をさせていただきます。

○宮地(政府)委員 放送大学につきましては、昭和六十年四月の学生受け入れに向けまして、放送教材、印刷教材の作成、放送図書資料棟、学習センターの建設、放送局の開局のための施設の整備など、現在その準備を進めておるところでございまして、学生募集につきましては、この七月に学生募集の大綱、十一月に学生募集要項を発表し、十二月から学生募集を開始して入学者を決定することにいたしていただいております。

放送局につきましては、東京局は十一月に、群

馬県送信所につきましては昭和六十年一月に開局を予定し、それぞれ大学入学案内、教員紹介及び授業科目ガイドなどの予告放送を行うというようなことなどについて準備を進めておるところでございまして。

○三浦(隆)委員 この放送大学は新時代の大学教育を行うところである、また、開かれた通信制大学として発足するものだというふうに言われまして、今後放送大学開校を契機として、これまでの大学間では予想もされなかったような大学相互の交流が行われると思うのです。

そこで、既存の大学や新設の大学との間で行われる、こうした予想される大学交流というふうなものに対して、文部省はどのような対応をお考えでしょうか。

○宮地(政府)委員 御指摘のように、放送大学を通じて、大学間の交流というふうなことが従来考えられていなかったような点についても大いに行われるということをお私どもとしても期待もいたしておるところでございまして。もとより放送大学自体にいたしまして、既存の国公私立大学の大変幅広い連携協力のもとに放送を効果的に利用して大学教育を実施することにしていくわけでござい

ますので、具体的には、例えば他の大学におきまして放送大学の開発した放送教材が授業に導入活用されるというふうなことで、さらに放送大学と既存の大学との単位の互換が積極的に活用されるというふうなことで、また教員の交流が促進されるというふうなことを通じて大学間の交流がより深められるということが期待をされるわけでござい

ます。

そのほか、もちろん放送大学はその意味ではいわゆる開かれた大学といたしまして一般社会人その他の視聴があるわけでございまして、そういうことを通じて既存の大学の授業内容そのものに對しても、従来ややともすれば非常にマンネリズムと申しますか、そういうことで行われておりました事柄に対して、こういう放送大学の授業形態というものが既存の大学に対して一つのインパ

クトを与えるというふうなことが私どもとしては期待をいたしている点の一つでございまして、そういうことを契機といたしまして従来の大学教育の内容が改善されていくことも期待をしているわけでございまして。

さらに突っ込んで申し上げれば、例えば放送大学において行われる教育を一般教育として既存の大学が活用していくということなども望ましい活用の仕方の一つというぐあいに考えております。

○三浦(隆)委員 今御答弁ございましたように、放送大学と既存の大学で例えば一般教養なんかの単位の相互交換、仮にそうしたことを考えるとしても、当然学校では教員の配置の人数の問題だとかその他大学設置基準そのものにもかかりの大きなかわり方を将来持つてくるだろう、こう思

います。そうした設置基準というふうなものは、こうしたことが具体化されるような時点になって当然見直されていくものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○宮地(政府)委員 御指摘のような事柄について将来大学の設置基準の改正ということも、この放送大学の授業が実際に進むことになり、かつ、そういう事態について検討課題に上つてまいりま

す際には、私どもとしては十分検討しなければならぬ課題というぐあいに考えております。

○三浦(隆)委員 次に、五十七年でありまされども、韓国等から日本の教科書についていろいろと問題を指摘されたことがございました。その韓国等から指摘されました歴史教科書の改訂状況、現在どのようになっているのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○高石(政府)委員 現在検定を進めている段階でございまして、最終段階にきておりますが、まだ最終的な結果を御報告する段階に至っておりません。ただ、あの事件が起きまして官房長官の談話が出されました、近隣アジア地域における友好親善、こういう観点で教科書の検定を進めるとい

る段階でございまして。

○三浦(隆)委員 文部省もそれなりの対応をされているものと思ひます。

ただ、最近の新聞でありますけれども、朝鮮日報の記事が掲載されております。それによりますと、「事実を隠したり、歪曲を強要したりする基本的な記事が載つております。また、直すと約束した歴史の歪曲は、ほとんど一つも直らないまま

また新しく出てきた」と、こういう表現もござい

ます。私は、恐らく問題が指摘された後、文部省もそれなりの対応をされてきたと思ひますし、この記事がそのとおり正しいと思ひないのですが、文部省としてはどうお考えなんでしょうか。

○高石(政府)委員 日本の新聞に伝えられている記事の内容は、民間の出版労連等の発表された内容をもとにして、まだ検定の段階における最終結論でない内容について報道されているわけでござい

ます。したがって、その報道は必ずしも最終的な結論を的確に伝えているというふうには思つていないわけでございまして。近く文部省としても検定の最終結果を明らかにするというふうな段階が参りますので、その段階では、今御指摘になられたようなことについては十分な配慮を加えながら検定作業を進めておりますので、少なくとも日韓における友好親善が基本的にそのことでまづかなるとか、そういうことのないよう十分な配慮を加えておるところでござい

ます。

○三浦(隆)委員 五十七年八月二十六日の歴史教科書についての官房長官談話によりますと、「我が国としては、アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において正す」という言葉があります。また、五十七年十一月二十四日の歴史教科書についての文部大臣談話によりますと、「これらの諸国の国民感情等にも今後一層配慮する必要がある」とし、このため、検定の基準に国際理解と国際協調に係る事項を加える必要がある」というように述べております。そして、五十七年の文部省

告示百五十一号によりますところの高等学校教科用図書検定基準の改定がされて今日に來たわけだとして、間もなくこの改訂の結果が明らかになるうかと思ひますけれども、こうした政府の見解でございまして、この整合性の問題ですね、政府としても十分御検討をいただきたい、また対処していただきたいというふうに思ひます。

また事実、先日首相の答弁にもございまして、日本が侵略を行ったか否かというふうな質問に対して、侵略を受けた国から見れば土足で踏みこまれたんだからそう思うだろうという御指摘でありましたけれども、日本の教科書もまた、日本自身で書いた教科書としてそういう表現を用うるに至ったわけですね。

この場合に、今度は日本人ではなくて、韓国併合以来の朝鮮の人に対しては、明治四十四年に朝鮮教育令が公布されております。日本の教育勅語そのままというか、そうした路線でありますし、また大正五年の一月四日には教員心得という、教員規制の問題などが出ております。そして、戦争になると日本と同じようにしていわゆる戦争の協力をお願いしてきたいきさつがございまして、また、台湾に対しても台湾教育令を公布し、戦局の進むに従って昭和十六年にはその改正を図り、さらに昭和二十年には朝鮮も台湾も含めて戦時教育令という中で全く日本と同じようなことを相手の国に対して行ってきたわけでありまして、

そういう意味ではむしろ、日本人が日本の教育を受け日本の戦争に参加することは当たり前のことかもしれませんが、外国の人であった者が無理やり日本の国籍となり、日本人となり、日本の教育を受け、そして戦争に協力をされた、そのため大変に痛い、苦しい思い出を持っている人が少なくないといった、そういう国民感情もあわせて改めて理解を図りながら、文部省の努力によつて、両国の一層の友好親善を図るためにも、この整合性の問題にひとつ御努力をお願いしたいと思ひます。

これに関連しまして最後に、かわり合いを持

たれました森文部大臣から、この教科書問題についてのお考え方を述べただければ幸いですと思ひます。

○森國務大臣 韓国や中国から日本の教科書について当時いろいろ意見が出されたのは承知をいたしております。今初中局長からお答えを申し上げましたように、いわゆる近隣の友好国のそうした国民感情というものを十分に配慮するということが、これからの国の外交のあり方、また国との協力の関係等も考えまして、十分に配慮をいたそう、こういうことで五十七年の八月に官房長官の談話が出されたわけでございます。

したがって、具体的にこのような事柄を諸外国からいろいろ注意を受けたということではなくて、近隣諸国の友好を十分配慮していく、そして国際的理解と国際協調の見地から配慮をしなければならぬ、こういう立場の中で、日本の国のいわゆる教科書検定基準を新たに設けたわけでございます。それに基づいて今鋭意検定を実施いたしておるところでございます。具体的にはまだ公表できる段階ではないし、私自身もまだ承知をいたしておりませんので、そうした官房長官談話あるいはまた文部大臣の談話等を含めて、友好親善を一層進める上で教科書の記述が適切なものになっていくであろう、このように期待をいたしておるところであります。

○三浦(隆)委員 戦前のいわゆる軍国主義的な考え方は今も多くの国民の心にも持ち得ないこととすし、その反省の上に立つて戦後の教育がなされていく、こう思ひます。それにあつても、なおかつそうした痛みを忘れない人がまだいるというところから、いささかでもそうした昔に戻るようなイメージというか、そうしたことは避けなければならぬと思ひます。

ただ、それにしても、日本人として当然に日本の国を誇りに思うこと、あるいはある家庭に生まれた喜びを感じる、ことというのは当たり前のことだろうと思ひます。そういうことがあいいいになると、本当に日本人なのか外国人なのかわ

けがわからないような、無国籍な発想に立つてしまふし、そしてまた同時に、少年非行その他にもつながるような家庭崩壊の現象も出てくるのだからと思ひます。ですから、戦前の徳目であつても、時代とともに装いを新たにしましてよい徳目であるならば、私たちは勇気を持ってこれをまた復活させていかなければならぬのじゃないかというふうな気がいたします。そうしたことと関連しまして、褒章制度の問題で賞勲局の方にお尋ねをしたいと思ひます。

最近の社会問題となつていくものに、校内暴力の根源とも考える子供の家庭内暴力、子の親殺し、離婚の増大など、家庭のきずなの崩壊といったものが多発しております。この問題の根底には、夫婦共同して家庭を守り子供を教導していく協力、連帯の精神や、子供は親に尽くすといった親孝行の精神を、古く封建的なものと考へて、あえて守り育ててなかつた戦後の風潮も影響しているものと思ひます。この際、こういった家族協調、連帯の精神や親孝行といった、人間の本性に基づき社会の基礎単位である家庭を大切にすることをさらに醸成していく必要があると思ひます。こういった意味で、こういう親孝行その他、世のため人のための徳行をみずから実践した人を広く顕彰することも大変重要なことだ、こう思ひます。

そこで総理府の賞勲局にお伺いするわけですが、こういった人に栄典を授与することは制度上どうなつていくのでしょうか。また、実施の現状はどうなつていくのでしょうか、お尋ねしたいと思ひます。

○柳川政府委員 先生御指摘の点についての栄典制度上の該当するものは緑綬褒章でございます。そして、「孝子順孫節婦義侠ノ類ニシテ德行卓絶ナル者ニ賜フ」というように規定してございまして、褒章条例は明治十四年に制定されましたが、現在までの德行卓絶として授与された者は百五十二名でございます。戦後は三名のみでございます。昭和二十八年以降は授与の例はございませ

ん。

○三浦(隆)委員 今御答弁いただいたわけですが、なるほどこの褒章条例の規定にありまして「孝子順孫節婦義侠」という言葉はいかに古めかしい言葉だと思ひます。ただし、これは德行の項目を例示しているものでありまして、本来の趣旨は「德行卓絶ナル者」にある、こう考えられるわけですね。より時代に即応した内容に改めましてものと実施すべきだろう、こう思ひます。ただ、このことは本来立法府での議論も深めなければならぬ問題だと思ひますし、要望しておくにとどめたいと思ひます。

しかし、現行の運用としましては、德行卓絶した者として、子供も大人も男も女もひとしく、非常な苦境を切り抜けて特段にすぐれた家庭を築き、地域社会の模範となる夫婦、親子を拾い上げて積極的に顕彰していくということがそがむしろ賞典制度が広く国民に支持されるゆえんだ、こう思ひますが、いかがでしょうか。

また、区役所や市役所が直接こういった判定をするのは困難という事情もあることでしょうけれども、学校、教育委員会等の助力を受けるなどの工夫をしまして、地域社会の中で特段にすぐれた家庭といったものも多数あると思ひますので、こうしたことを表彰する道を賞勲局としてもお考えいただければと思ひますが、いかがでしょうか。

○柳川政府委員 先生御指摘のような、選考についての難しい事情もあるかもしれませんが、褒章条例の規定は現在生きておるわけでございますので、德行卓絶な立派なケースが各府庁から御推薦があれば、十分に審査してまいりたいと思ひます。

○三浦(隆)委員 諸先生方もそうだと思ひますが、我々よく、黄綬褒章、藍綬褒章あるいは勲何等何々章というふうな御受章をされた、本当に御年配の、先輩のお祝いの会に何回も呼ばれることがあります。これは本当に功成り名を遂げたという感じで、それ自体、大変お祝ひに値することではあると思ひますが、私はむしろ各学校長に推薦権を与えて、学校ごとに毎年のように、この学

校では一人とかこの学校でまた出てきたというふうな、年をとったとか何の功績とかと関係なく、たくさんの子を積極的に表彰していく。たまたま学校の勉強はふでであるけれども大変に親孝行な子であったというならば、むしろその子を褒めてあげる。これは大人でも褒められたいし、子供にとっても褒められたい。褒められる機会をもつと積極的に広めていくということがある。いいのじゃないかというふうには思います。子供への喜びの機会をふやしていくということ。

と同時に、こういう表彰というが褒章制度をより民主主義的にするのか、一部の特権的な人でなくて、多くの人々が享有できるような発想へと賞勲局も変わっていった方がいい方がいような気がしますが、もう一言御答弁いただけるでしょうか。

○柳川政府委員 緑綬褒章の実際の活用例を見ますと、大体十年、二十年、あるいは三十年を満了として、大義に就いておられたかということでございまして、そういう若い例というのはないわけですが、各種の表彰制度などとの絡みも考えながら検討してまいりたいと思います。

○三浦(隆)委員 時間のようでございますので、最後に文部大臣にお尋ねをしたいと思います。今教職員免許法の改正案がかかっております。教員がいかにあるべきかというところは、この臨教審法案が通れば恐らく諮問事項として最有力の一つになり得るだろう、こう思うのです。このときに、まだ諮問もされない、答申も出ない時点で、教員養成の問題だけが先行して法律で出してしまうというところは、臨教審というせつかつくすばらしいものが今できようとしているとき、大きな諮問事項が一つ抜けることになるだろう、このように思いますので、今文教委員会の方に出席されているようでありすが、これは国会見送りがないのではないか、そう思います。

もう一つは、この委員の任命を国会の同意事項とすること、それから審議会の答申を国会への報告事項とするようぜひともお願いをしたい、こう思います。このことは、戦前の教育にも誤りがあったとするならば、立法、行政、司法と言いたるところで、行政権が大変に強かった、仮に善意であったとしても、国民の声とは遊離した形で教育が走り過ぎてしまった、そうした間違った教育が走ります。そして、この過ちは教育だけではなかった。そこで行政権優位の思想を改めようということから、立法権、行政権、司法権といった三権分立制度を今日強く持つていくわけであり、特に国会は、四十一條に基づきます国権の最高機関としての位置づけを持つていくわけであり、そんなことから、行政府だけの委員人事ではなくて、立法府としての国会のかわり合いを持たすというところは、これからの臨教審の発足に当たっても祝福される臨教審となり得るのではないかと考えておりますが、大臣いかがでございますでしょうか。

○森国務大臣 二点御質問がございましたが、教育職員免許法の改正法案につきましては、ただいま国会でぜひ成立をお願いをしたい、提出をさせていただいておるわけでございます。提案をいたしております法案は、現下の急務でございまして教員の資質向上について、昨年の秋教養審の答申をいただきました。十分な検討を得て提出をいたしたものでございます。教育改革は、たびたび申し上げておりますように、長期的展望に立ちまして、幅広い、各行政職との関連も含めての教育のあり方を御審議をいただくというところでございますので、直接免許法との関連での矛盾はないと私も考えておるところでございます。何といえども教員の資質向上ということが今国民的な大きな関心を持たれているところである、私もこのように考えて国会に提案をいたしております。なお、臨教審におきまして今後とも教員養成の問題につきましては当然御議論をいただくことが予想されるわけでございますが、その都度そうした具体的なことにつきましてはもちろん文部省としては必要な改善を図っていききたい、このように考えておるところでございます。ただいま御提案申し上げております免許法につきましては、御審議をお願いしてぜひ成立をさせていただきたい、こう思う次第であります。

○三浦(久)委員 三浦久君。中曽根総理は、今回の教育改革では教育基本法は改正をしない、こういうように言明をされておられます。文部大臣もこの総理大臣と全く同じ考え方なのかどうかをまず最初に尋ねたいと思います。

○森国務大臣 同じ考えでございます。○三浦(久)委員 この問題に関する森文部大臣の発言というのは大変わかりにくい点がある、歯切れの悪い点があるのですね。具体的には後で御指摘を申し上げますけれども、私は、そういう森文部大臣の揺れ動く態度というのは現在の自民党の状況を反映しているのじゃないかというふうに考えているわけであります。

例えは自民党の中には、今回の改正で教育基本法を改正した方がいいのだ、こういう意見を持つておられる方がたくさんおられます。例えば藤尾政調会長は、四月二十四日に我が党のいわゆる教育問題での協議で、教育改革の根本問題は占領下に与えられた憲法や教育基本法の見直しだということをはっきり言われておるわけであります。また奥野元文部大臣、また元法務大臣でもあります。六月十四日付の朝日新聞の「教育改革この人に聞く」というインタビュー記事でこう言っています。中曽根総理、森文相は国会答弁で教育基本法で直視する必要はない、こういうふうに答弁しているが聞かれました、「本心からそう思っている、とは思わないな。」「彼は彼なりに戦略、戦術を使っただけで、」「こう言っています。そして「公明党なんかにも賛成してもらいたいから、いっぺんに自分の理想をぶつける必要はない。戦略と考えている。」「こう言っているんです。他党を抱き込むための戦略だ、こういうふうに奥野さんは言っているわけでありまして。また海部さんも、これは現職の自民党の文教制

度調査会長であります。同じインタビューで「自民党というのは右から左まで幅が広いですからねえ。教育基本法についてもいろいろな意見を持つ人がいます。文教部会と文教制度調査会の合同部会で、教育基本法を変えるべきだという声も出ました。しかし全体としては、教育基本法の精神にのっとってやるんだということで、合意をしたわけですね。」こう述べています。また続けて海部さんは、「ただ、これは自民党の審議会ではないわけですから、委員の中からはいろいろな意見が出て来ると思うんですよ。」「教育制度の根幹に触れるような議論まで行くかもしれない。」「こう言っておりますね。そうすると、このことは教育基本法の改正を示唆した発言だというふうにも受け取られるわけでありませう。」

また海部氏は、臨教審はすべてから自由なのかというふうに関心されて、「党の今日までの文教政策、それに中教審が出して来たデザイン、さらに文教議員のデザイン。こうしたものを、重ね絵のように合わせて常識的な議論をしていけば、どこに欠陥があるのかという点では、合意出来る面がたくさんあると思います。」「こういうふうに述べています。これは自民党が自民党の文教政策を土台として臨教審での議論をしていく、こういうことを明らかにしていることだと思ふのです。これは幅広く国民的な合意を形成してもらおうのだと表向きは言っておりますけれども、そういう表向きの理由とは別に、臨教審への自民党の文教政策の押しつけだ、こういうことを私はあらわしているのではないかと思ふのです。」

では、自民党の政策というのは何かというと、ここに「三十七回総選挙 わが党の公約」というものを持っておりますが、ここでは文教政策のトップに六・三・三・四の根本的な見直しというのを挙げている。そうすると、これもまた教育基本法の改正を示唆したというふうに受け取れるわけですね。

また森文部大臣自身も、六月十九日の同じこのインタビュー記事の中で、教育基本法は変えない

と中曽根総理は国会で答えているがと問われて、「私は総理のようにはいっていいない。義務教育の年限の短縮や延長なども実現しようとするれば教育基本法を変えなくてはならない。」「こういうふうに言っております。またきょうの同じインタビュー記事ですけれども、「宗教をもっと教えるべきだ。宗教教育も憲法の規定があるから、先生もおつかないでこれまでもさわつていないが、どうかで教えないかならん。神話は神話として話せばいい。」「こういうふうに述べています。」

憲法二十条第三項は、国及びその機関は宗教的な活動はしてはならないというふうに書いてあります。教育基本法の第九條二項は「国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。」「というふうに規定しています。この規定は、国が特定の宗教と結びついて他の宗教を圧迫する、そういうことをしないように信教の自由を保障する規定である。ですから我々は大変重要な規定だということに思っておりますけれども、今私が紹介した文部大臣の発言というのは、これを改正するということのようなことで示唆しているというふうに受け取れるわけでありませう。ですから中曽根総理がこの国会審議を通じて、教育基本法を改正しないんだ、こういうふうに繰り返して言明されておりましたけれども、今私が挙げた自民党のいわゆる文教関係の幹部の人々の発言を見ますと、国民は、果たして中曽根総理の言明が本当なのかどうかというところに深い疑惑の念を抱かざるを得ないと思ふのです。」

それで、私はもう一度念を押して聞きますけれども、文部大臣は、今回の教育改革では教育基本法の改正はしないのですか、どうでしょうか。

○森国務大臣 先ほど御答弁申し上げましたし、またこの内閣委員会でもたびたび角屋先生を初めとして多くの方々から御質問をいたしておりますから、教育基本法について改正をするという考えはございませんと私は明言をいたしております。別にそう揺れ動いておるといわけじやございませぬ。私自身、教育改革はとても幅広い議論を必要といたしますので、いろいろな方々の御意見を伺ったりして、いろいろな方々の御意見は、それはそれなりとして一つの御意見だなどというふうに感動することもあるわけではございません。今三浦さんがおっしゃったことも、すべてではございませんが、なるほどなあとということもあるわけではございません。そういう場面場面を取り上げて揺れ動いておるといふことではなくて、むしろ柔軟な対応ができる政治家であるというふうには自分は自分を位置づけておるわけではございません。

それからもう一つは、よく間違えられることでございますが、御議論をいただく委員の皆様方には、教育基本法にのっとった改革であるということとは設置法で明記をいたしておりますけれども、やはり自由な議論をしていただくことが少なくとも教育の制度上の問題では私はいいのではないかとこのように思ふのです。ただ、そのことを会長自身がどのように取りまとめをされるかということが大事なのであつて、議論というものは、やはりできるだけ自由闊達な議論をいただくことの方が――さつき官房長官も三浦さんの御質問に対して、表現がいいかどうか、悪いかというようになことを言っておりますが、私は大変いい表現だと思ひましたが、伸び伸びと御自由に議論をということでありませうから、私は余り制約をさせないことの方がむしろいい案が出てくるのではないかと思ふのです。

お名前を挙げるとしかられるかもしれませんが、先ほどの鈴切さんからも義務教育の年限のお話がございますし、たしかNHKの国会討論会でおたくの党の山原先生も高等学校の全入制のことと触れられました。そのことを義務というところで考えるならば当然教育基本法に触れるじやありませんかと私は山原先生に申し上げたことを今記憶をいたしておりますが、そのように各党皆さん、それぞれいろいろな考え方を持っておられると思ひますので、そのことを余り束縛した議論と

いうものは、せっかくこうした国民的な大きな課題に取り組むわけではございませんから、そういう意味で、議論をしていただくことについてはそれなりに、教育基本法を変えないと総理も私も言っておりますから、そのことを大事にしながら十分考えて議論をしていただくことになるであらう、こういう考え方を私は申し上げておるわけではございません。しかし、もう一度念を押してお聞きでございますから、教育基本法を変えるという考え方は今私は全く持っておりません、こう申し上げておきます。

○三浦(久)委員 文部大臣、今あなたは自由闊達に委員の方には議論していただく、こう言われましたね。そうすると、その委員の先生方には、教育基本法の精神にのっとってやらなくてもいいということなんですか。政府は教育基本法の精神にのっとって教育改革をやる、そういう方針を決めておられる。それは今度の設置法の第一條にもびしりと書かれてあるわけでしょう。そうすると、委員の先生方はそういう教育基本法の精神の枠をはみ出して議論してもよろしいと、こういうふうになつてよろしいのですか。

○森国務大臣 政府は教育改革を進めたい、その教育改革は教育基本法にのっとってやりたい、こういうことでございます。御議論をいただく方々は、それぞれ御自分のいろいろな意見をお持ちでございますし、御意見は、どうぞ自由伸び伸びとした御意見をいただいた方がより建設的なすばらしい意見があるのではないかと、私はこういうふうにお聞きして、その先生方まで教育基本法のところはさきから申し上げる必要はないのではないかと、私はこう言っているわけではございません。

○三浦(久)委員 そうすると、政府と委員と区別されていきますね、この審議会の委員の先生方を。政府は法律を守るけれども、委員の先生方はこの法律は守らなくてもいいと、そういうお考えなんですか。どうなんですか、大臣。

○森国務大臣 政府は教育改革を進めるわけで

す。教育改革を進めるに当たって、教育基本法の精神にのっとりてやりたい、こう明言をいたしておるわけだ。

○三浦久委員 そうすると、委員の先生は教育基本法の精神にのっとりて論議をしなくていいわけですか。それをちよつと端的に聞きたい。

○森国務大臣 いわゆる義務教育に触れるところは幾つか出てくるだろうと思いますが、この法律全体は当然教育基本法の精神で制約をされているわけでありまして。しかし、諸制度のところがいりる議論をされるときに、教育基本法があるから例えれば義務教育の九年間は一切さわらないんだという形で論議をされることは、必ずしもいい答えが出てこないかもしれないから、そういうところは御自由になさってもいいのではないかと、私はこのように申し上げているわけだ。

○三浦久委員 ですから、そういう文部大臣の答えですと、政府は教育基本法の精神にのっとりて教育改革をやるが、臨教審の委員の先生方はそういう枠に縛られないで自由にやつてもよろしいと、そういうように聞こえるじゃありませんか。そうすると、委員の先生方は、この臨教審設置法の第一条の適用を全然受けないんだというふうに聞こえるのですよね。これは私はおかしいと思うのです。どうですか、大臣。

○森国務大臣 三浦さんのお立場からいえば、何か戦前復帰の教育に戻すのではないかとというようなこともある程度懸念をされて、想像の中でおっしゃるわけでございます。私は、先ほどからたびたび申し上げておりますように、義務教育の年限などもとても大事なテーマだろう、こう思いますから、まあそんなことを法律の中で書くわけにはいきませんけれども、たびたび私は前提を挙げて申し上げておるわけでありまして、教育年限のところなどはかなり自由な御議論をいただいた方がよろしいのではないかと、私はこういうふうに申し上げております。国会答弁でも、予算委員会等でも何度も申し上げましたが、答申は当然教育基本法にのっとりたものを期待しておるわけでございます。

ますから、先ほどもちよつと申し上げたが、そういう考え方を基調にして会長がおまとめになることとでありますから、そういう中で、教育基本法の精神、理念というものは十分考えて会長が取りまとめになるだろうということを私は期待もいたしておるわけでございます。

○三浦久委員 私は、それは会長に期待するというような問題ではなくて、この臨教審設置法の第一条を政府も委員も守るのかどうか、そういう問題だと思ふのですよ。

それで、今義務教育年限の問題が出ましたので、それに関連してお尋ねしますけれども、自由な議論をして、そして、義務教育年限は今九年ですけれども、それを六年にした方がいいんだ、そういうような議論になりました。答申がそういうふうに出たとしますね。どうするのですか。そうすると、その答申を政府は尊重しなければならぬ義務を第三条で負っていますね。政府自身はいや、義務教育年限は動かさないんだ、変えないんだ、こう言っておられるわけでしょう。教育基本法も変えないんだ、こうおっしゃっておられるでしょう。そうすると、変えないという答弁を優先させるのか、または尊重するという立場を優先させるのか、どっちになるんですか。それは私は非常に気になることなんです。

○森国務大臣 第一条で「教育基本法の精神にのっとり」というふうに明記をいたしておるわけでございますから、そしてまた、総理も私もいわゆる教育基本法を改正する意思はありませんと、こう申し上げておりますから、当然そのことが一番大事なこの法律の、また教育改革の理念に通ずると私は思っております。

○三浦久委員 そうすると、法律に答申や意見は尊重するところけれども、その答申が教育基本法の精神にのっとりていないというふうに政府が判断をした場合には、尊重する義務は免除されるというのですか、適用にならない、改正しないという方をとる、こういうお立場でしょう。そうすると、臨教審の答申というのは教育基本法の精神に

反したようなものは出してはならないということになるのじゃありませんか。どうでしょう。

○森国務大臣 ですから、たびたび申し上げておりますように、教育基本法のいわゆる精神にのっとりて政府は改革をしたい、こういうことでございまして、いろいろ御議論はあるにいたしましても、政府は教育を変えていくということについては教育基本法を大切に守つていきたい、こう申し上げておるわけでございます。

○三浦久委員 いや、それはもう何回も聞いているからわかっているのです。臨教審の答申が教育基本法の精神にのっとりていなければならぬのではないですかと聞いています。

○森国務大臣 答申は当然教育基本法ののっとりておまとめをいただきたい、そういう答申をいただきたいというところを政府は期待しておるわけでございます。今例え話で先生が御指摘なさいましたけれども、そのことが本当に正しいものであるかどうかということについては、政府は当然尊重する義務はございますけれども、政府の部内で施策を進めていく場合には当然また政府の部内で検討していかなければならぬということにもなるかと思ひます。

○三浦久委員 そうすると、臨教審の委員が議論をしたり答申を出す場合に、「教育基本法の精神にのっとり」というのは、何にもその拘束がない、そういうものから自由だということにはならないのです。少なくとも私は、この臨教審というものは教育基本法の精神にのっとり、教育基本法に規定する教育の目的の達成に資するために置かれておるわけでありまして、臨教審の答申、意見というものは教育基本法の基本的な改正を行う内容のものにならないことが法律上期待されていると思ひますが、文部大臣いかがですか。

○森国務大臣 そのとおりであります。

○三浦久委員 そうすると、委員の人は、やはり憲法や教育基本法の改正論者は任命しないというのが政府の態度でなければならぬと私は思ふのですが、どういふおつもりですか。

○森国務大臣 人選につきましては、まだ私は今の立場で政府として申し上げるという段階ではないと思ひます。たびたび申し上げておりますように、国会のいろいろな御議論、あるいはまた法律が国会を通過成立をさせていたいたした時点で、目的や所掌事務等国会で合意をいただきましたことを一つの大きな柱として考えていかなければならぬと思ひますが、いわゆる審議をお願いする委員の皆さんにいろいろな制約をつけるということは適当ではないと私は考えております。

○三浦久委員 私は、だれを、どういう人を選ぶのかということを知りたい。臨教審の委員なんですから、当然教育基本法を改正しますというふうなことを公然と言っているような先生方は委員にすべきではないのではないかとお聞きしているのですが、いかがでございますでしょうか。

○森国務大臣 そういう制約を設ける考えはございません。

○三浦久委員 それでは私は何となく首尾一貫しないという気がいたしますけれども、しかし文部大臣がはつきりそういうふうに御答弁になりますので、そういうふうにお聞きしたいと思います。

もう一つ、文部大臣、六月十九日の「教育改革この人に聞く」のインタビュー記事ですが、教育基本法は変えないと中曽根首相は国会で答えたが、どうですかと聞かれて、「私は総理のようにはいってない。義務教育の年限の短縮や延長なども実現しようとするれば教育基本法を変えなくてはならない。」というふうにもおっしゃつていますが、そうするとこれは訂正されますか。

○森国務大臣 今のは朝日新聞のものではないかと思ひますが、私も読んでみまして、初めから終りまで速記をとつてそのまま全部を掲載しているものではないかと、長いいわゆる対談といふものです。何人かの記者さんが見えになって、そういう中で一時間ぐらいのお話を申し上げて、いろいろな条項の中には例え話もございまして、

前段の話もございませう。そのエキスのところをある程度書きにたつたわけですから、私は、それはそれなりに間違っているとは申し上げておりましたが、いろいろな前提やいろいろな説明がついておりますが、そういうところは省かれていくわけでございます。

したがって、私はそこにも具体的に申し上げておきますように、そうしたいわけは義務教育の年限のような制度上のことで仮にかなりそういう意見が出てきたということであれば、これは十分に論議をしなければならぬことではないだろうか、こういう考え方を持っておるというふうに申し上げておるわけではあります。

総理がいわれる教育基本法は変えない、こう申されたということで、そういう義務教育の年限の問題を含めて、教育改革については各党の御意見というのには非常に多くあるわけですね。現にこれに、全入と義務とは必ずしも同一ではないという御意見はあろうと思いますが、けさほどの御意見の中でも鋭切先生もそういうお話がございまして、さつきと触れて大変御無礼であつたかもしれませんが、NHKの放送討論会の際も、山原先生も高等学校については全入とすべきではないかという御意見もおっしゃったことがあるのです。ですから、そういうことに話が言及していけば、そこそこはどうかどうしても触れることになると思うのです。

だからといって、先生方の御心配なされておられるいわゆる戦前復帰の、昔の日本の教育にするのだということをお考えで御心配とするならば、そんなことは私も望んでいないことでもなければ求めていることでもないけれども、本当に子供たちにとってすばらしい新しい教育制度の年限という御意見が仮に総意としてまとまってくるものであるならば、そういうことは教育基本法に触れるから全くだめなんだと今から申し上げることは必ずしも適当ではないのではないかと、私はそういう考え方を申し上げておるわけではあります。

○三浦(久)委員 次に、六十年度の予算編成についてお尋ねしたいと思ひます。

六十年度予算編成について今検討を進めております臨時行政改革推進審議会の行政改革小委員会、これは六月の二十五日には小委員会報告を行ひまして、七月の上旬にも正式な意見を提出することになっております。その検討項目というのは三十七項目にも及んでおりまして、教育関係の問題も多数含まれております。例えば、行革審では文教関係について七項目が検討対象になっております。具体的に申し上げますと、まず第一に四十人学級の凍結期限の延長の問題、育英奨学金の全面有利子化の問題、また教科書無償制度の見直しの問題、私学助成の削減の問題、公立文教施設費の削減の問題等々であります。

この行革審の意見が出された場合には、政府はまた、これを尊重する義務を負うということになつておるわけですね。そうすると、そういう規定に従つて、政府としてはこの行革審の意見を尊重し、それを実行するという立場をとられるのでしようか、どうでしょうか。

○森國務大臣 行革審では、二つの小委員会におきまして議論を進められておるといふことは承知をいたしております。ただ、政府内部の私の立場をいましては、まだどのようなことが具体的に決められたか、どのような審議が進められているかといふことは、もちろん新聞等での予想記事は承知をいたしておりますけれども、具体的な考へ方がまとまっていないうわけでございますので、現時点で私からあえてそのことに対する発言は差し控えたい、こう思つております。

○三浦(久)委員 今までの行革審の審議、また臨調の答申、こういうものを見ますと、私が今言つたように、いわゆる四十人学級の凍結期限の延長をやれとか、私学助成金の削減をやれとかいふ内容が出てくるというふうには私はかなり強く予想できるところです。そういういたしますと、これは大変な事態になるのじゃないかと私は思うのです。

私、文部大臣にお尋ねしますが、こういう四十人学級の凍結とか私学助成金の削減というものが、落ちこぼれといふものの解消を困難にするとか、また受験地獄の解消を困難にするといふふうな御認識はあおりになっておるのでしょうか、どうでしょうか。

○森國務大臣 今先生から御指摘ありました落ちこぼれあるいは受験地獄について、今おっしゃられた四十人でありまして私学助成でありますとか、そのことが原因のすべてだと私も考へております。教育を進める上に当たつて文部大臣として、四十人学級はぜひ実現をしたいし、私学の助成も、私学法の精神を私たちは何とか具体的に実現していきたい、こういう気持ちを持つておりますことは皆さんの御気持ちとちつとも変わっておりません。ただ、そのことが今の教育の荒廃のすべての原因だと言われることについては、私も賛成できかねる次第であります。

○三浦(久)委員 私は、そのことがすべての原因だと言つてはおりません。教育荒廃の一つの要因になつておるといふことは当然のことじやありませんか。四十人学級といふものは、行き届いた教育を行うために必要でしよう。ですからそれは、当然落ちこぼれをなくするために必要な措置だといふのはだれもが認めているのじやないですか。ですから文部大臣自身も、四十人学級の実現は私も強く希望しておると今言われたばかりです。それは、そういう落ちこぼれをなくするために一つの大きな効果があるとお考えになつておるからじやありませんか。また私学助成の問題にしても、国公立間のいわゆるさまたげを面での格差の解消といふものをしていかなければ受験地獄といふものもなくなる、そのことが受験地獄をたらしめている一つの大きな要素になつておるといふのは私ははつきりしていると思ふのです。それを、私がそれがすべてだと言つたかのよに答弁されるというのには、私はちよつといただけないと思ひます。どうなんですか、一つの要因になつておるといふふうにはお考えですか。

○森國務大臣 受験地獄あるいはまた落ちこぼれといふ問題の原因は、いろいろな意味で大変幅も広い根も深いだろうと私は考へます。四十人学級でなければ落ちこぼれは解消しないといふふうにも私は考へませんが、しかし、これだけ複雑なこういう人間社会になつております。子供たちもいろいろな意味で多様な社会に生きていくといふことも考へますし、人間を教室の枠の中に置くのはどの人数が一番いいのかという絶対的なもの指標はありません。しかし、欧米先進国の行き方を見ておりましたら、大体四十人ぐらゐが一番いいだろうという考え方に基づいておるものであります。仮に四十人が実現するといふことであれば、今度はまた三十人、三十五人といふ意見も出てくるのかもしれない。しかし私どもは、当面六十六年までに何とか四十人学級を実現したいと考えて努力をいたしたい、こう思つておるわけではあります。

ではしからば、昔の数が多かった私のころなどは、五十人以上のときもあつたような気がいたします。大変大きいときもございまして、私どもの時代に必ずしも落ちこぼれが少なくなつたとも考へられませんが、多いからそういうものが出る、少ないからそういうものが出ない、こういうことではないと思ふのです。確かに、一つの原因に挙げられるといふことを言えば一つのそういう要因といふことも数えられるだろうといふふうには、先生がそうおっしゃればそういうふうな考へ方もできると思ひます。

○三浦(久)委員 私学助成の問題にしても、四十人学級の問題にしても、大規模校の解消の問題にしても、そのネックになつておるのは何かといひますと、財政上の問題なんですね。そうすると、例えば大蔵との協議ができないからしやうがないんだとか、いや今百二十兆円の国債の発行残高があるからこれを解消するまではしやうがないんだとか、そういうような考へ方で文部省が教育問題に対処するすれば、私は文部省は要らないのじやないかと思ふのです。

ではしからば、昔の数が多かった私のころなどは、五十人以上のときもあつたような気がいたします。大変大きいときもございまして、私どもの時代に必ずしも落ちこぼれが少なくなつたとも考へられませんが、多いからそういうものが出る、少ないからそういうものが出ない、こういうことではないと思ふのです。確かに、一つの原因に挙げられるといふことを言えば一つのそういう要因といふことも数えられるだろうといふふうには、先生がそうおっしゃればそういうふうな考へ方もできると思ひます。

本間に子供の教育を行うためにはどうしたらいいのかということを実際に考える役所というものは、文部省しかないのではないか。ですから、財政上の問題でいろいろ大蔵から言われても、それをね返して、今のこういう劣悪な教育環境、子供にはやはり最良の教育環境を与えられなければならないということが児童憲章にも書いてあるわけですから、そのために文部省が奮闘しなければいけないと私は思うのです。ですから私は、今の教育改革を阻んでいる大きなガンは臨調答申であり行革審だと思っております。ですから私は、教育改革を進めるに当たっては臨調答申を凍結する、また行革審の審議を中止する、こういうことをやって根本的な見直しを行っていかなくては、教育諸条件を向上させる、教育改革を行うということはできないかと思うのですけれども、大臣のお考えをちょっとお尋ねしたいと思います。

○森岡務大臣　こういう劣悪な教育環境と言われると、私もちょっと賛成できないわけでございます。少なくとも日本の教育環境は、国民の努力、そしてまた国会でのいろいろな議論を踏まえて、各党各派皆さん方のいろいろな御提言もあり、私はかなり行き届いた教育環境になっておると思っております。文部省といたしましては、文部省は要らないなんて言われたのではまことに遺憾でございます。こういう厳しい財政状況の中でも、それこそ本間に血の出るような努力を文部省の役人のみんなもやっておるわけだし、私も与党・政府の一員として現実に文教政策を担当してきまして、まあ一々中身をやつてきた経過をこんなところで申し上げる必要はないと思いが、それはそれこそ、今日まで教育の諸条件が整うように涙が出るような努力をしてきたわけでございます。

しかし、今日の財政状況を一切そんなことは考えずに教育だけを進めるといふものではないわけ、やはり国あってということが基本的に一番大事なこと、こういう教育の条件の中で、例えば教科書の問題も議論があるんだということを子供

供たちが知ること私も私とはとてもいいことだろうと思うのです。もちろん小学校の一年生の子にそんなことを勉強してもらおうというところは適切ではないと思えますけれども、例えば教科書のお金が高学校年額五千元だ、この五千元というお金はともとうといものなんだ、そういうことを高等学校の生徒などが勉強するのは教育的に非常にいいと思うのです。

そういう意味で、もちろん私もそれをどうこうするということではなくて、むしろさらに継続の努力をしていくということには私も明言をいたしておるわけでございますから、私も一生懸命努力し、文部省も一丸となって努力をいたしておりますが、ただ、今日の政府全体の考えとして、文部省だけは、教育だけは聖域であっていい、そういう大きな意見にはならないわけでございます。ただ私自身といたしましては、教育にぜいたくはない、教育にできる限りの、国家の命運をかける大事な問題でありますから、少なくともこのことは聖域にしてもいいのではないかとこの気持ちは私自身持つておるということをおえて申し上げさせていただきます。三浦久委員　文部大臣と私は教育現場に対する認識が違いますね。私はおとといも総理質問で大規模校の問題を申し上げました。三十一学級以上の、まさに分離をしなければならぬというマンモス校で教育を受けている人が三百万人いるんです。それで、いわゆる二十五学級以上の児童生徒ですと、これはその倍になりますよ。六百万人の人々がそういう適正規模でないような学校で教育を受けているという事実、こういう問題が解決しなければ教育改革なんというものはあり得ないと思ふのです。いや、非常にいい環境で教育を受けている、行き届いた教育を行っている、こう言われますけれども、現実にはそうならないという事です。ですから私は、大規模校の問題にしても、また私学助成の問題にしても四十学級の問題にしても、やはり政府がそれこそ全力を挙げて解決のために努力しなければならぬ問題だと思ふのです。

問題は、自民党の昨年の総選挙での公約を持ってきたけれども、ここでもちゃんと、このマンモス校の解消の問題も四十学級の問題も私立助成の問題にしても、あなたたちは公約をされてい

るんです。そうするとあなたたちは、そういう国民に対する公約、主権者に対する公約、こういうものと行革審の意見と、どっちを尊重するのか、私はちょっと政治家である文部大臣にお尋ねしたいと思ふます。

○森岡務大臣　行革審、臨調の答申はいろいろございまして、当然それは遵守していかなくてはならぬというふうに私も考えております。そういう中から、一々細かいことを申し上げるとせつからず貴重な時間、先生に御迷惑をかけますから、私学助成についても、シーリングは全体的にかかっているところまでは一層そのシーリングの枠内にはいるところまでは引き上げるように努力もしてきたわけでございます。すし、高等学校以下につきましては、特に先生が御指摘のように、小さな子供たちを初めとして地方の教育行政に直接かわりのある義務教育の諸学校の問題との関連もあるわけでございますから、交付税等で十分な措置もいたし、そうした補助率についても十分考案方を加味しながら予算措置をいたしておるわけでございます。その中で十分な努力をしてきているわけでございます。

臨時教育審議会が行われますことは、日本の教育全体がどのように位置づけられていくか、そして今先生がお話しになりました予算との関連はどうなるのかというようなことは、今私どもがそういうことも御議論をいたしたいと申し上げることは越権ではございますが、当然日本の教育の今日までも反省しながら、なおこれから日本の教育がまさに日本の国家の命運を左右するということであるとすると、審議会の委員の皆様方も財政上国が公費として教育のいゆる負担というものをどのように考えるべきであるかというようなことの御議論も当然なざるのではないかなと私は

予想をいたしているわけでございます。そういう意味で、今日はやはり、行政改革をし財政改革をやるということでは決してすべてをぶつた切ることではないわけ、これは総理も国会で答弁をいたしておりますように、できるだけぜい肉を落として、要らなくなったものはそ落として、身軽になつてもう一度新しく躍動的な日本の国家を建設しようということが行政改革でございます。それから、教育もまたそういう意味でさらになお一層教育の諸条件を整えて、本間に日本の国を背負ってくれる子供たちのためにいい教育諸条件になるように私たちが最大の努力を政治家としてやっていきたい、こういう希望に燃えて私も今の問題に取り組んでいるわけでありま

○三浦久委員　教育環境や教育諸条件の整備なくして今日の状況における教育改革はあり得ないということを私は強く申し上げて、次の質問に移ります。ことしの三月と四月、福岡県の教育委員会は県立学校的全教職員を対象にいたしまして、卒業式また入学式で「君が代」を斉唱していたかどうか、このことを校長にチェックさせておるのです。そして、チェックさせただけじゃなくて、それを県教委に報告させておる。ここに県教委が作成した報告用の用紙がござい

ます。これは表題は何というのでしようか、儀式と書いて、その次に括弧が弧があります。そして昭和何年何月何日における教職員の動向、こういう表題になっておる。その下に一人一人の先生を全部名前を書くようになっておる。そしてその右に、式典に参列したかどうかということ、その中で正常だったか、異常だったか、未確認か、こういうような欄があるわけでありま。こういうものを各学校の校長先生に渡して、卒業式や入学式のときに「君が代」を歌ったかどうかというチェックをさせているわけですね。私が調査に行きましたところ、久留米の明善高校、ここでは式典の最中に一人一人の先生の面前でもって写真を撮って確認をしている、こういう

教育現場にあるまじきようなことが行われているわけですね。

唄教養は、私どもの調査に対して、起立して「君が代」を歌つた者が正常だ、起立していなかった者が異常だ、こういう扱いにしているんだ、こう言うのですね。私は、こういう考え方が異常だと思ふのです。というのは、その「君が代」というのは国民的なコンセンサスも得られていないのです。「君が代」が国歌かどうかということについて国民的なコンセンサスは得られておりませんよ。また、教育現場でもコンセンサスを得られておりません。

例えば、私調べてみましたら、小倉南高校では四百五十人の卒業生がおりました。うち生徒の半分が座つたままで、「君が代」を歌っていないのです。先生の半分も起立いたしておりません。父母も一部は、その式典に参加しておりますけれども、立っていないのです、歌っていないのです。だから、先生も生徒も父母の一部も、「君が代」を斉唱してはいないわけであります。

また、小倉工業高校では午前十時から卒業式がありました。これを三分早めてやった。何で三分早めたかと申しますと、生徒が「君が代」を歌わないところを父母に見られたくないからだ、こう言うのです。父母が来る前に、三分間早めてさつと——式典の最初に「君が代」を斉唱しますね。そういうことまでやっている。この小倉工業高校では卒業生二百七十人のうち八割が座ったままです。生徒の八割が「君が代」を歌っていないのです、座ったままなんです。先生も二十名が座ったまま「君が代」の斉唱をボーイコットしている。福岡県の県教委も、数人が起立していなかった学校も入れると半分以上の学校がボーイコットしている、こういうふうに言っているのです。

ですから、こういう国民的なコンセンサスを得られていない「君が代」の斉唱を、歌ったら正常だ、歌わないのが異常だ、そういう判断をして、しかも、今私が言ったように式場で写真などを撮りながら確認作業を行って、そしてその結果を県

教委に報告させる。こういうやり方は私は好きではないと思うのですけれども、文部省はこういうやり方を認めるのかどうか。また、今後こういうものを全国的に推進していくおつもりなのかどうか。また、「君が代」を歌わなかった教師に処分のおどしをかけているという事例もあります。このような処分を文部省は肯定されるのかどううか。この点を大臣にお尋ねをいたしたいというふうに思います。

○森国務大臣 次代を担っていく子供たち、また、この臨時教育審議会の設置をお願いいたしました国会でもいろいろな議論が出ておりますが、国際社会の中で日本人がこれから生きていかなければならぬ、とりわけ子供たちが好むと好まざるとにかくわらず国際社会の中で生きていかなければならない、そういう中にあつて、尊敬され信頼される日本人になるためには、やはり相手の国を理解し尊重しなければならぬ。そして、そのあらわれといたしておりますその国の国旗や国歌というものを尊重するということは、これはやはり国際的な慣行であろうというふうに思ふのです。国旗に対する敬意の表し方等、いろいろな過去の歴史を見てまいりまして、とても大事なことであらうというふうに思います。

私自身も昔、まだ国会に出る前に青少年活動もいろいろやつてまいりましたけれども、国際社会の各国の子供たちと日本人の子供たちのいわゆる交流なども見ておきますと、やはり日本人の青少年の国旗や国歌に対する態度というのは世界の国々から見て少し変わった態度であるということ、は、私自身も自分の目で見て判断をしてきているわけでございます。

そういうために、私たち日本の次代を担ってくれる子供たちには、まず我が国の国旗や国歌というものを大切にするという態度を身につけさせることが極めて大事なことでございまして、そういう意味で、学校教育におきましても国旗や国歌につきまして十分な指導をいたしておるところでございます。学習指導要領におきましても、社会、

音楽、特別活動等で、適切な機会をとらえまして、こうした指導をいたしておることと、ございます。小、中、高等学校の特別活動では、国民の祝日などにおいて儀式などを行う場合には、児童生徒に、対してこれらの祝日などの意義を理解させるとともに、国旗を掲揚し国歌を斉唱させることが望ましい、こう定めているわけと、ございます。したがって、いまして、各学年を通じて、児童の発達程度に即しまして指導するものとする、こう定めているところと、ございます。

したかいますて、ただいま三浦さんから御指摘をいただきました福岡県教育委員会のとつたこのの措置につきましては、国歌斉唱について指導の徹底を図るために、本年春に各県立学校で行われた卒業式及び入学式における教職員の国歌斉唱の状況について調査を行ったというふうに聞いておるわけでございます。学校で行われる儀式におきまして国歌を斉唱する、こういうふうに見学生徒に指導する立場の者が一緒に斉唱することは教育的に当然なことでありまして、子供たちにそういう指導をする立場の教師が歌わないということとは、これは大変子供たちにとって理解に苦しむということが当然出てくるのではないか、私はこういうふうに考えるわけでございまして、福岡県教育委員会としてはまずその実態を把握したい、こういう趣旨で調査を行ったものである、こういうふう

に理解をいたしておるわけでございます。

○三浦久委員 「君が代」が国歌だということ、このことは何か法律上の根拠でもあるのですか。人に歌うことを強制するということであれば、何らかの法律上の根拠がなければできないことだと思うのですよね。大臣、どうですか。

○高石政府委員　法律上「君が代」を歌わなければならぬというような法律上の根拠はないわけではあります。

ただし、学校ではやはり日の丸を国旗、「君が代」を国歌として、すべての子供たちに徹底して教育をしていくというのは必要なことであるという教育政策の判断から、学習指導要領でそういう位

置づけをして、指導の徹底を図っているというのが現状でございます。

○三浦(久)委員　ですから法律上の根拠は何もないのですよ。

それで、戦後の話ですが、昭和二十一年十月九日に、文部省令三十一号で国民学校令施行規則の一部改正というのが行われております。ここではどういうように書かれているかといいますと、「国民学校令施行規則の一部を次のやうに改正する 第四十七条第一項中「左」を「祝賀」に改め、第一号乃至第五号を削る」となっているのですね。

これはどういうことかといふと、この施行規則の第四十七条「紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及児童学校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フベシ」、そして一号というのは「職員及児童」「君が代」ヲ合唱ス、二号が「職員及児童ハ天皇陛下 皇后陛下ノ御影ニ対シ奉リ最敬礼ヲ行フ」、三号は「学校長ハ教育ニ関スル勅語ヲ奉読ス」、四号は「学校長ハ教育ニ関スル勅語ニ基キ聖旨ノ在所ヲ」これは何と読むのですかな、まあ教えるという意味なんでしょうな。ちよつと私読めません、余り古い字なので。それから五号が「職員及児童ハ其ノ祝日ニ相当スル唱歌ヲ合唱ス」、こうなっていますね。これは削除されている。

それで、この削除された、改正された国民学校令施行規則第四十七条はどういうふうになるかというと、「紀元節、天長節、明治節及び一月一日ニ於テハ職員及児童学校ニ参集シテ祝賀ノ式ヲ行フベシ」、それだけに変わっているのです。ですから、「君が代」を合唱しようということはもう削除されたわけですね。これはどうして削除されたのですか。

○高石政府委員　戦後、国家についてのいろいろな考え方があつて、戦前のような形で国が教育内容について全部国の基準で取り決めるという方式をまず変えて、戦後は、それぞれの地方自治ということから教育の地方分権というのを図つたわけでございます。そういう一貫の流れから、教育の

○三浦久委員 結局、戦後の「君が代」に対する混乱もあつただろうとおっしゃいましたけれども、「君が代」というのは戦前どういうふうに教えておりましたか。「君が代」というのは、天皇が治める御代が未来永劫に続きますようにと、そういう歌なんだ。これは戦前の教科書にはつきり書いてあります。それは、戦後の主権在民の思想、そういうものと全くそぐわない、そういうことからこういう改正が行われたのだというふうに私は思いますね。そしてまた、その「君が代」というのが、あの侵略戦争に国民を駆り立てる、そういう道具に使われていたということも紛れもない事実なんです。

いうふうと言わざるを得ないわけですね。
ですから、多くの人々が、七〇％以上の人々が
国歌だと思ふことは自由であります。しかし二十
数％の人は国歌だと思つていないのだから、そし
てそのことは法的な根拠がないのだから、二十数
％の人が国歌じゃないというふうに思つて歌わな
いということも自由ではありませんか。歌わせる
というのであれば、それ相応の法的根拠をはつき
り見つけなければいけない問題じゃないですか。
文部大臣、どうですか。

○高石政府委員 一般の国民を対象にして国民に
強制するというような論理のときには、御指摘の
ような論理があると思うのです。しかし、およそ

も、そういうところは、一校もありませんよ。今、職員室というのはみんなで討議する場所になっていないじゃないですか。校長が自分の決めたことをただ伝達するというような機関になって、職員全体のコンセンサスを得るといふような場になっていないといふのはもうはっきりしているじゃないですか。

局長、入学式とか卒業式を一体何と心得ているのです。ここは単純な儀式じゃないでしょう。一番最初の授業でしよう。一番最後の授業じゃない、先生も歌わない、父兄の一部も歌わない、そういう「君が代」を強引に歌わせるというのは一体何

もいい、大きく成長してもいいと先生が思っておられるのだとすると私はとても悲しいことだと思うのです。

したがって、当然いろいろな意見がございまして、私も政治家ですからいろいろな意見は聞いておりますが、新しい国旗や国歌をつくれというような意見もございまして。しかし、先ほど先生もみずから御発言にございましたように、「君が代」は七〇％以上の人たちがこれを国歌というふうに認識しておられるということでございますから、確かに先生がさっき例えの中でお話しになりましたように、昔の軍国主義あるいは天皇が戦争に駆り出されたその道具となったというようなお話も

先生からなさいましたけれども、そうしたことの反省をいたすのは我々世代から上の皆さんであらうと思うのです。今の子供たちにとっては、そのことが全く昔の軍国主義やそのことを引き出すという道具ではないと私は思っております。

「君が代」の君というのも、天皇だと今三浦さんはおっしゃった。しかし、天皇は昔の天皇ではないわけで、憲法に国民統合の象徴として定めて、そして国民が憲法をひとしく守るように、我々はお互いにそのことを主張しているわけでございませう。したがって、国民統合の象徴としております天皇を持つ日本の国が永遠に平和であつてほしいという歌でございませうから、そういう意味で国民の皆さんもそのことを十分理解をしておられる、こう思うのです。

ただ、先生が今指摘されたように、学校で歌われていないじゃないかと、そのことを改めて法律でつくれないかという意見が二〇％しかないというような数字を挙げられましたけれども、国歌や国旗に対してそれぞれ今いる日本の大人たちはいろいろな思い出を持っていることは事実だと思ひます。ですから、そういうことを考えますと、改めて国歌を法律で制定することはないというように意見を持っている人たちは私も自由民主党の中にもかなりおられると思ひます。しかし、今日日本の国で一番これを親しみ、そして国旗や国歌としてある程度国民が認識しておるといふ数字は、三浦さんもお認めになったとおりでございます。したがって、私もが国旗や国歌というものを通じて平和であるということのとき、そしてかつての戦争ということを二度と繰り返してはならぬというお互いの気持ちの戒めになるというふうな、私自身はむしろそういうふうな受けとめておるわけでございます。

学校で歌わないじゃないか、生徒も歌わないじゃないか、これは先生が歌わせないようによければ生徒が歌わないのは当たり前でございます。まして、私はそう思っております。生徒がみずから先生に反して歌つたりすることは学校教育上

あり得ないことではございます。ですから、学校の先生がそういう方向でなければ生徒だって歌わないというのとは当然でありまして、そういう事象だけをとりえて、子供も歌っていない、先生も歌っていない、だから国歌として認められないのだという考え方は、先生のお考えとして私は否定はいたしませんけれども、それはそれなりのお考えであるというふうには私は承知をいたしておきたい、こう思ひます。

○三浦(久)委員 私は国歌を一般論として否定しているのではありません。「君が代」といふものを国歌として、そしてその斉唱を強要するということをお否定しているわけですね。今あなたも、新しい憲法になった、象徴天皇のシンボルとしてこの国歌があるのだ、こう言われましたね。ですから、歌詞は同じであつても新しい憲法のもとではその意味、内容は変わつてきているのだ、そういうことをおっしゃりたいのだらうと思うのですけれども、それであれば、憲法第一条というのは天皇の象徴ということを規定したのじゃないのです。その本旨は、象徴としての天皇の地位は主権の存する国民の総意に基づくという、まさに国民主権そのものを規定したものだといふのははっきりしていることではございませう。

ですから、そういうことであればいづゆる国民主権にふさわしい国歌を制定せよとか制定するとか、そういう方向で議論を進めていくというのであれば結構だと思ひます。しかし、いづゆる国民的天皇主権を謳歌するような歌詞を持った「君が代」といふものを先生方に斉唱を強要するということとは、私はどんなことがあつても認められないことだと思ひます。ですから、これを自民党がしやにむに強要するといふことは、むしろこれは天皇を――憲法改正して天皇を元首化しようなんて、そんな動きも自民党の中にありますね。そういうものを押しつける、まさに党派的ないわゆる偏向教育の典型的なものじゃないかと思ひます。

私はこれ以上議論は続けませんけれども、はっきりしておくと、文部大臣、この「君が代」が国歌であるといふことは何らの法的な根拠もない、したがつてこれをいづゆる行政が法的な根拠もなく他人に強要するといふことはできないと思ひます。いづゆる行政は法定主義でありますから、法的な根拠がなければできないことになつております。ですから、そういうことも念頭に置いて今後の学校運営に当たつていただくことを強く要望して、次の質問に移りたいと思ひます。

一つは、学級編制の問題でございませう。現在、文部省は小学校、中学校の児童生徒数を五月一日で確定してあります。そして、クラスの数を定めておられるわけですね。つまり、四月の入学時に仮にその学年が九十人であるといふとすると、二クラスで入学式のときはスタートするわけですね。ところが、五月一日現在で九十一名ないしは九十二名にふえたといふとすると、その時点でまた学級をばらしまし、そして三クラスに編制し直すわけですね。こうしたやり方は学校現場に大変混乱を持ち込んでおられるわけですね。

北九州のある小学校の四年生の場合ですけれども、去年までは三年生だったわけですね。それで三年生のときは四クラスだったわけですね。ところが、ここの三月の末に児童が減少いたしましたので、四月の始業式には百三十五人しかいない。それでちょうど三クラスでスタートしたわけですね。ところが、その後五月一日までの間に二名ふえました。そうすると、せっかく新学期でもつて三クラスでスタートしたのに、二名ふえたものですか、今度は五月一日の段階で編制がえを行つて四クラスにしたわけですね。今まで四クラスで来たのが三クラスになり、そしてまた四クラスになるといふ、一月もない間に大変慌ただしく学級の編制がえが行われているわけですね。

ぬ、こういう一抹の不安があるわけですね。ふえたとクラスの編制がえをしなければならぬ、こういうことになります。ですから落ちつかないのです。学籍簿も仮のものしかつくりませんのです。それから児童の名札も、四年生という名札はつけますけれども、四年何組という組はつけないで、そのまま始業式を始めて授業をやっているということですね。

それから、家庭訪問をしようと思つても、またクラスがばらさるちやつて自分の担任じゃなくなつちやうかもしれないといふようなことがありまますから、学校の先生は家庭訪問もできない。そういたしますと、そのクラスだけやらないといふわけにはいきませんから、学校全体が家庭訪問を延期せざるを得なくなつてくる。また生徒にいたしますと、果たしてこの先生がこれから一年間担任してくれのかどうかといふこともわからないものですから、その期間は勉強に身が入らない、そういう状態が続くそうです。

それからまたクラスの編制ができないと学校の先生は言つておられましたが、それはなぜかといふとリーダーをつくるのができないといふのです。ですから、そういう意味では、四月の二十日間ぐらいというのは先生も生徒も父母も大変不安な状態に陥つておられるといふことが言われております。

ですから、できれば新学期に学級編制をするとそのまますと一年間通した方が教育上はいいのじゃないか、こういうことを現場の先生はおっしゃつておられるわけですね。例えば、我々でも一月一日というのは気持ちを新たにいたしますけれども、児童生徒も新しい学期になりますと非常に新しい抱負を持って学校に来るそうです。例えば今まではどうもおれはいたずらをした、学校の先生にいろいろ怒られてきた、しかしこしこそはひとつ心を入れかえてしっかりと勉強しようとか、スポーツに専念しようとかまじめにやろうとか、そういうような気持ちを持つて来る。ところが、今までの先生にはおれの悪事は知られておるからほ

かの先生に当たらないかな、そういう気持ちも持つそうですね。そうすると、四月のスタートのときに今までの先生と違つた先生に当たつた、喜んで、さあこれから一生懸命やろうというふうに行つてゐるときに、がらつとクラスの編制がえが行われてまたとの先生に当たつてしまつた。そこで生徒のことはそれは新しい抱負がたがたつと崩れてしまふ、そういうこともあるそうです。これは学校の現場の先生から聞いたことであります。

こういうことが何で起きるのかということですが、これはレアケースだと言いますけれども、その学年の生徒たちにとってはいわゆるボーダーラインの層ですから、小学校で言えば一年から六年まで同じような状態が毎年ずっと続いていくわけですね。ですから、レアケースであるけれども、その生徒たちにとっては大変な問題だということと言えるわけでありまして、何でこういう状況が出てくるかという、学級編制を四十五人単位という硬直した、まさに弾力性のないやり方でやるために発生しているのじゃないかと思うのです。ですから、例えば四月段階で四十五人を若干下回つた、そういう場合でも、五月一日現在で四十五人を超えるのじゃないかと予想されるようなときは、その見込み数を基準として学級編制を行うという弾力的な運用を行つてやる必要があるのではないかと私は思うのですけれども、大臣、その点いかがでございますでしょうか。

○高石政府委員 学級編制の基準を四月一日にした方がいいか、五月一日にした方がいいか、実は一長一短あるわけがございます。一般的な傾向としては、四月には子供の出入りが激しいという実績から、五月一日という日を児童生徒数の学級編制をやる基準日に決めてゐるわけがございます。したがういまして、このとり方は一長一短があつて、一般的に言いますと五月一日の時点でとつた方がより確実な安定した児童生徒数の把握ができるという発想に立っているわけがございます。それから、實際上、この学級編制を基準とした

しまして教職員の定数を積算をし、国の負担の限度を決めるわけでございます。したがういまして、各県はその枠内でそれぞれの学校に対する教員配当を行うわけでございます。したがういまして、標準法に書いてあるとおりに執行してゐるとは限らないわけでございます。県によつて、教員の配当についてはある意味での弾力性を持つて対応してゐるというのが実態であらうかと思ひます。したがういまして、別に標準法に決めたとおりにやくし定規にやらなければならないという制限をとつてゐるわけではない。ただ、ある地域で有利に教員配当をして、ある地域で標準法で定めてゐるより以下の教員配当をしたということになるという問題が起きますので、大部分の県では標準法に定めてゐるような方式で実際に学校に配当してゐるというのが現実の姿でございます。

それから、なお五月一日を基準日として決めておられますけれども、四月の当初にもう明らかに五月一日にこの学校は何人かふえるということが確定であるものは、四月の当初から二クラスなら二クラスに分けて学級編制をするという運用上の措置はとつてゐるわけでございます。

○三浦(久)委員 それでは次に、図書司書の問題についてお尋ねをいたします。

学校図書館法第五条によりまして「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」というふうになつておりますが、この配置状況はどうなつておるのでしょうか。

○高石政府委員 司書教諭の配置率は、司書教諭として発令されてゐるのは非常に少ないわけでございます。小学校を例にとりまして全体の〇・五%、中学校が一・一%でございますが、実際上は学校の校務分担任で学校図書館の担当教員という分担任を命じてゐるわけでございます。司書教諭という発令はしてありませんけれども、その実態の分析をいたしますと、小学校で九七・九%、中学校で九八・八%、高等学校で九九・八%の人が、先生のなかでが図書館関係の仕事を担当するとい

ような形になつてゐるわけでございます。

○三浦(久)委員 その九七・九%というのは、それは全く校務分担任で司書教諭の資格のない人たちがやつてゐることでしょう、そういうものも含まつてゐるわけですね。ですから司書教諭として発令してゐるのは小学校で〇・五%、中学校で一・一%というお話ですけども、この法律が施行されてから三十年以上たつてゐるのですよ。何でこんな低い達成率なんですか。

○高石政府委員 学校図書館法では本則で司書教諭を置くということになつておりますけれども、附則のところで「当分の間、置かないことができない」という規定がございまして、司書教諭の資格を有してゐる人たちが必ずしも全部の学校に得にくい、司書教諭になるためには一定の資格、単位その他を取らなければなりませんというのがある原因です。

それからもう一つの原因は、これは学校現場の先生方の意識の問題があるようにございまして、図書館の司書教諭として専任の発令になることについてはいろいろな抵抗があるようにございまして、やはり図書館業務というのは、学校の教職員が全体的に仕事を分担して利用していく、活用していくという体制をとつた方がいいというところから校務分担任という形での仕事の割り当てにしているというふうに分けておられます。

○三浦(久)委員 学校図書館法第一条は「学校図書館が、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であることにかんがみ、三々、こうなつてゐますね。ですから、図書館活動というのは学校教育に対して非常に重要な位置を占めてゐるのだと思ふのです。そのために「専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」となつてゐる。

今局長は制度上の問題で、附則で「当分の間、置かないことができる」と書いてあると。当分の間というのは何十年を言うのですか。当分の間と

いつて、もう三十一年ですか、たつてゐるのですよ。そうすると、小学校で〇・五%、中学校で一・一%、この例で言うとおと何百年かかるのかなという感じがするのです。ですから「当分の間、置かないことができる」というその当分の間といふのはどのくらいのことをめどにしてお考えになつておられるのか、ちよつとお尋ねしたいと思ひます。

○高石政府委員 戦後いろいろな法律がつくられて、一つの理想の実現として本則ではそういう職員を置かなければならないという規定を書いた、しかし現実的にはそこまでいくには相当な隘路があるということ、当分の間置かないことができないというふうな附則の形態の法律がこの法律以外にもかなりあるわけでございます。したがういまして、当分の間がどれくらいかというのはいまから答えにくいわけでございますが、法律で書いてある場合にはかなり長い期間を予想して書かれておるし、現実的に運用されてゐるということ、私の方といたしましては、司書教諭に対してのいろいろな講習会その他を積極的に実施してゐまして、そして、できるだけ資格のある先生がまず絶対数としてふえなければいけないということ、その研修を一方において積極的に進めてゐるわけですね。

それから一方において、都道府県教育委員会等に対しては司書教諭の発令を一層やつてほしいということ、これを毎年通達で出してありますけれども、それが先ほど申し上げたような事情で十分期待される状況にないというのが現状でございます。

○三浦(久)委員 相当な期間とおつしやいますけれども、例えば達成率の多い中学校の場合をとつても一・一%でしよう。三十年で一・一%の進捗率ということになりまして、一〇〇%いくのこの調子でいいたら、三十年の百倍だと三千年かかるということになります。これは文部省が図書館教育というものを軽視してゐることのあらわれじゃないかと私は思ひます。

文部省にお尋ねいたしますと、学校図書館法の第五条の「司書教諭を置かなければならない」というのは、これは何も専任の人を置かなくてもいいんだ、要するに司書教諭の資格を持った人をいわゆる標準定数として配置しておけばいいんだ、校務分掌としてその先生にやってもええればそれでいい、この第五条の要件は満たすんだ、こう言われているわけですね。そういったしますと、結局、この学校図書館法に言う司書教諭というものを置いただけでは、まあ置いてもないんだけれども、学校図書館の運用というのは十分にいかないわけですね、文部省の考え方と言うと、何しろそれに専念はしないわけですから、そうすると、これを校務分掌の一つとして学校の先生が扱うということになりまして、本当に行き届いた図書館の運営というのはできないのです。

というのは、教科を担当している先生というのは、それはいろいろ仕事がありますね。教科自身の研究もあります。また学校行事の準備もあります。また校内暴力とか非行が発生するとその対策へうんと時間をとられてしまったりとか、学級事務もあります。また児童の健康状態がどうかとか、そんなこともやらなければいけません。ですから、そういうことに追われて図書館の運用に十分の時間を割く暇がないというのが現状なんです。

そして、もともこの図書館の仕事というのは片手間にできる仕事ではありません。私も三つ四つ、この学校図書館の運用の状況を調査してまいりました。まず本の受け入れがありますね。本を買って、そしてあの図書館の本棚に並ぶまでにどのくらいの手間暇がかかるかということ。本を受け入れる、それをびしっとした分類法に基づいて分類しなければなりません。その分類をするには中身を読まなければわからないという場合もあるわけですから、本を読まなければならぬという場合が出てきますね。カードを作製しなければならぬ。カードは一枚じやありませんね。三枚ぐらいカードをつくりまします。それから貸し出しをしなければいけません。それから集

計作業がありますね。それから読書指導がありますね。例えば児童が来てもどこにどういう本があるかわかりませんから、その本だつたらあそこに行つて探していらつしやいとか、そういう指導をちゃんとしなければ本の貸し出しというのはできません。それから本の紹介もあります。カウンタ―業務がありますね。返本の整理がありますよ。そのほかにも、もっとサービスをよくしようと思えば、新聞の発行、読書感想文のコンクールもやらなければならぬとか、いろいろありますね。また、学校の生徒でつくっている図書委員会の指導というやうなものもやらなければいけません。ですから、学級を担任している先生、教科を担任している先生がこういう図書の係になるということでは相当なオーバーワークになるということで、聞いてみると、もう校務分掌でもって図書係になるというのは嫌だと言ふ先生が非常に多いわけですね。

そういう中で北九州の場合をちょっと御紹介いたしますと、北九州では五市合併の昭和三十八年の十月に、PTA雇用であつた図書司書さんを市が一般事務職員として採用しているわけですね。そしてそれを学校に配置したわけですね。校務分掌としてそういう図書司書さんは図書司書の仕事に専念させてまいりました。その数は合併当時八十六名おりました。これは大変いいことです。その後だんだん減つてまいりました。ことしの三月には二十四名になつたわけですね。この二十四名の人は、学校で校務分掌として図書司書の仕事に専念してまいりました。

ところがことしの四月から、あらゆる学校にいた臨時職員、この臨時職員というものを市が全部廃止してしまつたのです。そのために二十四名の図書司書さんも一般の事務をやらなければならなくなつたのです。今までは一般の事務は臨時職員がやつてくれました。ですから図書司書に専念できなかった。ところが一般事務も今度はやらなければならぬというやうになつてしまひまして、ことしの四月からは専任者がゼロになつたわけ

あります。そして、その二十四名の三分の二の人が図書室と一般事務のかけ持ちです。三分の一の人、これは八名になりますが、これは一般事務の仕事だけしかしないというやうになつてしまひました。

ところが、ちよつと調べてみましたら、この専門の図書司書さんがいる学校図書館といない学校図書館では、子供の読書量が非常に違うというやうなことです。例えば小学校ではどのくらい違うかといひますと、二・五倍違うのです。中学校では十倍違うのです。こういう結果が教委の調査で明らかになつております。これは、どんなことを専任の図書司書さんがやつておられるかといひますと、図書司書の職員は、私の調べたある学校ですと、八百五十五人の生徒さんがおります。この人たちが一人一人の貸し出し年月日を全部記載してあります。それでどういふ本を読んだかも記載してあります。それで、例えばPTAがあると、それを学校の先生に渡して、学校の先生がそれに基づいて子供一人一人の読書傾向などを説明する。そういう資料にもなつています。また、子供の読書欲をわかせるために大変かわいらしい表彰状なんかをつくつて、そして励ましていますね。こゝへ持つてきましたけれども、例えばこれがそうです。これは「読書賞」といふんですね。「あなたは一年間たくさん本を読んで個人カードが何枚めになりました。大へんよくがんばりましたね。これから先もしつかり読んでください。」こういうものを学期末にやるんですね。これも同じものですね。色が違うのは、男の児童と女の児童の違いだと思ひます。こういう非常に児童心理をつかんだ、きめの細かい指導までしているわけですね。ですから子供たちは、これをもらいたひというだけじゃありませんけれども、また図書司書の先生からこの「読書賞」をもらおうというので、また一生懸命本を読むというやうなこともなつていくわけですね。こういういわゆるきめの細かい仕事といふのは、専任の司書がいなくてはいけません。

あります。そして、その二十四名の三分の二の人が図書室と一般事務のかけ持ちです。三分の一の人、これは八名になりますが、これは一般事務の仕事だけしかしないというやうになつてしまひました。

ですから今北九州市では、ことしから全部臨時職員がなくなつちやつて、きつき言つたやうに専任の図書司書がいなくていいということになりましたので、学校の先生だけではなくて、父母の皆さん方にも大変大きな衝撃を与えているわけですね。それで今北九州では、図書司書の専任を置くというので請願運動が起つていっているわけでありまして。

文部大臣も、子供にたくさん本を読ませるといふのは教育上非常に大きな効果があるということ、もう十分に御理解をいただいていることだといふやうに思ひます。ですから、本の好きな子供を育てる、そういう教育改革をやるといふのであれば、文部省は、今行革特例法でもつてストップしているいわゆる事務職員増大十二年計画ですね、これはあるのですが、行革特例法でもつてストップになつていふ。これを再スタートさせる、そしてまたそのスピードをさらにアップする、またさらにそれを充実させる、やはりこういうことをすべきだと思ひます。そして、図書司書さんが図書司書の仕事に専念できるやうな環境条件をつくつてやるのが大事だと思ひますが、大臣の御見解をお聞きしたいというやうに思ひます。

○森岡務大臣 子供たちが本を読むということは、これは単に教育上だけではなくて、やはり文化というものを振興させる意味においても大変大事なことだといふやうに考えます。そういう意味では、三浦さんがいろいろと例を挙げて御指摘をいただきました、子供たちが本に親しむ、そういう教育環境をつくるということは極めて大事なことで、私も考えております。

しかし、司書教諭につきましても、考え方、今日まで努力はしてまいりましたが、初等中等教育局長から申し上げましたとおり、現実の問題としてはやはり定数全体の問題でもございます。やはり私も今日、文化教委もいたしまし、また党の文教の仕事をしてまいりまして、結局どれを優先させていくかということが非常に大事なところだと思ひます。何も教職員のいわゆる定数

に關することに全く努力をしないというわけではないわけ、いわゆる産休代替でありますとか、今、四十人学級はわずかでございましたけれども、その方向にも一応着手をしたわけでございますし、いろいろところで学校教育現場に対する、教員に対するいろいろな施策は、皆さんから見れば御不満な点も多いかと思いますが、それなりに努力をしているということでございます。第五次定数改善計画につきましては、今御指摘もございました事務職の問題等も含めて、着実にその方向で努力するように私どもも検討を加えておるわけでございますし、今後とも努力をしまいたいと考えておりますが、要は、やはりプライオリティーの問題、どちらを優先させていくかというところで、おくれいている面も確かにございますけれども、それはそのかわり、学校現場にあずかる先生方の他のプラスの面も出てきているわけでございますから、そうした先生方がお互いに協力し合うことによって学校図書館が円滑に子供たちに展開をされていくように、また先生方の自発的な御協力もお願いをして、現実の問題としてそれを処理をしているということでございます。

先生のお話しされておりますことは、これは全く間違つたことではないわけでありまして、そういう方向で私どもも、図書、本というものを大事にする、読書というものを大事にするということについては、そういう方向でさらに教育を充実していかなければならぬと思っておりますが、今後ともいわゆる定数改善の問題、そしてその完成年度、そういうところに主眼を置いて、なお一層の努力、改善をしていきたい、こういうふうにもまた政府当局も指導していきたい、こう思っております。

○三浦(久)委員 時間が参りましたので質問をやめますけれども、私は、何を優先させるのかといえば、この前の新聞の世論調査でも、これ以上の軍備の拡大は望まないという人々が八〇%以上超えているわけです。ですから来年度予算の編成に当たっても、軍備の拡大というようなことはこれ

はしないで、そうしてやはり教育環境、教育条件の改善のために全力を尽くす、そのことが教育改革の本旨だというふうに思っています。このことを強く要望して、私の質問を終わりたいと思います。

○片岡委員長 この際、御報告申し上げます。

去る十九日、大阪府に委員派遣を行うことに決定し、派遣日時、派遣委員の選等につきまして、委員長に御一任願うことになっておりましたが、委員長は、派遣日時は、来る七月三日から二日間、派遣委員は

池田 行彦君	戸塚 進也君
深谷 隆司君	宮下 創平君
小川 仁一君	松浦 利尚君
市川 雄一君	和田 一仁君
柴田 睦夫君	

及び私の十名といたします。
次回は、来る二十六日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時二十九分散会

昭和五十九年六月三十日印刷

昭和五十九年七月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W